

言語政策・言語の領土原則・多言語使用 —スイスの場合

ジュネーヴ大学 ロラン・ガジョ

有賀 笑 訳

水谷 優里 訳

1. はじめに

ヨーロッパの中央に位置する小国、スイスにおける言語政策、並びに多言語使用とはいかなるものか。まずはこの国の全般的な構造、領土内の言語の分布を見ながら、スイスの言語政策の基礎にある、言語の領土原則に着目していく。この原則は領土内全てに絶対的効力をもって適用されるわけではない。またすべての行政組織に適用されるわけでもない。本稿では特にフランス語圏とドイツ語圏の境界に位置する2つの町、フリブール (Fribourg) とビール/ビエンヌ (Biel-Bienne) を取り上げて考察していく。またこれらの考察を明確にするために、他国との比較も行いたい。そして多言語・多文化のスイスについての結論を述べる前に、言語教育に関する着目する。そうすることでこのテーマを掘り下げ、国際比較に話を移すこともできるだろう。

2. スイスとその言語

スイスは西ヨーロッパの中央に位置し、フランス、イタリア、オーストリア、リヒテンシュタイン、ドイツに囲まれている。面積 41000 km² の国土には、人口約 750 万人を擁している。首都はベルンだが、規模で見るとチューリッヒ、ジュネーヴ、バーゼルの方が大きい。

スイスは連邦国家で、地方分権が進み、政治的決定は連邦政府、カントン (州)、コミュン (市町村) の3つのレベルで行われる。カントンは26州あり、特に教育関連の権限をもっている。たとえば教育分野において、連邦政府は州の教育委員会に対して勧告を出し、協議を奨励することしかできない。最終的な決定権は州がもっているのである。このことは特に言語政策を実施するうえで非常に重要な点となっ

る。

その言語に関してだが、スイスには4つの公用語がある。ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語である。このうち最初の3言語だけは完全に公用語といえる。しかしロマンシュ語に関しては、ロマンシュ語圏の人々と連邦政府の間で、公用語として使われている。そのため、ロマンシュ語は「半公用語」と言える。

全26州のうち、22州が単言語地域、ベルン・フリブール・ヴァレーの3州が二言語地域、グラウビュンデン1州が三言語地域と規定されている。このグラウビュンデン州ではドイツ語、ロマンシュ語、イタリア語が話されているのだが、この州だけが唯一ロマンシュ語を使用している。一方イタリア語は主にテッサン州で使用されている。このようにスイスにおける言語の分布は、主に領土区分を基にしているが、ロマンシュ語圏は様々な地域に分断された状態で散在している。

国内住民に占める各言語使用者の割合は以下の通り：

- ードイツ語話者：64%
- ーフランス語話者：20%
- ーイタリア語話者：7.5%
- ーロマンシュ語話者：0.5%

ただ、上記の数字は住民が主として使用する言語を示していることを特記しておく。というのも2000年の国勢調査以来、頻繁に使用している言語もあわせて申告できるようになったからだ。したがってこのことを考慮に入れるならば、実際にはロマンシュ語は1%、フランス語は33%になることを指摘しておく。

その一方で、この言語分布の変遷を時系列でみていくことも非常に興味深い。ここではフランス語に注目しよう。

1888年の最初の統計調査が行われた時以来、1970年までの間、フランス語人口の恒常的な減少が見受けられる。しかし1970年から1990年にかけて、フランス語は唯一使用者が増加した公用語である。一方他の言語は1960年以降後退傾向にある。

フランス語話者がこのように相対的に増加した結果、1990年以降フランス語は言語的に均質化した。一方で少数派言語が優勢な地域は、言語的にそこまで均質ではない。このようなフランス語話者の増加はとりわけ、フランス語が持つ最も大きな統合力により説明できる。フランス語はスイス在住外国人にとってスイスという国の国民統合力を象徴している。そのため在住外国人に占めるフランス語話者の割合が多い。最近の研究（Werlen, 2008）ではフランス語を話す人々は、彼らの言語により誇りを感じているということが示されている。またフランス語はドイツ語話者の間で、ある程度その威信をもち続けているのである。

ここで大切なことは、スイスにおける4つの言語の使用状況に関して、いくつかの要素を明確にすることである。公用語でもあるドイツ語はスイスアレマニック語圏ではコミュニケーションツールとして好まれる言語ではない。というのも、普段のコミュニケーションは方言によってなされるからである。その方言というのは地域によってさまざま、アレマニック語を話す人のアイデンティティと非常に強く結びついている。標準的なドイツ語（Schriftdeutsch/Hochdeutsch）は（あえて『標準語』とする理由は書き言葉として使われているからである）、やむを得ない場合に使用され、第二言語とみなされている。イタリア語に関しても方言が強いのだが、スタンダードな言語との競合関係はより小さい。

ロマンシュ語に関しては、状況はより複雑である。実は、ロマンシュグリシュンは人工的に標準化されて作り上げられた言語であり、1982年まで全く存在しなかった。ロマンシュ語は様々な地方語に分かれており、標準化されたロマンシュグリシュン以外にも、伝統的な言葉がまだ存在し続けている。例えばもっとも普及しているものだと、ラディン（ladin）、シュルシルヴァン（sursilvan）、シュルミラン（surmiran）、ピュテル（puter）、ヴァラデル（vallader）などだ。今日学校を卒業していく若者たちは、標準化されたロマンシュ語で教育された最初の学生たちである。ただこの標準化された言語は保護者にとってはなじみのないものであり、一部の住民からは非常に批判の対象とされている。

しかしながら、標準言語の存在はこのように小さくなった共同体を維持するためには最良の解決策と言える。というのも決まった一言語をメディアや行政、学校で使用するようになるからである。フランス語はというと、比較的均質な状態で存在している。例えばフランスの地方方言は、ほぼ完全に消滅している。

このような状況で、ドイツ語が異論の余地なく多数派言語として存在するのだが、フランス語も比較的優勢な言語だと言える。イタリア語は地位を守っているが、そもそもその地位は、隣国イタリアでの普及により、強固にされているのである。

ロマンシュ語はというと、10年ほど前から少し安定してきているが、それは明文化された言語政策のおかげであり、少数派に対する努力を繰り返してきたためである。その一方、1939年に公用語に認められて以来、スイスでしか話されていない唯一の言語として、しばしその存在意義が主張されている。その結果、ロマンシュ語はスイスの象徴となっている。というのもスイス周辺の国民国家では1つの言語と一国家が一致するという原則があるからである。

3. スイスにおける言語政策と領土原則

スイスでは10年ほど前から言語政策が議論の対象になり、より明示化されたものとなった。英米の学者が言うように、暗黙的政策 (covert policies) から明示的政策 (overt policies) に移ったのである。2009年には、長い間議論され、それまで絶対的とされていた憲法原則を超える言語関連法が制定された。いくつかの言語的实践を明文化する必要性はとりわけ、教育システムでの外国語導入についての議論から来ているが、この点についてはまた後で触れることにする。

1848年の近代スイス建国のころから、複言語主義に関する問題提起がされるようになった。20世紀になりようやく言語間の摩擦の解消法が模索されるようになった。その中で生まれてきたのが領土原則である。そしてその原則とは、ある土地での多数派である言語を公用語とするというものである。そうして明確に感知され、比較的均質と言える言語地域を見分けるようになった。領土原則は、それぞれの言語地域を切り離す結果にはなっている (Gajo, 2002) が、言語間の平和共存を目指す政策から端を発している (cf. Froidevaux, 1996)。しかしながら、ここまで見てきたとおり、言語地域の分離は政府レベル、州または市町村レベルの行政区画と常に一致するわけではない。そういった理由から、すべての州が単言語使用地域ではないのである。

実際にその土地の公用語を決めるのは州、また時には市町村である。連邦政府はそれらに伝統的な地域分布を尊重すること、そしてある程度の安定性を維持することを指示するだけにとどまっている。

グラウビュンデン州の場合を例にとってみると、この州はドイツ語の他にロマンシュ語とイタリア語というスイスで最も少数派の言語を使用している。先ほども触れたように、ロマンシュ語の地域は識別されてはいるものの、つながっていない。しかしイタリア語もロマンシュ語と同じくらい、州内または国レベルで多数派の言語であるドイツ語と競合関係にあるのである。この観点からグラウビュンデン州は各市町村に40%以上のロマンシュ語話者、またはイタリア語話者がいる場合、単言語使用をとると宣言することを認める法律を成立させた。さらにある市町村は、少なくとも20%のロマンシュまたはイタリア語話者がいた場合、二言語併用を宣言すると決めたのだ。

このような政策は少数派言語の地位をより強くすることを目的としている。というのも正式に学校などの公共サービスを多数派言語ではなく、少数派言語で提供することを義務付けているからである。しかしこうした多数派というのは時には50%ほどの使用者にまで関係してくるのである。ただこの保護主義的な法律はこっけいな逸脱をも生み出す可能性もある。

例えば、約1世紀前、スイスの唯一の三言語使用地域、ビヴィオは42%のイタリア語話者、42%のロマンシュ語話者を抱えていた。ではこの州は、二重の単言語使用

地域が並存していたと認識されるべきだったのだろうか。このように少数派言語の特にデリケートな問題も一つの背景となり、言語に関する連邦法の成立に至った。その連邦法の中では、連邦政府は州が言語政策を適用するのを支援すること、ロマンシュ語とイタリア語には特別な注意を払うことが規定されている。グラウビュンデン州を別にして、この観点から二言語使用の州は一言語使用の州より複雑な問題がある。二言語使用の州にとっては、南北にのびる、言語の境界線の問題が生じているのだ。言語の境界線はもちろん糸によってひかれた線ではない。境界線とはむしろ複数言語が共存しているグレーゾーンのことである。この多言語共存はしかしながら、州や特に市町村によって同じ方法で管理されているわけではない。ここからは、ムーヌ氏の研究（2007）を参考にし、フリブールとビール/ビエンヌの場合を見ていく。

4. フリブールとビール/ビエンヌの例

フリブールでは市や州のレベルではフランス語話者が多数派である。しかし、国のレベルではフランス語話者が少数派であることはすでに見てきたとおりだ。ムーヌ氏はこれを「mijoritaires（少数派多数地域）」と呼ぶことを提案している。彼らにとって、国の中では多数派のドイツ語話者は州や市のレベルでは少数派である。ムーヌ氏はこれを「manoritaires（多数派少数地域）」と呼んでいる。

フリブール州では個人レベルでの二言語使用は認めている。しかし地域を二言語主義とするのには慎重で、はっきりとした言語の境界線の維持に力がそがれている。そのためフリブールでは各市町村は二言語主義的な制度をある程度作ることできるけれど、原則として公的には単一言語主義をとっている。これが25%のドイツ語話者を抱えながらも、公式には単言語地域であり続けているフリブールのケースである。この公的な二言語使用の否定はおそらく、国家レベルでの多数派言語に対する危惧を反映しているであろう。このように地域レベルでの多数派が正反対になることで、ある程度少数言語が保護される効果がある。

ベルン州のビール/ビエンヌでは、状況はだいぶ変わってくる。ドイツ語話者が56%に対し、フランス語話者は28%と少数派であり、ムーヌ氏の言葉で言うならば、この地ではフランス語は地域と連邦の2段階でのダブルマイノリティーということになる（2007）。しかしながら市の正式名は「Biel-Bienne（ビール/ビエンヌ）」であり、この街が二言語主義であること、またそのアイデンティティを名前に反映させていることがうかがえる。市の公式ホームページには次のように書かれている。

ビエンヌは、世界の時計産業の中心都市でもあり、同時に通信技術の町でもあります。

ビエンヌは湖のほとり、ジュラ山脈のふもと、ミッテルラントの中心に位置し、あなたを「*Bonjour - Gruessech!*」と迎え入れます。

この2つの言語での挨拶は二言語使用の習慣を実感させる。ここでは、個人が常に2言語を使い、対話者によって言語を使い分けることができることがそこまで珍しくない。歴史的に見て、少数派言語のフランス語の地位というのはジュラ地方に住む時計産業に従事していたフランス語話者の大規模な流入によると言える。時計産業の中では彼らはしばし主導的な地位を占めていた。現在も全く同じ状況というわけではないが、フランス語はある程度その威信を享受し続けている。特に二言語併用であることがある種、この街のシンボルとなってきているのである。

ここで強調したいのは、ドイツ語話者がダブルマジョリティーの地位を有しているために、ドイツ語話者がフランス語話者に吸収されるという恐れをなくし、二言語併用の公的な承認がなされていてもドイツ語話者を弱体化させることがないということだ。領土原則の話に戻ると、ビール/ビエンヌではフランス語使用地域とドイツ語使用地域間に境界線を設けることは不可能である。ただビール/ビエンヌでは、両言語での社会ネットワークが並存するという傾向があり、学校もしばし分けられている。ビール/ビエンヌとフリブールは、二都市とも近年、多くの研究者の注目を集めている (ex. Conard, Matthey & Matthey, 2002; Altermatt, 2003; Gohard Radenkovic, 2007; Meune, 2007)。ただ公的に二言語使用地域と認められているのはビール/ビエンヌのみで、スイス人にとっても「二言語使用と言えばビール/ビエンヌ」と認識されるほど強いイメージが流布している。境界で見られる言語的不均質性や、公的・制度的問題の独特で複雑な性格を持っているため、「境界線沿いに位置する地域は、それだけで、5番目の新たな『語圏』——二言語使用語圏——を構成すべきだ」と主張する人もいる。

このような提案の背景に境界独特のアイデンティティを模索する試みを見出すこともできるだろう。しかし、このような提案は恐らく境界線をずらし、スイスの言語・文化的多様性を貫く現実を矮小化させることにしかならないであろう。

実際、領土内の言語的不均質性という問題は言語境界の設定という問題を大きく超えているのだ。単言語使用の各州、各市町村の中では、様々な要因から複数言語が緊密に接触しあう結果になっている。特に国境（バーゼルはフランスとドイツと国境をもち、フランス語を話す労働者を数多く受け入れている）、国際化（ジュネーヴ、チューリッヒ）、観光（テッサン）、もしくは国内の言語地域間の移住、そして国外からの人口移入をあげることができる。

こうした問題があるにもかかわらず、言語の境界は、一般にアレマニック語圏の典型的な料理であるロシュティになぞらえて、ロシュティーグラベンと呼ばれている。

言語の境は今でもスイス社会のイメージの中に確実に健在で、それをもとに様々な風刺が描かれている。したがって、領土原則はスイスにおける複言語主義の非常に影響力のある組織原理であり続けていると結論付けることができるのだ。

そもそも連邦制政府機関において公務員は、ある程度、地域の人口比に応じて任命されている（Courron, 2008）。部署によって、そして役割のレベルによって割合が変化するのだが、この割合はスイスの各言語の話者の比率と一致し、複言語主義に関する連邦制の政策に従っている。このように数年前から少数派言語の存在感を強化する動きが見て取れる。

5. 国際比較

国際比較に焦点をあてれば、スイスの領土原則を他国に容易に適用することができないとわかる。たとえばベルギーの場合、国を北部のフラマン地域と南部のワロン地域を言語的に二分することは可能であるが、国の政治的、経済的中心地であるブリュッセル首都圏を言語的に区分することはできない。その一方で、国の政治組織は微妙かつ複雑に地域と言語共同体と関係している。ブリュッセル首都圏は独自の地域を構成しているが、そこでのフランス語話者たちはあくまでベルギーのフランス語共同体の一部なのである。

カナダの場合、個人原則に基づいた連邦の言語政策と領土原則に基づいたケベック州の言語政策（Cardinal, 2008）が存在する。個人原則は、カナダ人が国の公用語である英語とフランス語でサービスを受けられることを意味する。そして領土原則は、厳格な法の下にケベック州をフランス語使用の州であると規定し、公共の掲示等におけるフランス語使用の義務付けなどを行っている。とはいえ、とりわけモントリオールには無視することのできない少数派の英語使用者も存在していることも忘れてはいけない。カナダにおいて、ケベック州以外の地域ではフランス語話者は少数派であるが、明確な住み分けはなされていない。それでも彼らは、いくつかの地方でフランス語による教育を受けることができる。地理的にフランス語圏ではなくとも、フランス語話者の不利な状況は、法律によって補われている（Heller, 1996）。研究者の中には（Cardinal, 2008; Van Parijs, 2000）、領土原則は現在のグローバル化の状況において、公用語や少数言語を守るための一つの重要な要素であると考えている者もいる。

それでは、ルクセンブルクのような国の領土原則に基づかない言語政策の成功は、どのようになされたのだろうか。ルクセンブルクには明確な地理的な言語境界線があるわけではないが、ここでもまた言語的に不利な状況は法律などによって補われている。つまり、公的活動の一部が特定の言語によって優先的に行われているのだ。たとえば、法的な文書はフランス語で作成されるが、議会での議論では広い範囲でルクセ

ンブルク語が使用されている。小学校での主要な教育言語がドイツ語であり、特定の中等教育課程では教育言語がドイツ語からフランス語に変わりつつある一方で、幼稚園ではルクセンブルク語が使用され続けている。

ある地域である言語に特別な地位を与えるという概念は大変興味深いものである。制約を課すことで、特定の言語の使用機会が与えられれば、言語的、文化的多様性を保持することができる。ゆえに、一国に複数の言語が共存している状態も脅威ではなくなるのだ。とはいえ、ここには言語の領域性や個人の多言語使用の問題、さらには人々のアイデンティティの問題が生じている。

理論上、スイスの言語の領域性の構造の下では、個人は単一言語の環境で暮らすことができる。これを「スイス人同士は仲良くできるのは、相手の言うことが理解できないからだ。」と表現した連邦議員もいる。確かにスイスの言語の領域性の構造は、個人に多言語使用を強制することはないが、これはルクセンブルクの状況とは異なる。ルクセンブルクでは、個人が平均して三カ国語を習得する。つまり、この国は三言語主義と呼んでもよい状況なのだ。とはいっても、近年の研究（Werlen, 2008）ではスイス人が平均二カ国語を高いレベルで習得していることが明らかになっており、この数字はEUの平均値である1.14カ国語（EU東方拡大前の統計）を大きく上回っている。

スイスにおいて個人の多言語主義が生まれたのは、先ほど言及したように、スイスでは複数の言語が共存状態にあるためである。また、州の教育政策もスイスの個人の多言語主義を生み出す一要因となっている。その政策とは、異なる言語集団の相互理解の促進を目指すものであり、連邦からも支持されている。近年の言語関連の法において、言語集団間の相互理解というものは、特に学校同士の交流や、地域語、外国語に加えてもう一つの公用語を学ぶことによって実現される。それでは、ここから教育における言語についてさらに詳しく述べていく。

6. 多言語教育

教育は、依然として重要で繊細な分野である。それは常に共同体や個人の期待に応えるものでなくてはならない。公立学校は州の管轄、さらには自治体の管轄の下におかれ、地域や地区に根差した教育政策を実施している。しかし、国と個々の人々の双方がどちらも多言語主義に関わっていくことになるため、この政策は国益と個々の人々の利益の双方に配慮する必要がある。複数の要素を同時に考慮することは、二重のコミットメントを生み出す。一つは、言語教育、そしてもう一つは学校の教育言語に関するものだ。言語教育に関して言えば、スイスでは学校教育のある一定の段階で、少なくとももう一つの公用語の学習の義務付けが可能である。しかしながら、この原則

は十数年ほど前のチューリッヒ州の決議により揺るがされた。その決議というのは、第一外国語として英語教育を導入するというもので、チューリッヒ州に続き、他のいくつかの州でも同様の決議がなされた。この英語教育の導入は、スイスの国民統合に悪影響を与える危険性があるとして、スイスに広く議論を巻き起こし、言語関連の法律の制定にも影響を与えた。スイスの教育委員会の会議では、この危険性への対処法として実用的で効果的な案が採用された。それは、全ての州は学校教育の課程で、地域言語に加え少なくとも二つの言語を教えなければならないというものだ。遅くとも小学三年生次に一つ目の言語を教え、五年生次には二つ目の言語を教えるのだが、この言語のうちの一つは公用語でなければならない。チューリッヒ州は第一言語として英語、第二言語としてフランス語を選択した。就学期間の終わりには、学生が二つの言語を同じレベルで扱えることを目指している。また、言語の境界線近くに位置する、ドイツ語を話す州では、フランス語を第一言語、英語を第二言語として選択した。そしてフランス語を話す州では、今のところドイツ語が第一言語、英語が第二言語となっている。

学校での教育言語に関しては、地域の言語が学校で用いられる主要言語になっている。

したがって、スイスのフランス語が話される地域には、例外的な状況を除き、ドイツ語を主要言語とする公立学校は存在しえない。ビール/ビエンヌにおいても、教育システムは、フランス語によるものとドイツ語によるものどちらも存在するが、各家庭はどちらか一方を選択しなければならない。高校に関して言えば、ドイツ語を話す高校とフランス語を話す高校が、同じ敷地内に並びあって位置する場合もある。

二言語併用と異なる言語集団間の交流を促進させるため、それぞれの言語グループの生徒たちを、一学期間、あるいは二学期間、別の言語集団の学校で学ばせることもある。つまり、今日では、互いに相手の言語グループの学校に通い、学習言語漬けになるという教育方法がとられているのだ。この方法で、互いの二言語使用の能力を高める。今後ますます、第二教育言語を取り入れた二言語併用課程が導入されていくと思われる。

たとえば、二十数年来、スイスでは中等教育において二言語併用課程が置かれている。こうした課程を設けている学校では、少なくとも二科目をもう一つの言語で教えずにはならない。この場合二科目というのは大抵異なる分野の科目のもので、歴史と数学、といった組み合わせだ。ヴォー州では、このもう一つの言語というのは必然的にドイツ語になるが、ジュネーヴ州ではドイツ語か英語か選択することが可能だ。少し前からはイタリア語の選択も可能になった。1989年には二つだった二言語併用課程も、1999年には21になり、2006年においては70にまで増えている（Elmiger, 2008）。

この進展は、家庭の言語の習得、とくにもう一つの公用語の習得に対する関心の大きさを示している。各家庭の要望も、異なる言語集団の相互理解を促進させたいと願う連邦のそれとよく似通っているのだ。しかし、この種の教育を小学校のような初等教育の場で実践するには多くの困難を伴う。現在、数多くの実験的取り組みが、とりわけ二言語または三言語使用地域で行われている。そして、それらの取り組みは幼い子供たちについても成功を収めており、グリゾン州のコワールの小学校では、一定の二言語併用課程が公式化に至った。

幼いうちからの二言語併用教育に対してはいくつかの理由から慎重な姿勢が示されている。まず、二言語併用課程において、小学生を教えることができる教員が不足していることである。そして、親たちの不安も理由の一つだ。早期の二言語併用教育は、子供を混乱させ、悪影響を与えるのではないかと懸念されており、小学校低学年での二言語併用教育の実施は避けた方が良いと考えられている。

カナダでは、教育システムに言語の個人原則と領土原則の両方を見出すことができる。先ほど、ケベック州の外では少数派のフランス語使用の学校に関して述べたが、次に母語ではなくもう一つの言語で教育を実施している学校での成功例について言及する。英語ではなくフランス語で行われる教育は、カナダにおいて多数派である英語を母国語とする生徒たちが対象である。この教育は、彼らの第二言語としてのフランス語能力を向上させることを目的とし、生徒たちは比較的小さいころからこの教育を受けることができる。これには、全ての授業がフランス語で行われるものと、特定の科目の授業だけがフランス語で行われるものがある。既にある程度の年齢に達した生徒に向けては、後者、つまり特定の科目の授業だけがフランス語で行われる方式が採用される。

この種の教育は、40年以上前にケベックの英語を母語とする言語集団に適用された。その後、他の州でも採用されてきたが、フランス語を母国語とする言語集団に適用されたことはなかった。しかしながら最近では、各家庭の要求に応じ、ケベック州もフランス語話者向けの授業にもこの教育方法を用いることを認めた。その一方、ケベックにはできる限りフランス語地域を維持したいという意向も存在し、この教育方法の採用にはあまり積極的ではない。

ここで、第二言語あるいは外国語を教育するうえでの二つの異なる方法について簡単に言及する。それは、イマージョンとサブマージョンと呼ばれるものである。前者は、カナダやスイスでよくみられる教育方法で、学校で、母語と並んでもう一つの言語が用いられる。とはいえ、母語のステータスはゆるぐことはなく、あくまで第二言語あるいは外国語として用いられる。後者は、生徒を異なる言語集団の学校に留学させ、そこで学ばせるものだ。生徒は、留学先の地域の言語で全ての授業を受けることになる。サブマージョンでは、別の言語を学ぶために他の地域へ行くわけであるが、

学校だけでなく社会でもその言語漬けになることは、生徒にとって有効な教育法であると考えられている。けれども、連邦の求める異言語や異文化の相互理解に関しては、今のところあくまで個人レベルで達成されているに過ぎず、法律や学校、各言語集団の取り組みにはさほど変化はない。

7. 結論に代えて：スイスは多言語・多文化の国か

これまでの内容から、スイスは小さな国でありながら非常に複雑な問題を抱えていることが分かっていたただけだろう。スイスでは、複雑な問題に直面しながらも個人レベルだけでなく、社会レベルでも革新的で効果的な取り組みが行われている。スイスはよく“意志による国家”であると表現されるが、これは、スイスが複数の共同体が一緒に生きようとする意志によって存在する国家であるということだ。スイスは一国に複数の言語が存在するという複雑な状況を抱えながらも、その言語の複数性を国の発展の一つの要素としてさえ捉えている。

それでは、文化的な側面はどうだろうか。共に生きるという意志を持つならば最終的には唯一の国民的アイデンティティを形成しなければならないということになるのだろうか。そしてもしそうだとしたら、言語的多様性のみならず文化的多様性まで擁護するのは間違っていることにならないだろうか。そもそも国民的アイデンティティというものは存在するのだろうか。恐らく、少なくとも政治制度や、“スイスはこうである”という一種の信仰やステレオタイプを認識することで、一種の国民的アイデンティティが形成されるだろう。とはいえ現実には複雑で単純ではない。

そもそも、言語の境界線というのは文化の境界線とは一致しない。なぜなら文化は、州の伝統、都会と田舎の関係、宗教的な感受性など、様々な要素によって形成されるものだからである。外国で暮らすスイス人、スイスに暮らす外国人もスイス文化を形成しているのだ。

このように、言語と文化の多様性は複雑な問題である。スイスは“意志による国家”という理念を掲げながらも、柔軟に現実に対応する国でもある。そう考えると、言語政策に関して、スイスは最終的には“柔軟な領土原則”を取っているとと言える。ここまで私が述べてきたことは、必ずしも日本とも無関係なことではなく、日本を考えたうえでも役立つものがあるだろう。

グラン＝ギニョル劇と三面記事

外国語学部 真野倫平

はじめに

グラン＝ギニョル座は1897年の創立時から犯罪を特権的テーマとしていた。劇場の創設者であるオスカル・メテニエ（1859-1913）はパリ警察に務めたことがあり、犯罪者の世界に通暁していた。彼は好んで娼婦やならず者といった社会の周縁に位置する人物を主人公に選び、その舞台にはしばしばモンマルトルという新興歓楽街——ルイ・シュヴァリエの言う「犯罪と歓楽のモンマルトル」——が選ばれた。『あいつだ！』（1897）では主人公の娼婦と殺人犯がラフェリエール通りの安ホテルで過ごす恐怖の一夜を描き、『あいつの仲間』（1901）では「ビュットの巻毛」「ヴィレットの牝猫」と呼ばれる札つきの男女を登場させた。恐怖劇場となる以前の、自然主義劇場として出発したグラン＝ギニョル座ではすでに、パリの犯罪の世界が活写されていた。

20世紀に入り、グラン＝ギニョル座は恐怖劇場へと性格を変えてゆく。その過程において犯罪は、メテニエ作品がもっていたような生々しい現実感を次第に失ってゆくのだが、それでも依然として重要なテーマであり続けた。一部の作品は、当時のジャーナリズムをにぎわした事件をそのまま素材として用いていた。例えばロルドの『無罪になった女』ならびにその別バージョンともいえる『おぞましき犯罪』『恐るべき情熱』は、1908年に逮捕された「グット・ドールの食人鬼」ことジャンヌ・ヴェベールの事件¹をモデルにしている。『ラ・モール六号室』（1908）は1890年11月のセリヴェルストフ将軍暗殺事件²をヒントにしている。『サルペトリエール病院の講義』

1 1905年、ラ・グット＝ドール街のジャンヌ・ヴェベールが少なくとも6人の小児を殺害したとされる事件。ジャンヌは1905年と1907年に逮捕されたが、いずれもパリ大学のレオン・トワノ教授の検死により無罪となった。しかし1908年に現行犯逮捕され、パリ大学の法医学の権威は失墜した。ジャンヌは精神病院に収容され、1918年に病死した。ピエール・ダルモン『医者と殺人者』鈴木秀治訳、新評論、1992年の第14章を参照。

2 1890年11月、ロシアの秘密警察の指揮官だったセリヴェルストフ将軍がパリでアナーキストによって暗殺された事件。「捜査の結果、この将軍は、12歳から14歳の少女たちを働かせていたローマ通りのさる娼家の常連だったことが判明した」（ルイ・シュヴァリエ『歓楽と犯罪のモンマルトル 上』河盛好蔵他訳、ちくま学芸文庫、1999年、499頁）。

(1908)はシャルコーの臨床講義をモデルとし、1889年のグッフェ事件³(ボンパール事件)を思わせる事件への言及がある。ちなみに、1888年にロンドンで少なくとも5人の売春婦を殺害し歴史上最も有名な殺人犯となった「切り裂きジャック」の事件は、ロルドとシェーナにより1934年に『切り裂きジャック』としてグラン＝ギニョル座の舞台に乗せられた。

グラン＝ギニョル座が誕生した19世紀末は、ジャーナリズムにおいて大衆メディアが発達し、三面記事による犯罪報道が隆盛を見せた時代である。20世紀初頭には推理小説が新しいジャンルとして登場し、ガストン・ルルーやモーリス・ルブランが活躍を始めている。人々の意識の中には、犯罪に対する好奇心と治安に対する不安が急速に広がっていた。グラン＝ギニョル劇はそのような時代の空気を鋭敏に察知し、自らの中に取り込んだ。本論では、グラン＝ギニョル劇とそのような時代状況、とりわけ大衆メディアにおける犯罪報道との関連を明らかにしたい。

1 グラン＝ギニョル劇と犯罪

まず、モーリス・ルヴェル『闇の中の接吻』(1912)を取り上げよう。梗概は以下のとおりである。〔第一幕〕アンリは別れ話のもつれから、恋人のジャンヌに顔に硫酸をかけられた。失明し、醜い姿になりながらも、アンリは彼女を恨む様子を見せない。彼は出廷することも、診断書を送ることも拒絶し、結局、彼女は無罪判決を受ける。アンリは彼女の弁護士を呼びだし、彼女と二人だけで会えるよう取り計らう。〔第二幕〕その晩、アンリは謝罪するジャンヌを穏やかに迎え入れ、すべてを水に流そうと言う。彼は最後に別れのキスを求めると、近づいた彼女を突然押さえつける。彼女を無罪にしたのも、最後のキスを求めたのも、すべては自分の手で復讐するためだったのだ。彼はポケットから硫酸を取り出し、自分と同じ姿になるのだと言いながら、彼女の顔に硫酸をかける⁴。

3 1890年、ガブリエル・ボンパールが愛人と共謀して役人グッフェに対して強盗と殺人をはたらいた事件。彼女が愛人の催眠性暗示に従ったと主張したことで裁判は紛糾した。裁判では、催眠による殺害は可能であるとするナンシー学派の主張とそれに反論するサルベトリエール学派の主張が衝突した。真野倫平「文学と医学の接点 グラン＝ギニョル劇とシャルコー」、『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第17号、2011年を参照。

4 演出において、作者のルヴェルと演出家のモレーは、硫酸を浴びた男の特殊メイクを最小限に抑えることにしたという。本作のドラマツルギーは、醜い顔が与える衝撃よりも、アンリの姿が観客の目にさらされるにつれて、彼の真の意図が明らかになってゆく過程にあるからである。ルヴェル「たしかに、しかるべき時に硫酸を浴びた男の顔を見せる必要があった。そして誰もが、硫酸を浴びた男は必ずしも美男子ではないと知ることになる。この点において、モレーと私は、最小限にとどめるのが、すなわち顔の半分は無傷にするの

現代のわれわれから見て、これほどの事件を起こして無罪となるのは奇異に思われるかもしれない。しかし、19世紀末以降、女性が嫉妬などの激情から犯行を起こし、裁判で無罪判決を受けることがたびたび起こっていた。「激情犯罪」と呼ばれたこれらの犯罪は、三面記事の格好の材料となった。

1880年から1910年の間に、重罪院で審理された男女あわせて数百名の被告人が、激情犯罪者（*criminels passionnels*）であると申し立てた。激情犯罪を抗弁の理由とした者の数では男性が女性を上回っていたが、女性の犯罪の中で激情に関連したものの割合は男性のそれよりもかなり大きかったという事実は重要である。実際には、この犯罪を唯一正当化したのは刑法第324条第2項であった。それは、妻とその愛人が一緒にいるところを現行犯で捕えた夫がそのいずれかを殺害したとき、その行為は免責されると規定していた⁵。

この法律は不貞を働かれた夫を免責するものであり、同じ立場の妻を免責するものではなかった。夫と妻の間には法的な不平等が存在したのである。にもかかわらず、実際の司法の現場では、女性が激情犯罪者として無罪判決を受けることが頻発した。その背景には、女性は感情によって左右されやすい非理性的な存在であるという当時の社会的通念があった。「女性が犯罪を犯しても免責する傾向は、女性は完全な大人ではなく、自分自身について十分に責任を負えないのだという見解によって助長された。女性は知的発達が悪く、そのためしばしば下級の存在とみなされた。すなわち、出産と子育ての役割を定められた社会的、生物学的な状態である⁶」。女性＝ヒステリーというシャルコー以来一般化したイメージがそれをさらに補強した。

このような判決に疑問を抱き、批判的な意見を述べる者もいた。『闇の中の接吻』においては、無罪判決が下りた後で主人公の友人のピエールがこのような意見を代弁する。「いや、アンリ。君はまちがっている。言わせてくれ……。有罪判決が下りなかったのは君の責任だ。こういう無罪判決は危険な前例となる。もしかしたら、別の

がよいと考えた」「観客の中には、硫酸を浴びた若い女の顔が血まみれで醜く変貌していないと文句を言う者がいたし、いまでもいる。たしかに本来はそうなるべきだろう。しかし私はこの究極の恐怖には関心がなかった。戯曲それ自体が恐怖を生み出すべきであり、それを二次的なもの、私が安易でいささか低俗な手段と呼ぶものに頼るべきではないと考えたからだ」（Propos de Maurice Level recueillis pour *L'Illustration*, 1913, cités dans *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, édition établie par Agnès Pierron, Robert Laffont, « Bouquins », 1995, p. 549)。

5 ルース・ハリス『殺人と狂気』中谷陽二訳、みすず書房、1997年、229頁。

6 同、257頁。

いかれた女があの子と同じ行動に出るかもしれない……。社会的見地から見て、嘆かわしいことだ⁷」。この言葉を実現するかのようになり、この劇の初演の二年後の1914年にある事件が世間を大きく騒がせることになる。第一次大戦に先立つ好戦的雰囲気の中で、ナショナリスト陣営は平和主義者の元首相ジョゼフ・カイヨー（1863-1944）を激しく批判した。とりわけ『フィガロ』紙は激しい反カイヨー・キャンペーンを展開し、彼の私信を掲載して私生活を暴露した。これに激怒したカイヨーの後妻のアンリエットは、『フィガロ』編集部に乗りこみ、編集長ガストン・カルメットを射殺した。この事件は激情犯罪として扱われ、アンリエットは無罪となった。

これらの激情犯罪においては、硫酸がしばしば「女の武器」として使用された。「硫酸をかける女」*vitrioleuse*による事件は挿絵入新聞でもたびたび取り上げられた⁸。アニュス・ピエロンによれば、硫酸という名詞から派生した「硫酸をかける」*vitrioler*という動詞は、1888年に初めて辞書に登場するという⁹。硫酸あるいは劇薬はグラン＝ギニョル劇においても欠かせない小道具となり、『サルペトリエール病院の講義』『麻薬』『硫酸をかけられた男』などで用いられた。

2 ジャーナリズムと三面記事

これらの激情犯罪は、当時の新聞の三面記事にとって格好の材料であった。ルイ・シュヴァリエの『三面記事の栄光と悲惨』（2004）によれば、「三面記事」*fait divers*という表現は、1863年初版のリトレ『フランス語辞典』には存在せず、1872年のピエール・ラルースの大辞典に登場するという¹⁰。「新聞はこの欄に、世界を駆けめぐらるあらゆるニュースを巧みにまとめ、定期的に発表する。ちょっとしたスキャンダル、自動車事故、ぞっとする犯罪、恋愛による自殺、屋根職人の6階からの転落、武器強盗、イナゴやカエルが降ること、遭難、火事、洪水、奇妙な事件、謎めいた誘拐、死刑、恐水病、食人、夢遊病と嗜眠状態」。それまで誰の関心も引かなかったこれらの雑事 *fait divers* は、この時代のメディアによって初めて報道すべき「事件」になったのである。ラルースの定義は例によって饒舌なもので、三面記事がもっぱら娯楽的性格のものであることや、その大半が信憑性のないでたらめであることにまで言及し

7 *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, p. 557.

8 「ところで、グット＝ドールやラ・シャペルといった庶民的な界限では、復讐する女の武器は、なぜか硫酸と決まっていた。硫酸という見出しはもっとも頻りに新聞紙上をにぎわしたもののひとつである」（シュヴァリエ『歓楽と犯罪のモンマルトル 上』、506-507頁）。

9 *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, p. 549.

10 ルイ・シュヴァリエ『三面記事の栄光と悲惨』小倉孝誠・岑村傑訳、白水社、2005年、16頁。

ている¹¹。

これらの三面記事が掲載されたのは、19世紀後半において急成長を遂げた大衆メディア、とりわけ『プチ・ジュルナル』*Le Petit Journal*をはじめとする廉価版新聞においてであった。『プチ・ジュルナル』は1863年に創刊され、5サンチームの安価のせいで爆発的に売れた。1876年に『プチ・パリジャン』*Le Petit Parisien*、1883年に『マタン』*Le Matin*、1892年に『ジュルナル』*Le Journal*が創刊され、激しい競争を繰り広げた。これらの新聞の目玉となったのが、犯罪記事を中心とした三面記事であった。こうした犯罪記事の隆盛は、1907年の『パス＝パルトゥー』*Le Passepartout*、1908年の『ウイユ・ド・ラ・ポリス』*L'Œil de la police*、1928年の『デテクティブ』*Détective*などの専門誌を登場させた。

この廉価版新聞隆盛の発端は、価格1スーの『プチ・ジュルナル』紙が登場した1863年か、さもなければ1868年からの出版の自由化に見ることができる。1869年9月24日には、『プチ・ジュルナル』の一面をパンタンのおぞましい犯罪（トロップマン事件¹²のことで、この事件には改めて触れよう）が飾り、売上げが倍増した。あるいは、1881年7月29日の出版に関する画期的な法律から、この三面記事事件の歴史の最終期が始まったとすることも可能だ。その法律は、新しい新聞を続々と生み、それぞれのページ数を増加させ、そして新聞のなかの、ついに「三面記事事件」と名づけられた欄を拡充させることになる。三面記事事件の最盛期が訪れる¹³。

また、挿絵入新聞の役割も忘れてはならない。1843年に挿絵入週刊紙『イリュストラシオン』*L'Illustration*が創刊され、精緻な挿絵の効果により評判を集めた。75サンチームの『イリュストラシオン』に対抗して、1864年に10サンチームの『ジュルナル・イリュストレ』*Le Journal illustré*が創刊され、さらに巨大な発行部数を誇った。また、上記の日刊紙の挿絵入版も販売された。これらの挿絵入新聞は犯行現

11 『料理』と呼ばれる慣わしのこの欄の各新聞の担当者は、三面記事の選択と製作に特別の注意を払わねばならない。それは、時として新味を欠く日々の料理にかなり食傷し退屈した読者としての（こんな表現をお赦しあれ）、バターやラディッシュのようなものである。「三面記事の大部分は新聞受けのなかにのみ存在する。したがって時には奇妙なでたらめが横行し、あまりに劇的な状況での急死が報道された人物が、翌日になって自らしかるべき訂正記事を要求することさえ珍しくない」。

12 1869年にパリ近郊のパンタンでジャン＝パティスト・トロップマンが一家8人を惨殺した事件。小倉孝誠『近代フランスの事件簿』淡交社、2000年の第3章を参照。

13 シュヴァリエ『三面記事の栄光と悲惨』、26頁。

場を芝居がかった凶版に仕立て上げ、読者の好奇心を煽り立てた¹⁴。

犯罪に対するこのような好奇心は、治安 *sécurité publique* に対する政治的・社会的関心の増大をもたらした。ドミニク・カリファは『インクと血』（1995）において、ベル・エポックにおける犯罪物語の流行について、1890年前後にアナキストによるテロ事件が相次ぎ、その帰結として1894年に凶悪事法 *lois scélérates* が成立したことの重要性を指摘する。「おそらく、犯罪が社会的政治的関心の中心にこのように出現したことは、1900年が初めてではなかった。（中略）しかしこの現象が十全なものになるのは、アナキストによるテロがあり、それらが社会的恐怖や精神不安を引き起こしてからである。1894年に新しい時代が開かれ、社会秩序の概念と治安の概念が結びついたかに見える¹⁵」。権力は人々の不安を利用して、隅々まで監視の目が行き届いた高度な管理社会を創ろうとする。三面記事はそのような時代において、民衆の想像力を管理する有効な手段の一つになったのである。

デュルケムが考えるように犯罪が社会的非難という点からしか定義されないとすれば、そしてそれが「公衆衛生の要因」さらには「社会進歩の兆候」であるならば、その物語は単にカタルシスや気晴らしの道具ではなく、社会的良心の「調整」の重要な方法であり、集団的教育の現実の形なのである。日々、犯罪や非行を日常の慣行とは少し異質な恐怖や魅惑の対象とすることで、規範を教え法律を広めることで、法令上で監視の権利と管理の手続きを制定して権威を正当化することで、これらの物語は、産業秩序が文明の合理性の中に次第に統合されることを語っているのである。それらはあらゆる点で、ある同時代人が世紀の初頭に「イメージを現実に変える恐るべき鏡」と呼んだものなのである¹⁶。

三面記事の誕生は、「推理小説」*roman policier* という新たなジャンルの隆盛と時を同じくしている。「しかしながら、20世紀初頭に、犯罪のテーマは『警察もの』*policier* と呼ばれる領域において重要なものとなり、ジャンルとして自立する。三面記事に類似したスタイルをもつこのジャンルは、三面記事と同様に飛躍的な伸びを見せる¹⁷」。すでに1860～70年代にエミール・ガボリオが推理小説の先駆的作品を発表

14 挿絵入新聞については小倉孝誠の『イリュストラシオン』に関する三部作、『19世紀フランス 夢と創造』人文書院、1995年、『19世紀フランス 光と闇の空間』同、1996年、『19世紀フランス 愛・恐怖・群衆』同、1997年を参照。

15 Dominique Kalifa, *L'encre et le sang. Récits de crimes et société à la Belle Epoque*, Fayard, 1995, p. 12.

16 *Ibid.*, p. 303-304.

17 *Ibid.*, p. 29.

していたが¹⁸、20世紀になると本格的な推理小説の時代が訪れる。1905年にモーリス・ルブランは『ジュ・セ・トゥ』にルパン・シリーズの第一作「アルセーヌ・ルパンの逮捕」を発表し、1907年にガストン・ルルーは『イリュストラシオン』文芸付録で『黄色い部屋の秘密』の連載を開始した。

実はグラン＝ギニョル劇が掲載されたのは、演劇専門誌よりもむしろ、この手の大衆新聞や雑誌であった。それは例えば『ジュ・セ・トゥ』『アナール』『パリジアーナ』といった雑誌や、あるいは『ル・モンド・イリュストレ』などの挿絵入新聞の付録として発表された。現実のあるいは架空の犯罪物語で溢れかえっていたこれらの大衆メディアの中に、グラン＝ギニョル劇は自らの居場所を見つけたのである¹⁹。

ベル・エポックのジャーナリズムは犯罪をセンセーショナルなかたちで取り上げた。これらのメディアが犯罪者を英雄視しており、青少年に有害な影響を与えているという非難も沸き起こった。「警察や司法官が起こした裁判の他に、モラリストや刑法学者が起こした、より厳しい裁判がある。彼らは犯罪物語が公衆の精神、とりわけその有害なメッセージにより鋭敏であるとされる庶民の若者の精神を墮落させると非難したのだ。これらの物語は、それらが賛美する犯罪者の虚栄心を刺激するだけでなく、道徳感覚を墮落させ、容赦なく悪の道に引き入れるというのだ²⁰」。カリファによれば、実際には犯罪者をあからさまに擁護するような論調のものは少なかったという²¹。とはいえ、称賛の調子であれ非難の調子であれ、これらのメディアが犯罪者の名前や顔を流通させ、彼らを特別な存在に祭り上げていることに変わりはない。

3 犯罪紳士録

ウジェーヌ・エロ、レオン・アブリク『未亡人』（1906）はそうした風潮を風刺したコメディである。「未亡人」とはギロチンを表す隠語であり、19世紀のLarcheyの『歴史隠語辞典』には「彼女と寝た男はことごとく死ぬことになる」とある。梗概は以下のとおりである。〔全一幕〕人妻のパルミールは不吉な場所でデートをすると

18 ガポリオについては小倉孝誠『推理小説の源流』淡交社、2002年の第2章を参照。

19 「犯罪の流行は大衆新聞の枠を大きく超えて、『レクチュール・プール・トゥス』『イリュストラシオン』『ジュ・セ・トゥ』などの「ブルジョワ」的で百科全書的な定期刊行物にまで到達した。1905年から1914年までに『ジュ・セ・トゥ』に掲載された148篇のフィクションのうち、35篇が推理物に属する」(Dominique Kalifa, *op. cit.*, p. 36)。

20 *Ibid.*, p. 216-217.

21 「しかしながら、三面記事が犯罪者を英雄視していると断言することは難しい。愉快さや派手さで読者を楽しませるいくつかの事件を除けば、犯罪者の大半は憎悪を込めて描かれているからである」(*Ibid.*, p. 218)。

いう奇妙な趣味がある。今日も愛人とともに博物館に歴史的ギロチンを見物に来る。彼女がギロチン上に男を横たえると、留め金が壊れて男は動けなくなる。恐怖に泣きわめく男を見て、事情を知らないイギリス人観光客は愉快的見世物だと思う。駆けつけた修理工はパルミールの夫であり、相手が動けないのをよいことに、日頃の復讐を果そうとする……。

この博物館はギロチンを展示しているが、守衛が説明するように、この処刑道具はそれが処刑した数々の犯罪者ゆえに注目に値するものとなっている。ここで名前を挙げられた死刑囚はすべて、1887年から1898年にかけて、つまりこの作品の初演の十年から二十年前に処刑された実在の殺人犯である。つまり名前を聞けば誰もがその事件を思い出すような、いわばこの時代の犯罪紳士録を形成している。

守衛 みなさま、こちらが、先代のデブレル²²が二十年にわたって仕事をしたギロチンでございます。私が守衛を勤めますドーミエ博物館は、高額をはたいて先ごろ復元されたこの機械を入手いたしました。この機械は毎日のように高名な殺人犯を処刑してまいりました。その中にはプランジーニ、アナステー、カララ、ジェオマーなどがおります²³。

アンリ・プランジーニは1887年、パリのモンテーニュ街で愛人のレジーヌ・ド・モンティエユことマリー・ルニョー、さらに小間使いとその娘を惨殺し、殺人・窃盗罪により処刑された。殺害者と被害者がともに社交界の名士であったため、この事件は大きな話題を呼んだ。プランジーニは逮捕後も一切改心の情を見せなかったが、最後の瞬間に振り向いて十字架に接吻したという²⁴。事件直後の1887年4月10日の『ジュルナル・イリュストレ』の表紙には逃亡中のプランジーニの犯行前と犯行後の肖像が掲載されている〔図1〕。内部には二ページ見開きの巨大な犯行現場の絵があり、寝間着で横たわる被害者の姿はある種のエロティシズムを醸し出している〔図2〕。

グザヴィエ・カララは1897年、集金人を殺害し、当時キノコ栽培を行っていた地下の採掘場跡で死体を焼却し、翌年に殺人・窃盗罪により処刑された。1897年12月19日の『プチ・パリジャン』挿絵入文芸付録の表紙には、殺害の瞬間・死体の移動・死体の焼却・証拠品の発見を描いた四枚の挿絵が置かれ、犯行を劇的に再現して

22 ルイ・デブレルは1879年にパリの死刑執行人となり、1899年に引退、息子のアナトール・デブレルが跡を継いだ。

23 *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, p. 211.

24 ちなみに、カトリックの聖女テレーズ・ド・リジューの回想録には、少女時代にこのことを聞いて自分の天命はすべての罪人の改心であると確信したというエピソードがある。

いる〔図3〕。

ルイ・アナステーはリヨンの軍人で多くの女と浮名を流したが、借金がかさんで破産し待命となった。1891年、窮地に陥った彼はパリで家族の友人であったデラルル男爵夫人を短刀で殺害し、女中に重傷を負わせた。

1889年、軍人のフルジャンス・ジェオメーはサン＝ジェルマン通りの酒屋に侵入、女主人をハンマーで殺害し金品を略奪した。シャンソニエのアリスティッド・ブリュアンに彼の生涯を歌った「ジェオメー」という作品がある。ちなみに、ブリュアンには犯罪者を歌った多くのシャンソンがあるが、それらは警察に勤務していた友人のオスカル・メテニエを情報源としていたという²⁵。

ギロチンに性的興奮を覚える『未亡人』のバルミールは、これらの三面記事を熱心に追いかける当時の数多くの読者のカリカチュアにほかならない。

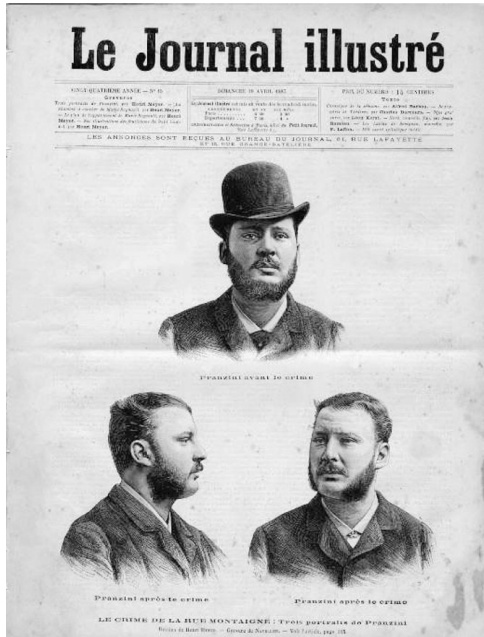
バルミール ああ、この牢獄！（ギロチンに向かい）この不吉な機械、それにあの輝く刃……。愛し合うには何て崇高な場所……。〔…〕ああ、風変わりで強烈な場所で愛撫を交わす喜び、私たちはそれが大好きなんです。ルカルドンと私は。〔…〕これまでどんなに素敵でキスを交わしたかしら！ カタコンベでお茶を飲んだこともありましたわ。〔…〕またある時は、お友達の看護人のかたのついで、ラリボワジュール病院の階段教室の解剖台の上でディナーを食べましたわ！ 〔…〕火葬炉の中でおやつを食べたこともありましたわ。〔…〕他にも死体安置所（モルグ）や、デュピュイトラン博物館でのデートもありましたわ²⁶。

バルミールにはサディズム、フェティシズム、ネクロフィリアといった、グラン＝ギニョル劇におなじみの主題が認められる²⁷。とはいえこの作品がロルドやビネのドラマと異なるのは、それが単なる個人的な病的症状ではなく、社会的な傾向として描かれる点である。バルミールの欲望はたしかに滑稽なまでに誇張されてはいるが、彼女はあくまでギロチンの展示に群がる多数の観客の一人にすぎない。その意味でここには、犯罪者を英雄視する社会に対する批判的な視線が認められるのである。

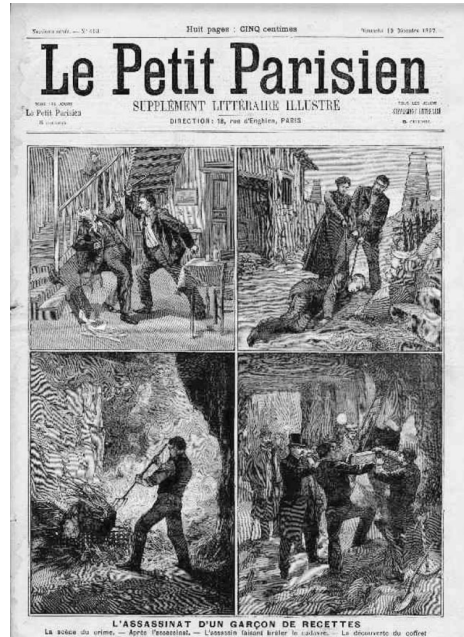
25 「彼〔ブリュアン〕が作曲し歌った七百ほどのシャンソン（それらの歌詞の大部分は、当時パリ警察の助手であり、その「窃盗犯」担当を務めていたオスカル・メテニエから材料を得ている）から、いくつかの主要モチーフを引き出すことができる」（Kalifa, *op. cit.*, p. 168）。

26 *Le Grand Guignol. Le théâtre des peurs de la Belle Epoque*, p. 214-215.

27 ちなみに、「フェティシズム」を初めて心理学用語として用いたのはアルフレッド・ビネである。



1. 『ジュルナル・イリュストレ』
1887年4月10日



3. 『プチ・パリジャン』挿絵入文芸付録
1897年12月19日



2. 『ジュルナル・イリュストレ』1887年4月10日

実を言うと、このことはグラン＝ギニョル劇においてはむしろ稀なことである。というのも、グラン＝ギニョル劇は——初期の自然主義時代を別にして——基本的に集団的恐怖を利用するジャンルであり、それを批判するジャンルではないからである。恐怖の仕組みを解明することは、恐怖の効果を台なしにしてしまうことだろう。したがってとりわけドラマにおいてはそのような批判的視点は禁物なのである。とはいえ『未亡人』をはじめとする一部のコメディは、恐怖そのものを笑いの材料にすることで、グラン＝ギニョル劇自体に対する一種パロディ的な役割を果たしている²⁸。

おわりに

自然主義から出発したグラン＝ギニョル座が恐怖の対象としたのは、超自然的な悪霊や空想上の怪物ではなく、あくまで当時の観客にとっての現実的な存在であった。すなわち、下層階級、異民族、犯罪者、流れ者、精神異常者といった、ブルジョワ階級にとっての「他者」とでも言うべき存在であった²⁹。それらは彼らの集団的不安の投影であり、そのかぎりでも同時代の社会状況と密接に結びついていた。

ミシェル・フーコーは『監獄の誕生』（1975）において、近代における規律社会の成立について論じている。権力はそこで、力によって人々を支配する「見える権力」から、法によって人々を支配する「見えざる権力」へと移行した。その過程で人間は規律を内面化し法的感覚を身につけ、同時に犯罪が社会的な関心事として浮上する。フーコーはこの規律化において、三面記事と推理小説が大きな役割を果たしたと指摘する。

この事態につけ加わるのが、一定の枠組を非行〔＝前科〕者にかんする人々の知覚に押しつけるための長期間の企てであった。すなわち彼らを、いたる所に現存しいたる所で恐れられるごく卑近な人間として示そうとするのである。新聞の一部にはびこり、それ専門の新聞をもちはじめようとする三面記事の、それは機能である。[…] 犯罪小説のほうは最初は新聞連載小説や安手の文学のなかで発

28 別の例を挙げると、ピエール・モントレル『硫酸をかけられた男』（1911）は硫酸を題材にしたコメディである。〔全一幕〕コルセット屋の主人が人気女優に硫酸をかけられて怪我をしたという新聞記事が出る。夫人はこれで店の評判も台無しだと嘆くが、意外にもスキャンダルのせいで上流階級の婦人から注文が殺到する。そこへ新聞記者が記事は誤報だったと謝罪に来る。夫人は商売のために記者に口止めをし、夫の顔に包帯を巻いて怪我人のふりを続けさせる。ここでも、スキャンダルの当事者が社会的名士になってしまうという皮肉な状況が描かれる。

29 グラン＝ギニョル劇における恐怖の性格については、真野倫平編・訳『グラン＝ギニョル傑作選』水声社、2010年ならびに『日本フランス語フランス文学会中部支部研究報告集』第35号、2011年に掲載の拙論「グラン＝ギニョル劇と精神医学」を参照。

展しはじめたが、一見〔新聞とは〕逆の役割を担当する。とりわけその機能は、非行〔＝前科〕者が人々の日常親しんでいる生活とは無関係な、まったく別種の世界に属している点を明らかにすることに存する。〔…〕探偵〔＝警察〕文学と結びついた三面記事が一世紀以上のあいだ生み出しつづけたのは過度に多数の《犯罪物語》であって、そこではとりわけ非行性はきわめて卑近なものとしてと同時にまったく無縁なものとして、日常生活に永久に脅威を与えるものとして、だがその起源や動機や日常的でしかも異国的な姿を見せるその環境などの点では迂遠なものとして現われる。非行性を重要視し、それを誇張的な言語表現で表わすことで、人々はそれを賞揚しつつも別扱いする一つの線でそれを取りかこむのである³⁰。

メディアは犯罪を、一方では恐るべき身近な脅威として、他方では現実離れた華麗な冒険として描き出した。一見対照的なこれらのイメージは、現代人が自らを取り巻く法秩序に対して抱きうる二つの異なる感情を反映している。すなわち、法に守られると同時に法に縛られている現代人は、日常の次元においては法の侵犯に厳しい警戒心を抱きながら、想像の次元においては法を超える完全犯罪を夢想するのである。犯罪を適度に審美化することは、人間が日頃から犯罪への関心を抱き、法的感覚を身につけるよう仕向けるために有効な戦略なのである。

そしてグラン＝ギニョル劇もまたこのような犯罪の審美化の一環であった。それは当時のブルジョワの現実的な恐怖の対象を扱いながら、それを適度に審美化することで、恐怖を無上の快樂にすることに成功したのである。それがルパンやファントマと並んで20世紀初頭に誕生したことは決して偶然ではない。それは大衆メディアの発達や治安意識の高まり、そして本論では触れなかったが犯罪科学の創設や法医学の台頭など、当時のさまざまな社会的要因の産物なのである。

30 ミシェル・フーコー『監獄の誕生』田村俣訳、新潮社、1977年、283頁。

スウェーデン NDC 年金の損益計算書と貸借対照表

経済学部 大谷 津 晴 夫

1. はじめに
 2. NDC 年金の年金債務・保険料資産・内部収益率
 - 2.1 賦課方式年金の財政均衡式
 - 2.2 NDC 年金の内部収益率
 - 2.3 NDC 年金の損益・繰越剰余
 3. NDC 年金における回転期間と財政均衡
 - 3.1 賃金パターン変化の効果
 - 3.2 死亡率パターン変化の効果
 4. スウェーデン年金庁「年次年金制度報告書」の損益計算書と貸借対照表
 - 4.1 NDC 年金の損益計算書と貸借対照表の仕組
 - 4.2 NDC 年金財政の推移
 - 4.3 NDC 年金とプレミアム年金の収益率の推移
 5. おわりに
- 参考文献

1. はじめに

スウェーデンが1999年に新たに導入した「見なし拠出建て年金」(notional defined contribution plan)と称される年金制度(以下NDC年金という)は、拠出建ての給付設計と賦課方式の年金財政を組み合わせた前代未聞の画期的な試みとして世界の注目を集めた¹。給付建てと賦課方式、給付建てと積立方式、拠出建てと積立方式、の組み合わせはあったが、拠出建てと賦課方式の組み合わせだけはこれまでなかったのである。水と油の関係と考えられてきた拠出建てと賦課方式を結びつけたのは、

1 新しい年金制度の基本的枠組が公表されたのが1992年、その大枠が国会承認されたのが1994年で、1998年には改革に必要な法案の殆どが承認され、最後に自動財政均衡メカニズムに関連した法案が2001年5月に承認された。イタリアは1995年、ラトビアは1996年、ポーランドは1999年にNDC年金を導入した。

賦課方式年金仕様に作られた貸借対照表（バランスシート）である。

日本では賦課方式年金の財政検証にバランスシートは無用とされ、社会保障制度審議会年金数理部会「年金財政報告書」でも、その後身にあたる社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」でも、バランスシートは開示されてこなかった²。しかし1997年6月23日開催の年金審議会において厚生省ははじめて厚生年金のバランスシートを参考資料という形で開示した。開示に踏み切った厚生省の意図は、巨額にのぼる「2重の負担」の実態を開示して、当時経済学者や民間エコノミストの間で勢いを増しつつあった厚生年金の民営化論（＝積立方式移行論）を牽制することにあった。厚生省の狙いは見事に的中し、ほぼGDPの1年分に匹敵する巨額の移行費用を見せつけられて民営化論はたじろいでしまった。こうしてバランスシートを巡る議論は一旦下火になったが、2004年の年金改正論議の中で再燃する。そのきっかけを作ったのが、前出のスウェーデン方式のバランスシートである。

しかし、2004年の年金改正の際に勃発した日本のバランスシート論争は、スウェーデン方式のバランスシートの特徴を正しく理解することなく尻切れトンボに終わってしまった観がある。バランスシートを使って年金の持続可能性と世代間格差を論じるバランスシート論者も、その論法が不可能かつ無意味であると反論する反バランスシート論者も、従来の積立方式仕様のバランスシートに囚われた議論をしていて、肝心のスウェーデンの賦課方式仕様のバランスシートの特性を正しく把握しているとは言い難い。ましてやその具体的な作成方法や財政運営における使われ方など、実際の運用場面に落とし込んだ議論は日本のバランスシート論争の中では行われなかった。スウェーデン方式のバランスシートは財務情報の単なる開示にとどまるものではなく、「機能するバランスシート」として年金財政の均衡回復メカニズムの中に積極的に組み込まれている。残念ながら日本のバランスシート論争は賦課方式仕様のバランスシートのこの実務的・技術的な側面に関してあまり関心を払わなかった。しかし、厚生省サイドの従来のバランスシート無用論のレベルを越えるには、この「機能するバランスシート」の特性について正確な理解が欠かせないのである。

本稿の狙いは2つある。1つは、今でも正確な理解が得られているとは言い難いスウェーデン方式の損益計算書と貸借対照表を使った財政検証の仕組みについて図解と数値事例を交えた解説を行い、直観的な理解が得られるようにすることである。もう1つは、スウェーデン年金庁の「年次年金制度報告書」が開示している実際の財務2表に即して年金財政の動向を概観することである。

2 今でも公式の財務データとしての開示は行われていない。

2. NDC 年金の年金債務・保険料資産・内部収益率³

2.1 賦課方式年金の財政均衡式

スウェーデンの NDC 年金の財政均衡の定義式は次の (1) 式で示される。 TD は回転期間 (turnover duration)、 C は年間保険料⁴、 F は評価時点の積立金、 PL は評価時点の年金給付債務である。

$$TD \cdot C + F - PL = 0 \quad (1)$$

(1) 式の財政均衡の定義式の意味するところは、資産－負債＝0、つまり資産＝負債のバランスシートの均衡である。年金保険の財政は「収支相当の原則」に従わなければならないが、この原則には a) 全期間の収入総額と支出総額が等しい、b) 毎年の収入と支出が等しい、の 2 つの側面があり、(1) 式の財政均衡条件はこの a) に該当する⁵。ただし、(1) 式の資産と負債の定義は、積立方式で財政均衡を定義する場合の資産と負債とは異なるので注意を要する。

クローズド・グループ基準の年金債務

まず (1) 式の負債を構成している年金給付債務 (PL) だが、これは評価時点の全加入者 (= 被保険者 + 受給者) に対して彼らが死亡するまでの将来期間内に支給する年金給付の現在価値総額からその全加入者が死亡するまでの将来期間内に彼らから徴収する保険料の現在価値総額を控除したものと定義される。つまり、将来の加入者を排除して現在の加入者だけに対象を限定した上で、彼らに対する将来の給付債務総額と彼らからの保険料収入総額の差額を計算しているのである。これはクローズド・グループ基準の年金債務に他ならない⁶。評価時点における既発生の年金債務でもないし、現在加入者だけでなく将来加入者の給付債務と保険料収入も含んだオープン・

3 本章と次章における NDC 年金に関する説明は、Settergren (2001) と Settergren and Mikula (2006) に依拠している。

4 正確に言うと、単位時間あたりの保険料収入である。

5 a) は賦課方式と積立方式の両方に必要な条件であるが、b) については賦課方式のみに求められる条件である。b) が充足されていれば a) は自ずと充足される。積立方式では通常 b) は充足されない。

6 大谷津晴夫 (2011)、pp. 11-12、参照。評価時点において存在する積立金は、評価時点で既に死亡している過去加入者分の年金給付総額と保険料総額の差額に、現在加入者の評価時点までの分の年金給付総額と保険料総額の差額を加えたものに他ならないので、この積立金を含めたクローズド・グループ基準の年金債務は、評価時点の現在加入者の分だけでなく、既に死亡している過去加入者の分も含んだ債務であることに注意する必要がある。

グループ基準の年金債務でもない⁷。

回転期間・保険料資産

次に(1)式の資産には、積立金の他に、回転期間(TD)に年間保険料(C)を乗じて算出される保険料資産($TD \cdot C$)がある。この保険料資産を資産として計上することこそが賦課方式仕様のバランスシートの最大の特徴であり、また最も理解のしにくい点でもある。回転期間は賦課方式の保険料フローをストック化する際の鍵的な概念であり、これの正確な把握がNDC年金の財政運営の仕組みの理解に欠かせない。

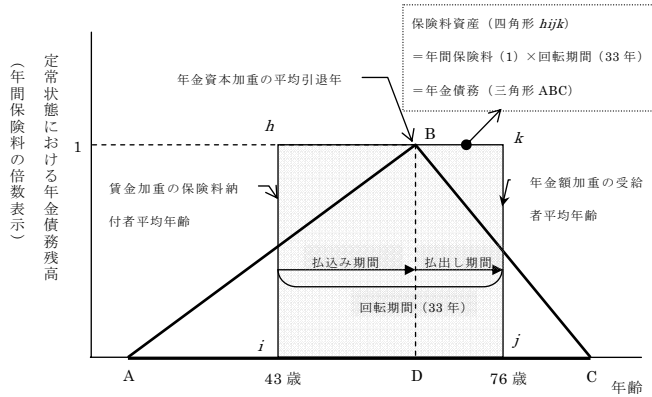
回転期間とは、年金債務が発生してから消滅するまでの年金制度内に滞留する期間の平均をいうが、これは年金が定常状態にある場合の年金債務の時間構成から求められる。図1を使って回転期間と保険料資産の概念を説明しよう。図1は、1998年のスウェーデンの年齢別の死亡率と賃金分布が不変に維持され、さらに人口成長率もゼロと仮定した場合——つまり年金制度が定常状態にある場合——の年金債務(三角形ABC)と保険料資産(四角形hijk)の関係を表している。

年金債務は、次の図2に示されるように、保険料を払っている現役加入者の分(三角形ABD)と年金を受給している引退加入者の分(三角形BDC)に分けられる。例えば、現役の x_1 歳の人口集団 $N(x_1)$ に対する年金債務は、クロズド・グループ基準に従って、死亡するまでに受給する年金総額(=線分BD)から今後払い込む保険料総額(=b)を差し引いたもの(=a)として表されるので、結局、 $N(x_1)$ が評価時点の x_1 歳までに払い込んだ保険料と利息の元利合計として保有する年金資本 $V(x_1)$ と同じものになる。 $N(x_2)$ のように、引退して年金を受給している加入者については差し引く保険料の抛出はもうないので、その年金債務 $V(x_2)$ は単純に年金額に平均余命を乗じて算出される。このようにして現役加入者分と引退加入者分をそれぞれ算出して合計したものが、年金制度がかかえる年金債務ということになる。

図1では年金債務は三角形ABCで示されるが、この三角形ABCを縦に読むと年齢別の年金債務残高になる。次に同じ三角形を横に読むと、年金債務が年金制度内に留まる滞留期間を表していることが分かる。これは、生命表の生存数曲線を縦に読むと年齢別の生存数になり、横に読むと生存年数になるのと平行な関係にある。生存年数の平均が平均寿命であるように、年金債務の滞留期間の平均が回転期間である。つまり、回転期間とは年金債務が年金制度内にとどまる平均寿命に他ならない。

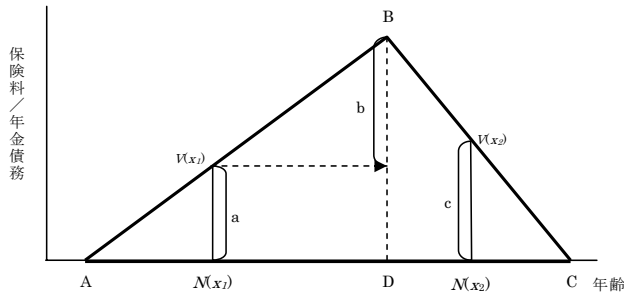
7 オープン・グループ基準の年金債務は、有限期間のそれと永久期間のそれに大別される。アメリカの連邦老齢・遺族・障害保険(OASDI)では75年間と永久期間の2種類が開示されており、日本では2004年改正前は永久期間、改正後は95年間の有限期間のオープン・グループ基準の年金債務が開示されるようになった。

図1 NDC 年金の年金債務と保険料資産



出所) Settergren (2001) の Figure 2 を基に筆者作成。

図2 クローズド・グループ基準と NDC 年金債務



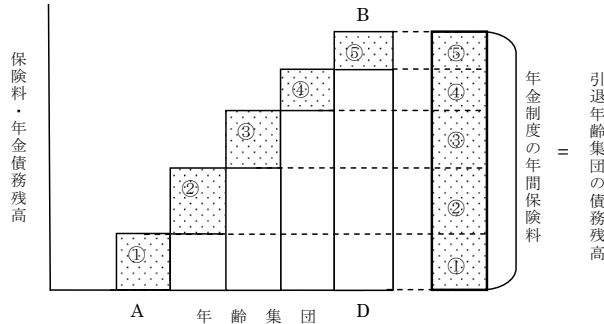
出所) 筆者作成。

正確に言うと、回転期間は、定常状態にある年金制度の1年間の保険料総額に見合う年金債務が年金制度内にとどまる期間として定義されている⁸。この回転期間の算出方法を図1で説明すれば、年金債務（三角形 ABC）を年間保険料（線分 BD）で割って、線分 hk の長さを求めることになる。図3に示すように、線分 BD は年金資本で加重された平均引退年齢の人口集団に対する年金債務の残高を示しているが、これは同時に各年齢集団が1年間に納付する保険料の合計でもある。引退年齢時時点で保有する年金資本＝年金債務の残高は、それまでに払ってきた過去の保険料の累積になるが（①＋②＋③＋④＋⑤）、年金制度が定常状態にあると、これは現在の各年齢集団が1年間に払う保険料の総額（①＋②＋③＋④＋⑤）に等しいからである⁹。このようにして求めた四角形 $hijk$ の面積は元の三角形 ABC の面積に等しい。つまり、

8 計算過程の詳細は Settergren and Mikula (2006), pp. 119-123, を参照。

9 人口と所得の年齢別構成が不変の定常状態を仮定すると、例えば、引退年齢集団が過去の35歳時点で払った保険料と現在の35歳集団が払う保険料は同額になる。

図3 引退年齢時の年金債務残高と年間保険料の関係



出所) 筆者作成。

三角形 ABC で示される年金債務は四角形 $hijk$ の面積 = 年間保険料 × 回転期間の形に変換される。

この四角形 $hijk$ に変形された年金債務に即してその時間的次元に着目すると、1年間の保険料に見合う年金債務が年金制度内にとどまる期間 (= $hk = ij$) が回転期間になる。年金債務を年間保険料で割ってこの回転期間を計算すると、これは賃金で加重した保険料納付者の平均年齢と、年金額で加重した受給者の平均年齢の年齢差として求められる¹⁰。1998年のスウェーデンの年齢別の死亡率と賃金分布が不変で人口成長率もゼロとして年金制度の定常状態を仮構すると、保険料納付者の賃金加重の平均年齢は43歳、受給者の年金額加重の平均年齢は76歳になるので、回転期間は76歳 - 43歳 = 33年になる。これは、各年齢集団が43歳の時に生涯保険料総額を一時金で支払い、33年後の76歳の時に同額の生涯年金総額を一時金で受け取るという構図になる。年金の定常状態が続く限りこのパターンが永遠に繰り返されていくことになる。1998年時点のクローズド・グループ基準の年金債務についていえば、年間保険料に見合う kj 規模の年金が毎年支払われて、この分の年金債務が償却され、これが33年続いた後に年金債務は消滅することになる。年金債務の償却資金は33年間の保険料収入によってちょうど賄える格好になる。この33年の回転期間と年間保険料を乗じたものが保険料資産 ($TD \cdot C$) であり、年金が定常状態にあれば、この保険料資産の規模は年金債務の規模に等しい。図1では、三角形 ABC の年金債務と四角形 $hijk$ の保険料資産は同じ面積になる。

2.2 NDC 年金の内部収益率

下に再掲した (1) 式は、ある評価時点で年金制度がかかえる年金債務 (PL) が、年金の定常状態を仮構したときの年金債務から計算される保険料資産 ($TD \cdot C$) と、

10 詳細は脚注8に挙げた文献を参照。

評価時点で保有する積立金 (F) との合計に等しい場合に、年金財政が均衡することを示している。言い換えれば、ネットの現在価値がゼロのときにその年金制度は均衡する。内部収益率 (internal rate of return, IRR) は一般的にネットの現在価値をゼロにする投資の収益率として定義されるので、年金の内部収益率とは、(1) 式の条件を満たす年金債務の増減率のことである。したがって年金の内部収益率は、(1) 式を時間で微分した次の (2) 式から求められる。

$$TD \cdot C + F - PL = 0 \quad (1)$$

$$\frac{d(TD \cdot C + F - PL)}{dt} = TD \cdot \frac{dC}{dt} + \frac{dT D}{dt} \cdot C + \frac{dF}{dt} - \frac{dPL}{dt} = 0 \quad (2)$$

(2) 式の意味は、資産の増減から負債の増減を差し引いたものがゼロであることである。資産を構成する保険料資産 ($TD \cdot C$) の増減については、保険料収入の増減 ($TD \cdot dC/dt$) と回転期間の増減 ($dTD/dt \cdot C$) の2つの要素に分解される。図1で言えば、四角形 $hijk$ の面積の増減は縦の長さ (保険料収入) の増減と横の長さ (回転期間) の増減に分解される。

次に (2) 式の年金債務の増減 (dPL/dt) は、既存の年金債務の純増分 (= 年金債務 \times 内部収益率) と新規発生 of 年金債務から償却された年金債務を控除した純増分 (= 保険料収入 - 年金支払) との2つの部分からなるので、以下の (3) 式が成立する。 IRR は内部収益率、 P は年金支払¹¹。

$$\frac{dPL}{dt} = PL \cdot IRR + (C - P) \quad (3)$$

次に (2) 式の積立金の増減 (dF/dt) は、積立金から得られる運用益と、保険料収入から年金支払を控除した収支差額の2つの部分からなるので、以下の (4) 式で示される。 r は運用利回り。

$$\frac{dF}{dt} = F \cdot r + (C - P) \quad (4)$$

(3) 式と (4) 式を (2) 式に代入すると、(2) 式は以下の (5) 式に整理される。

$$TD \cdot \frac{dC}{dt} + \frac{dT D}{dt} \cdot C + F \cdot r - PL \cdot IRR = 0 \quad (5)$$

11 正確に言えば、単位時間当たりの年金給付支出である。

したがって最終的に、内部収益率（ IRR ）は以下の（6）式の形で表すことができる。

$$IRR = \frac{TD \cdot \frac{dC}{dt}}{PL} + \frac{\frac{dTC}{dt} \cdot C}{PL} + \frac{F \cdot r}{PL} \quad (6)$$

（6）式は、内部収益率が（i）保険料収入の増減、（ii）回転期間の増減、（iii）運用益の増減の3項の関数になっていることを示している。保険料収入の増減を左右する変数には、労働力率、平均賃金上昇率、保険料率がある。回転期間の増減を左右する変数には、賃金と死亡率の年齢分布、出生率がある。運用益の増減を左右するのは運用利回りである。

2.3 NDC年金の損益・繰越剰余

前節の（5）式が示すように、資産の増減に合わせて負債の増減を調節することが、財政均衡を維持する要になる。資産が負債を上回っていれば、年金給付を増額する余地があるし、逆に資産が負債を下回っていれば、給付削減などの負債圧縮策を迫られる。資産と負債の均衡をもたらす年金債務の増減率が内部収益率なので、内部収益率に沿った年金債務の増減調整が実行できれば、財政均衡は保たれることになる。

年金債務の増減を左右する内部収益率には、年金改定規則に示された明示的なスライド率の他に、死亡率の変化・保険料収入と年金支払の収支差・年金制度の変更などを通して見えない形で履行される「潜在的なスライド率」も含まれる。したがって、内部収益率からこの潜在的なスライド率を控除した正味が「実施可能なスライド率」ということになり、この実施可能なスライド率の適用を通して年金制度のネットの現在価値がゼロに維持される。

$$\text{実施可能なスライド率} = \text{内部収益率} - \text{潜在的なスライド率} \quad (7)$$

しかし、年金改定規則、保険料率の調整、その他の年金規則の変更によって、各時期に実施可能なスライド率の全量が配分されるわけではない。実施された年金スライド率が実施可能なスライド率から一時的に乖離することはありうる。その実施されなかったスライド分が、（8）式の年金制度内に留保された剰余である。この剰余分はNDC年金では損益として認識されて損益計算書に計上される。また、この損益が繰越剰余として貸借対照表に計上される。

$$\text{実施可能なスライド率} - \text{実施されたスライド率} = \text{年金制度の純損益} \quad (8)$$

図4に示されるように、貸借対照表上では、「資産＝負債＋繰越純剰余」が会計上の恒等式として成立する。実施可能なスライド率の全量が実施されない場合は、その

図4 年金制度の損益・繰越剰余と貸借対照表

(1) 資産 > 負債のケース

〔資産〕	〔負債〕
積立金	年金債務
保険料資産	
	繰越剰余(+)

(2) 資産 < 負債のケース

〔資産〕	〔負債〕
積立金	年金債務
保険料資産	
	繰越剰余(-)

出所) 筆者作成。

未配分の損益が年金制度内に留保された繰越剰余になる。(1) の繰越剰余が正のケースでは、年金制度内に留保された未配当の収益は繰り越されて次期の正の年金スライドの対象に回される。(2) の繰越剰余が負のケースでは、年金制度内に留保された未配当の損失は繰り越されて次期の負の年金スライドの対象に回される。

3. NDC 年金における回転期間と財政均衡

本章では、前章で定式化した賦課方式年金の財政均衡の仕組みを、数値例を使った世代重複モデルに依拠して、具体的に解説することにしたい¹²。

3.1 賃金パターン変化の効果

3.1.1 給付建て年金における賃金パターン変化の効果

まず、下の表1に示される3世代重複モデルを設定して、総賃金が不変の中で賃金パターン¹³に生じる変化が回転期間および保険料資産、年金債務、内部収益率に及ぼす効果、そして年金内部の収益の配当を見る。表1の数値モデルは、1歳の若年労働者、2歳の壮年労働者、3歳の年金受給者の3世代から構成され、出生率に起因する

12 以下の数値モデルは、Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Annex 7B に依拠している。この共著論文は、賦課方式の内部収益率を決める要因に、賃金上昇率や人口成長率の他に、回転期間の存在があることを強調したもので、その論点が浮き彫りにされるような数値モデルになっている。なお、小野正昭 (2004) もこの文献に依拠した解説を行っているが、期間と世代を区別するために工夫された年金債務の表記法 (Table 7B.2 の注記を参照) を看過している節がある。

13 賃金パターンは、全年齢集団の平均賃金に対する各年齢集団の平均賃金の比率として定義される。

表1：賃金パターンの変化が世代別の保険料と年金給付に及ぼす効果

世代	期	0	1	2	3	4	5	各世代合計	
								保険料	年金
A		12	12	-24				24	-24
B			12	18	-24			30	-24
C				6	18	-24		24	-24
D					6	18	-24	24	-24
各期間合計	賃金合計	••	96	96	96	96	••		
	保険料率	25%	25%	25%	25%	25%	••		
	保険料合計	••	24	24	24	24	••		
	年金給付	••	24	24	24	24	••		
	年金債務	••	36	30	30	30	••		

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7B.1 を一部修整・追加する形で筆者作成。

人口増加率が0で、各世代の人口は同じである。1期における賃金は1歳の労働者、2歳の労働者とも同額の48（期間合計の総賃金は96）で賃金上昇率は0である。保険料率は各期を通じて同率の25%なので、1期の保険料総額は24になる。給付水準は全労働者の平均賃金の50%と定められているので、3歳の受給者の年金額は24になり、保険料収入＝年金給付支出が成立して収支が均衡する¹⁴。

2期目から賃金パターンに変化が生じ、2歳の労働者の賃金が50%上昇し（48から72）、それに対し1歳の労働者の賃金は50%下落する（48から24）とする。賃金パターンが変化するだけで期間合計の総賃金（96）と平均賃金（48）は不変で、生涯賃金について見るとB世代だけが96から120に増加し、その他の世代については不変（96）である。年金制度の各期の保険料収入（24）と年金支出（24）も不変で、収支は均衡している。B世代以外の各世代の収益率は、24の生涯保険料を負担して24の年金を受け取るので、賃金パターンの変化の前後を通して不変の0である。B世代だけが生涯保険料30を負担して24の年金を受給し、その結果6の損失を被り¹⁵、この世代の収益率は-0.15に下落する¹⁶。

表1を基に、賃金パターンの変化が回転期間と年金債務に及ぼす影響を示したものが、次の表2である。年金債務は、評価時点における全ての加入者について、その将来の年金給付の現在価値から将来拠出する保険料の現在価値を控除した差額として定

14 年金制度から外に出て行く金はマイナス（-）の符号で表示してある。

15 ただしこの制度の内部収益率（=0）を割引率として使っている。

16 計算は、 r を割引率として、 $0.25 \times 48 \times (1+r)^2 + 0.25 \times 72 \times (1+r) = 24$ を解いて、 $r = -0.15$ が得られる。

表 2：賃金パターンの変化が回転期間と年金債務に及ぼす効果

	変化前 ^h	変化後 ^h	変化率
年金受給者の貨幣加重の平均年齢、 A_r	3 ^a	3 ^a	
保険料納付者の貨幣加重の平均年齢、 A_c	1.5 ^b	1.75 ^c	+1/6 (=0.25/1.5)
回転期間： TD (= $A_r - A_c$)	1.5	1.25	-1/6 (= -0.25/1.5)
保険料資産 (= $TD \times$ 保険料)	36	30	-1/6 (= -6/36)
年金債務 ^d	36 ^e	30 ^f	-1/6 (= -6/36)
内部収益率 (= 損益/年金債務)		-6/36 ^g	-1/6 (= -6/36)

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7 B.2 を一部改変。

a：年金はすべて 3 歳で支給される。

b： $(48 \times 2 \text{ 歳} + 48 \times 1 \text{ 歳}) / (48 + 48)$

c： $(72 \times 2 \text{ 歳} + 24 \times 1 \text{ 歳}) / (72 + 24)$

d：年金債務は、評価時点における全ての加入者に対する将来の年金給付の現在価値から同加入者が将来拠出する保険料の現在価値を控除した差額として定義されている。

e：これは 1 期末における [2 歳労働者の年金債務] + [1 歳労働者の年金債務] として計算されるので、 $[24] + [24 - 12] = 36$

f：これは 2 期末における [2 歳労働者の年金債務] + [1 歳労働者の年金債務] として計算されるので、 $[24] + [24 - 18] = 30$

g：制度の損益は賃金パターンの変化時に生じるので、内部収益率の数値は変化前と変化後の中間に置かれている。

h：定常状態を前提にした数値

義される¹⁷。賃金パターンの変化の結果、変化前の定常状態と変化後の定常状態との間で回転期間・保険料資産と年金債務に変化が生まれている。表 2 にあるように、回転期間は 1.5 年から 1.25 年に、保険料資産は 36 から 30 に、年金債務は 36 から 30 に減少している。賃金パターンの変化の結果、変化後の資産に見合う年金債務が減少しているので、既存の年金債務のままだと年金制度に 6 の損失が発生することになる。6 の損失に対応する年金制度の内部収益率 (IRR) は $-6/36 = -1/6$ になる¹⁸。このマイナスの内部収益率に沿って年金債務の削減を行えば年金財政の均衡は維持される。このケースでは、全労働者の平均賃金の 50% を給付水準と定めた給付ルールの中で -6 の潜在的スライドが実施されているので、顕示的なスライドを追加的に実施しな

17 この年金債務の定義はクローズド・グループ基準の年金債務の定義に他ならない。大谷津晴夫 (2006, 317 頁) では、この点について正確な理解ができていなかった。Cf., Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009).

18 前章の (6) 式にしたがって内部収益率 (IRR) を計算すると、第 1 項と第 3 項はともに 0 で、第 2 項は分子が $dTD/dT \cdot C = \Delta TD \cdot C = -0.25 \times 24 = -6$ 、分母が $PL = 36$ なので、結局、 $IRR = -6/36 = -1/6$ 。

くとも財政均衡が維持されることになる¹⁹。

賃金パターンの変化がもたらした年金債務の減少および負の内部収益率は、平均賃金の50%と定めた給付建てルールを通じてB世代の損失(-6)として配分されているが、マイナスの内部収益率(-1/6)それ自体はこの給付建てルールに起因して発生したものではなく、定常状態の変化に伴って生じた回転期間の短縮化に起因するものである。このことは次のNDCの拠出建てルールに即して例証される。

3.1.2 NDC年金における賃金パターン変化の効果

表3は、前節と同じ賃金パターンの変化がNDC年金で生じた場合の効果を損益計算書と貸借対照表の雛形に落とし込んだものである²⁰。賦課方式の年金財政は企業会計方式の損益計算書と貸借対照表には馴染まないとされてきたので、この試みは画期的な試みとして注目される。表3(と表6)の仕組みを正確に理解できれば、次章で取り上げるスウェーデン年金庁「年次年金制度報告書」の損益計算書と貸借対照表の読解は難しくない。

NDC年金では、個人の「見なし勘定」に記録された保険料と裁定年金に付利される「見なし利回り」は賃金上昇率であるが、ここでは賃金上昇率=0とされているので、見なし利回り(=年金債務のスライド率)は0である²¹。

NDC下では、2期の賃金パターンの変化によってB世代の生涯保険料は24から30に増えるので、3期の年金支出も30に増える。他方、3期の保険料収入は24のままなので、このままだと6の赤字が発生する。この6の損失は、回転期間の短縮化(-1/6)によって保険料資産が6減少したことに起因する(表3の注cを参照)。前の事例では潜在的なスライド率(-1/6)に沿って6の損失がB世代に配分されて収支が均衡したが、このNDCでは潜在的なスライド率が0であるために年金債務の潜在的な削減は実行されないし、明示的なスライド率も賃金上昇率=0なので賃金スライド率=0で、負の改定にはならない。そのため、財政を均衡させるには、年金債務の顕示的な削減を実行してマイナスの内部収益率(-1/6)を加入者に配当しなければならない。その1つの方法が、下に再掲する(7)式から求められる実施可能なスライド

19 年金財政均衡のために実施可能なスライド率は、(7)式にしたがって、保険料増減率+回転期間増減率+積立金増減率-潜在的なスライド率として定式化される。ここでは、 $0 + (-1/6) + 0 - (-1/6) = 0$ なので、明示的なスライド実施は不要となる。Settergren, O. and Mikula B.D. (2006), p. 125.

20 表3の上段に損益計算書、下段に貸借対照表が配置され、各勘定項目の数値は基本的には前章の(1)式から(8)式に従って算出される。詳細は次章を参照。

21 したがって、表3の年金債務のスライド欄の0は賃金スライドの0を、6は均衡スライドによるスライド値を示している。

表 3：NDC 年金の損益計算書と貸借対照表（a）

損益計算書	1 期	2 期 ^a	2 期	3 期	4 期	5 期
保険料	24	24	24	24	24	24
年金給付	-24	-24	-24	-25	-23	-24
＝純収支差（a）	0	0	0	-1	1	0
保険料資産の増減（b）	0	-6 ^c	-6 ^c	0	0	0
新規発生 of 年金債務 ^b	-24	-24	-24	-24	-24	-24
支払済みの年金債務 ^b	24	24	24	25	23	24
年金債務のスライド ^b	0	0	6	0	0	0
＝年金債務の増減（c）	0	0	6	1	-1	0
純損益：(a)+(b)+(c)	0	-6	0	0	0	0
貸借対照表	1 期末	2 期末 ^a	2 期末	3 期末	4 期末	5 期末
積立金残高	0	0	0	-1	0	0
保険料資産	36	30	30	30	30	30
＝資産合計（d）	36	30	30	29	30	30
年金債務（対3歳）	0	0	0	0	0	0
年金債務（対2歳）	24	30	25 ^d	23 ^e	24	24
年金債務（対1歳）	12	6	5 ^e	6	6	6
＝債務合計（e）	36	36	30	29	30	30
ネットの現在価値：(d)-(e)	0	-6	0	0	0	0

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7 B.3 を一部修正し加筆。

- a：実施可能な収益率（＝IRR－潜在的スライド率）によるスライドを実施する前の数値
b：マイナスの符号は年金債務したがってコストの増加、プラスの符号はそれらの減少を示す。なお、年金債務のスライドには賃金スライドと均衡スライドがあるが、ここでは賃金スライド＝0。
c：保険料資産の増減は保険料収入の増分と回転期間の増分に分解され、前者は $(C_t - C_{t-1}) \times (TD_t + TD_{t-1})/2$ の計算式で示され、後者は $(TD_t - TD_{t-1}) \times (C_t + C_{t-1})/2$ の計算式で定義される (C_t は t 期の保険料)。ここでは前者は 0 になるので、後者を計算すると、 $-0.25 \times 24 = -6$
d： $[12 + 18] \times 5/6 = 25$ ：[(B 世代の 1 期の保険料 + B 世代の 2 期の保険料) × 改定力]
e： $6 \times 5/6 + 18 = 23$ ：[C 世代の 2 期の保険料 × 改定力 + C 世代の 3 期の保険料]

率²²によって年金債務をスライドすることである。

$$\text{実施可能なスライド率} = \text{内部収益率} - \text{潜在的なスライド率} \quad (7)$$

表 3 のスライド実施後の 2 期の数値は、スライド前の 2 期の数値に 5/6 の実施可

22 前章の (5) 式により、実施可能なスライド率＝保険料増分の対年金債務比率＋回転期間増分の対年金債務比率＋積立金運用益増分の対年金債務比率－潜在スライド率、なので、ここでの実施可能なスライド率は、 $0 - 1/6 + 0 - 0 = -1/6$ として求められる。

能な改定力²³を乗じた効果を表している。この2期末に実施される顕示的スライドによって、B世代の年金債務は30から25に、C世代の年金債務は6から5に削減され、全体で36から30に削減されている。その結果、3期にB世代が受け取る年金は30から25に（表3の注dを参照）、4期にC世代が受け取る年金は24から23に削減されている（表3の注eを参照）。つまり年金制度の-6の損失はB世代に-5、C世代に-1として配分されたことになる。

この顕示的スライドを実施しても、3期には-1の赤字が発生するが（積立金は-1に減少する）、この赤字は次の4期の+1の黒字によって埋め合わされる（積立金は0に戻る）。D世代以降の収益率は賃金パターンの変化前に戻り、5期以降の収支も均衡を回復する。

3.2 死亡率パターン変化の効果

前節の3.1では、賃金上昇率=0、出生率に起因する人口増加率=0の前提の下で、賃金パターンの変化が年金財政に及ぼす効果を給付建てと拠出建ての2つの給付ルールについてみたが、本節では同じ前提条件下で死亡率パターン²⁴の変化が及ぼす効果を、潜在的スライドが実施されるケースと実施されないケースの2つのケースについてみる。

3.2.1 事後的に認識された死亡率パターン変化の効果

表4は、3期末に死亡率パターンが変化してB世代以降の老人の平均余命が1期間から2期間に延びるケースを示している。保険料率は前節3.1のケースと同様に25%に固定されているので、寿命が2倍に伸びた世代の年金は収支均衡のために2分の1に減額される。ただし、死亡率パターンの変化は事後的にしか分からないものとされているので、給付を半減する潜在的なスライド・ルールは遅れて実施される。つまりB世代は3期に従来通り24の年金を受給し、寿命の伸びた4期に半額の12を受給する。C世代以降は最初から半額の12を2期間受給する。この場合、表4が示すように、死亡率パターン変化後の4期以降も各期の支出は収入に等しくなる。死亡率パターンの変化によって恩恵を受けるのはB世代だけで、この世代は24の保険料を

23 この改定力は、 $1 + \text{実施可能なスライド率}$ 、として定義される。ここでの実施可能なスライド率は $IRR (-1/6)$ に等しいので、 $1 - 1/6 = 5/6$ となる。因みに、Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7B.3 の注記 d, e と Table 7B.6 の注記 d, e, f にある IRR は誤りで、正しくは $1 + IRR$ でなければならない。本文中にも同種の誤りがある。

24 ここでの死亡率パターンの変化とは、老人の平均余命が伸び、引退後2期間にわたって生存することを指す。老人の死亡率が改善すれば改善前に比べて人口は当然増加するが、このことは出生率に起因する人口増加率=0とした先の前提条件には抵触しない。

表 4：死亡率パターンの変化が世代別の年金給付に及ぼす効果

世代	期	0	1	2	3	4	5	6	世代別合計	
									保険料	年金
A		12	12	-24					24	24
B			12	12	-24	-12			24	36
C				12	12	-12	-12		24	24
D					12	12	-12	-12	24	24
E						12	12	-12		
期間合計	賃金合計	••	96	96	96	96	96	96		
	保険料率	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%		
	保険料合計	••	24	24	24	24	24	24	24	24
	年金債務	••	24	24	24	24	24	24	24	24

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7B.4 を一部修整・追加する形で筆者作成。

拠出して 36 の年金を受給して 12 の利益を得るので、その収益率は約 25% になる²⁵。

次の表 5 が示すように、当初の 36 の年金債務が死亡率パターン変化後に 48 に増加しているため、年金制度全体の内部収益率は、 $(48-36)/36=1/3$ である。このプラスの内部収益率 (1/3) は、死亡率パターンがもたらした回転期間のプラスの増加率 (1/3) に起因している。回転期間の伸長は、一方で負債の側の年金債務を 48 に増加させるが、他方で資産の側の保険料資産を 36 から 48 に増加させるので、年金制度の資産マイナス負債のネットの現在価値は死亡率パターンの変化の前後を通じて 0 に保たれている。

回転期間の伸長によって年金制度に生じた 12 の内部収益は、この年金制度に内在する潜在的なスライド率の適用を通じて B 世代に 12 の利得として配当されているので²⁶、ネットの現在価値を 0 に保つために顕示的なスライドを追加的に実施する必要はない²⁷。

前節 3.1 のケースと同様に、ここでも内部収益の発生メカニズムとその配当メカニズムは区別されなければならない。12 の内部収益は回転期間の伸長から発生しているのであり、寿命の予測能力の不完全性と給付半減ルールのセットが原因で発生して

25 計算式は、 $0.25 \times 48 \times (1+r)^3 + 0.25 \times 48 \times (1+r)^2 = 24 \times (1+r) + 12$ で、これを解いて、 $r \approx 25\%$ が得られる。

26 B 世代が 3 期に受給する最初の年金額は変化前の平均余命で計算されている。この給付ルールが年金制度の内部収益を B 世代に潜在的に配分する結果になっている。

27 実施可能なスライド率 (0) = 年間保険料増減 (0) + 回転期間増減 (+1/3) + 積立金運用益 (0) - 潜在的スライド率 (+1/3)

表5：死亡率パターンの変化が回転期間と年金債務に及ぼす効果

	変化前	変化後	変化率
年金受給者平均年齢、 A_r	3	3.5a	+1/6
保険料納付者平均年齢、 A_c	1.5	1.5	—
回転期間： $TD (=A_r - A_c)$	1.5	2	+1/3
保険料資産 ($=TD \times$ 年間保険料)	36	48	+1/3
年金債務	36	48b	+1/3
内部収益率 ($=$ 損益/年金債務)	12/36		+1/3

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7B.5 を一部改変および追加

a : $(12 \times 4 \text{ 歳} + 12 \times 3 \text{ 歳}) / (12 + 12) = 3.5 \text{ 歳}$

b : B 世代に対する年金債務 + C 世代に対する年金債務 + D 世代に対する年金債務 = $[12] + [12 + 12] + [12 + 12 - 12] = 48$

いるわけではない。この後者の条件セットは発生した内部収益の配当メカニズムに関与するだけである。このことは、B 世代の寿命が2倍になることが2期末に分かっている場合を想定してみればわかる。この寿命の完全予測の場合、B 世代の年金は4期ではなく3期から12に半減されるので、潜在的スライド率は1/3から0に低下し、12の内部収益が未配当になって実施可能なスライド率が1/3に上昇する。無効化した潜在的スライドの代わりにこの実施可能なスライド率(1/3)を顕示的に実行しない場合には、その未実施分は年金制度内に収益として留保され、3期の収支の黒字となって現れる²⁸。このように寿命が完全に予測された場合でも、回転期間の増減に起因して内部損益が発生するのであり、その損益は制度に内在する配当メカニズムに従って何らかの形で(無配当も含む)配当されるのである。

そこで次に、潜在的スライド率が0である場合に、内部損益を顕示的なスライドによって配当する方法とその効果が問題になる。次節ではこれをNDCの年金制度に即してみしてみる。

3.2.2 NDC年金における完全予測された死亡率パターン変化の効果

ここでは、寿命が完全予測されているために潜在的スライドが実施されず、その代わりに内部収益率に対応したスライド力($=1 +$ 内部収益率)で年金債務をスライドするNDC年金が前提される。したがって、死亡率パターンの変化によって老人の寿命が3期から2倍になることが2期末に分かり、2期末に年金債務のスライドを実施

28 前章の(8)式により、年金制度の純損益=実施可能なスライド率-実施されたスライド率、なので、顕示的スライドを実施して12の収益を配当しなければ3期末に12の繰越剰余が年金制度内に生まれる。

表 6：NDC 年金の損益計算書と貸借対照表（b）

損益計算書	1 期	2 期 ^a	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期
保険料	24	24	24	24	24	24	24
年金給付	-24	-24	-24	-16 ^g	-30 ^h	-26 ⁱ	-24
＝純収支差（a）	0	0	0	8	-6	-2	0
保険料資産の増減（b）	0	12 ^c	12 ^c	0	0	0	0
新規発生 of 年金債務 ^b	-24	-24	-24	-24	-24	-24	-24
支払済みの年金債務 ^b	24	24	24	16	30	26	24
年金債務のスライド ^b	0	0	-12	0	0	0	0
＝年金債務の増減（c）	0	12	-12	0	0	0	0
純損益：(a)+(b)+(c)	0	12	0	0	0	0	0
貸借対照表	1 期末	2 期末 ^a	2 期末	3 期末	4 期末	5 期末	6 期末
積立金残高	0	0	0	8	2	0	0
保険料資産	36	48	48	48	48	48	48
＝資産合計（d）	36	48	48	56	50	48	48
年金債務（対 3 歳）	0	0	0	16	14	12	12
年金債務（対 2 歳）	24	24	32 ^d	28 ^f	24	24	24
年金債務（対 1 歳）	12	12	16 ^e	12	12	12	12
＝年金債務合計（e）	36	36	48	56	50	48	48
ネットの現在価値：(d)-(e)	0	12	0	0	0	0	0

出所) Settergren, O. and Mikula B.D. (2006) の Table 7B.6 を一部修正・加筆。

a：改定力（ $=1+$ 実施可能なスライド率）によるスライド（4/3）を実施する前の数値

b：マイナスの符号は年金債務の増加、プラスの符号はそれらの減少を示す。

c：回転期間の増減に起因する保険料資産の増減は $(TD_t - TD_{t-1}) \times (C_t + C_{t-1}) / 2$ の計算式で求められるので、 $0.5 \times 24 = 12$

d：(B 世代の 1 期と 2 期の保険料合計) \times 改定力として計算され、改定力 $= 1 +$ 実施可能なスライド率 $= 1 +$ 内部収益率 (1/3) $= (4/3)$ なので、 $(12 + 12) \times 4/3 = 32$

e：(C 世代の 2 期の保険料) \times 改定力として計算されるので、 $12 \times 4/3 = 16$

f：C 世代の 2 期の保険料 \times 改定力 $+ C$ 世代の 3 期の保険料 $= (12 \times 4/3) + 12 = 28$

g：この支出は B 世代に対する 3 期の年金支出で、B 世代の 2 期末の見なし年金原資 \div 平均余命として計算されるので、 $32/2 = 16$

h：B 世代の 4 期の年金と C 世代の 4 期の年金で構成されるので、 $16 + (28/2) = 30$

i：C 世代の 5 期の年金と D 世代の 5 期の年金で構成されるので、 $14 + (24/2) = 26$

して実施可能なスライド率（1/3）に対応する内部余剰（12）が該当する世代に配当される。

表 6 に示されているように、年金債務のスライド実施前の各期の年金支出と保険料収入はともに 24 である。実施後の各期の年金支出は 3 期が 16、4 期が 30、5 期が 26 に変化する。6 期からは 24 に戻る。

各期の保険料収入は年金債務のスライドの実施とは関係なく 24 のままなので、保険料収入と年金支出との収支差から、4 期に 8 の黒字、5 期に 6 の赤字、6 期に 2 の赤字が発生する。この赤字の合計分の 8 は、4 期末の黒字の積立金 8 の取崩によって補填

されている。

3.2.1の潜在的スライド率が実施されたケースでは、年金制度に生じた12の内部余剰はすべてB世代に12の利得として配当されたが、内部収益率で年金債務のスライドを実施したこのNDCのケースでは、B世代に8の利得、C世代に4の利得として配当される結果になっている。

4. スウェーデン年金庁「年次年金制度報告書」の損益計算書と貸借対照表

4.1 NDC年金の損益計算書と貸借対照表の仕組

4.1.1 損益計算書・貸借対照表

前章では数値モデルに即して、賃金パターンと死亡率パターンの変化が年金債務と回転期間の増減を通して賦課方式の年金財政に及ぼす効果を明らかにし、それを損益計算書と貸借対照表の雛形に落とし込んだ形で確認した。本章では、スウェーデン年金庁 (Swedish Pensions Agency)²⁹ の発行する「年次年金制度報告書」(Annual Report of the Swedish Pension System) に掲載されている正式の損益計算書と貸借対照表を取り上げて、その基本的仕組みと実際の年金財政状況を確認しておくことにする。次の表7は、「年次年金制度報告書」の各年版からNDC年金の損益計算書と貸借対照表を取り出して1つの表にまとめたものである³⁰。また、その主要指標を取り出して9年間の推移をみたものが表8である。

表7の構成は表3および表6の構成と基本的に同じである。上段に損益計算書、下段に貸借対照表が配置されている。さらにその損益計算書については、(a) 積立資産の増減、(b) 保険料資産の増減、(c) 年金債務の増減、の3部門から構成されている。この3部門構成は基本的には2章の(2)式に対応している。すなわち、(a) $= dF/dt = F \cdot r + (C - P)$ であり、(b) $= dt(TD \cdot C)/dt = TD \cdot dC/dt + dTD/dt \cdot C$ であり、(c) $= dPL/dt = PL \cdot IRR + (C - P)$ である。(a)+(b)が資産の増減になるが、リアルなのは(a)の積立資産の増減だけで、これは運用収益と収支差からなる。(b)の保険料資産の増減は言わば仮想上の計算値であり、これは保険料の増減と回転期間の増減に分解される。(c)の年金債務の増減を左右する要因としては主に、年金債務の新規発生、年金債務の償却 (=年金支払い)、年金債務のスライドである。(a)+(b)+(c)が資産の増減から負債の増減を控除した純資産の増減になり、これ

29 2008年版までの発行主体は、改組前の社会保険庁 (Swedish Social Insurance Agency) だった。

30 したがってこれには障害年金、最低保証年金、遺族年金は含まれていない。また積立方式のプレミアム年金とも区分経理されている。

表 7 : NDC 年金の損益計算書と貸借対照表 (2001 年~2010 年)

	(単位 : 100 万 SEK)									
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
損益計算書										
積立資産の増減										
保険料収入	156,811	160,745	165,107	171,600	179,552	183,624	190,416	203,140	202,712	205,068
年金支払	-143,564	-151,757	-155,410	-164,762	-169,127	-176,156	-185,653	-199,206	-217,412	-220,203
積立金運用収入	-25,035	-84,529	82,060	65,162	114,598	83,355	37,544	-193,931	136,412	84,796
管理費	-1,943	-2,081	-2,259	-2,736	-2,032	-2,077	-1,772	-1,388	-1,730	-1,849
増減の合計 (a)	-13,731	-77,622	89,398	69,264	122,991	88,746	40,535	-191,385	119,982	67,812
保険料資産の増減										
保険料収入の増減値	405,877	224,275	159,964	141,518	163,453	236,612	192,905	394,833	-114,919	232,117
回転期間の増減値	15,745	-16,763	12,346	0	-49,367	-12,652	-21,573	-33,452	-507	-19,427
増減の合計 (b)	421,622	207,512	172,310	141,518	114,086	223,960	171,352	361,381	-115,426	212,690
年金債務の増減 ^{a)}										
新・旧年金ポイント ^{d)}	-138,627	-167,585	-172,567	-244,879	-189,556	-191,168	-194,062	-217,680	-213,510	-214,709
年金支払	143,564	151,562	155,410	162,783	169,071	176,132	185,620	199,182	217,393	220,198
スライド	-116,287	-275,946	-228,288	-161,616	-161,809	-194,172	-268,334	-385,378	-63,888	164,998
平均余命による増減値	-18,728	-5,923	-11,045	-17,614	-36,519	-32,764	-17,391	-27,044	-23,054	-25,333
継承利得 (発生額)	5,476	6,389	7,090	7,789	8,854	9,490	10,129	10,656	11,417	11,470
継承利得 (配分額)	-5,490	-6,617	-7,616	-8,222	-9,246	-10,182	-11,137	-12,001	-13,029	-13,046
管理費控除	923	1,478	1,475	1,949	1,738	1,130	1,701	942	786	1,404
増減の合計 (c)	-129,169	-296,642	-255,541	-259,810	-217,467	-241,534	-293,474	-431,323	-83,885	144,982
当期純増益 = (a) + (b) + (c)	278,722	-166,752	6,167	-49,028	19,610	71,172	-81,607	-261,327	-79,329	425,484
貸借対照表										
資産										
積立資産	565,171	487,539	576,937	646,200	769,190	857,937	898,472	707,087	827,069	894,881
保険料資産	5,085,252	5,292,764	5,465,074	5,606,592	5,720,678	5,944,638	6,115,970	6,477,351	6,361,925	6,574,615
資産合計	5,650,423	5,780,303	6,042,011	6,252,792	6,489,868	6,802,575	7,014,442	7,184,438	7,188,994	7,469,496
負債および繰越額										
前期繰越額	-60,315	218,397	51,645	57,812	8,783	28,392	99,565	17,958	-243,369	-322,698
当期純増益	278,722	-166,752	6,167	-49,028	19,610	71,172	-81,607	-261,327	-79,329	425,484
次期繰越額	218,407	51,645	57,812	8,783	28,392	99,565	17,958	-243,369	-322,698	102,786
年金債務	5,432,016	5,728,658	5,984,199	6,244,009	6,461,476	6,703,010	6,996,484	7,427,807	7,511,692	7,366,710
負債と繰越額の合計	5,650,423	5,780,303	6,042,011	6,252,792	6,489,868	6,802,575	7,014,442	7,184,438	7,188,994	7,469,496

資料) Annual Report of the Swedish Pension System の各年次版から著者作成。

a : マイナス符号は年金債務の増加、プラス符号はその減少を示す。

b : 2018 年から新賦課方式年金 (Inkomstpension) が完全導入になり、旧年金 (旧基礎年金と旧付加年金) の保険料拠出による年金債務の増加はなくなる。

が当期の純損益を形成する³¹。

貸借対照表は表7の下段に示されている。これは、企業会計の貸借対照表の形式にならって資産と負債・繰越の2部門から構成され、資産には積立資産と保険料資産がある。負債・繰越の負債は年金債務であり、繰越は前期繰越額に当期純損益を加えたものが次期繰越額になる。資産と負債・繰越との間には、 $資産 = 負債 + 繰越$ 、が成立する³²。

4.1.2 年金債務のスライドと自動財政均衡メカニズム

NDC年金では、年金債務のスライド率、つまり積み立て途上の保険料と裁定後の年金の双方に適用されるスライド率には、賃金指標 (income index)³³ と均衡指標 (balance index) の2つがある。賃金指標によるスライドは賃金上昇率に応じた年金債務の改定を意味するが、賃金指標は年金制度のネットの現在価値をゼロにする内部収益率とは異なるので、これだけだと財政が不均衡化する可能性が残されている。賃金指標スライドがやり残した部分に相当するのが2章の(8)式で示した「実施可能なスライド率」になるが、この残余部分のスライドの実行を担うのが均衡指標によるスライドである。均衡指標は、賃金指標に (積立金+保険料資産)/年金債務として定義された均衡指数 (balance ratio) をかけたものである。均衡指標による年金債務スライドの発動が自動財政均衡メカニズムの要である³⁴。

賃金スライドは、2期前の期末の財務状態から計算される均衡指数が1を上回る場合に、前期末の年金債務に対して適用され、当期の期首に実行される。逆に均衡指数が1を下回る場合には、賃金スライドではなく、賃金スライドにその1未満の均衡指数を乗じた均衡スライドが適用・実施される。均衡スライドを実施して年金債務の削減が進んで均衡指数が1を上回るまでに回復すれば、今度は賃金スライドを上回る均衡スライドの実施を通じて正の繰越剰余が自動的に配当される。これは均衡スライドが所得スライドの水準に達するまで継続される。

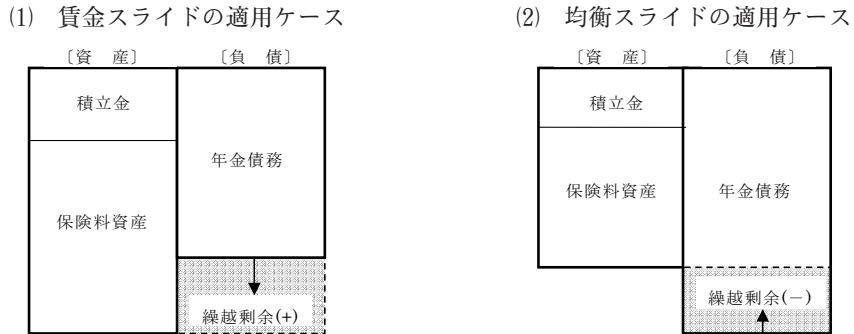
31 つまり、ストックの変量 (純資産の増減) としてフロー量 (純損益) が求められていることになる。

32 NDC年金の損益計算書と貸借対照表の仕組みについては、Settergren (2004) が詳しい解説を行っている。

33 t 年の賃金指標は、 $t-1$ 年の賃金指標を $t-4$ 年から $t-1$ 年の賃金上昇率や物価上昇率で補正することによって求められる。 t 年の均衡スライドは、 $t-1$ 年適用の賃金指標に対する t 年適用の均衡指標の比率を $t-1$ 年末時点の既裁定年金および保険料残高に掛けることを通して行われる。詳細は、Swedish Pensions Agency (2010), pp. 64-65を参照。

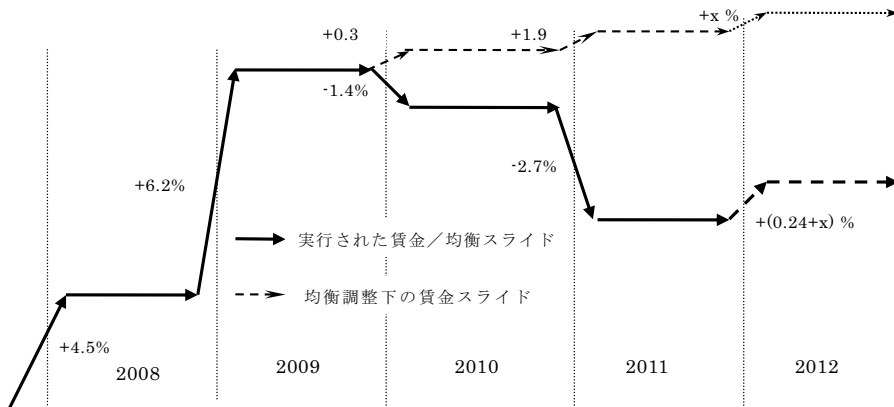
34 ただし、保険料資産の規模を左右する回転期間は人口成長率=0の前提の下で計算されているので、人口が減少していく中では均衡スライドの実施だけで財政均衡が保証されるわけではない。Settergren (2001), p. 11参照。

図5 賃金スライドと均衡スライド



出所) 筆者作成。

図6 賃金スライド率/均衡スライド率の推移



出所) 筆者作成。

図5では、均衡指数 > 1 の場合に (1) の賃金スライドが適用され、均衡指数 < 1 の場合に (2) の均衡スライドが適用される。(2) のケースにおける負の繰越剰余は、過去に実施した賃金スライドが内部収益率スライドから乖離していたために生じているので、賃金スライドを下方修正する均衡スライドが適用される。

賃金スライドあるいは均衡スライドを既裁定年金に対して適用する際には、年金化除数 (annuity divisor) の中に期待賃金上昇率として予め織り込まれている 1.6% が控除される。これは調整スライド (adjustment indexation) とよばれる³⁵。

図6は、後出の表8に基づいて、2007年から2011年までの実行された賃金スライド率/均衡スライド率ならびに自動財政均衡メカニズム発動中の賃金スライド率の推移をしめしたものである。

35 詳細は Swedish Pensions Agency (2010), pp. 7-8 を参照。

4.2 NDC 年金財政の推移

表7の損益計算書と貸借対照表の2001年から2010年までの推移を概観して先ず気づく点は、保険料と年金給付の収支の黒字幅は2001年から縮小傾向にあったが、それが2009年からは赤字に転落していることである³⁶。この赤字分は積立金の黒字の運用収入でまかなわれる格好になっている。

しかし、その積立金の運用収入も、2001年、2002年、2008年には、株式・債券市場の暴落の煽りを受けてマイナスに転落している。特に2008年のサブプライムローン問題に端を発して発生した世界的規模の金融恐慌の際には、マイナス幅は年間保険料に匹敵し、積立資産が前年比21.3%も減少している³⁷。これらの結果、(a)の積立資産の増減は、2001年、2002年、2008年でマイナスを記録している。

(b)の保険料資産の増減では、2009年に初めて減少を記録している。この原因は保険料収入の減少と消費者物価指数の下落、ならびに回転期間の減少にある³⁸。

(c)の年金債務の増減では、2009年に初めてマイナスのスライドが適用されて、その結果年金債務が減少している。

(a)+(b)+(c)として計算される純損益については、金融危機のあった2002年と2008年に大きな損失を出している。特に2008年の損失規模は大きく、年間保険料収入を上回っている。この結果、次期繰越額も2008年にはじめてマイナスに転じ(-2434億クローナ)、2009年でも次期繰越額はマイナスになった(-3227億クローナ)。

これらの結果、2008年と2009年に年金債務が資産合計を上回ることになり、均衡指数がそれぞれ0.9826、0.9549とはじめて1を下回った。これにともなって自動財政均衡メカニズムが発動されることになり、2010年と2011年にはNDC年金の発足以来初めてとなる前年比マイナスの均衡スライド(2009年が-1.4%、2010年が-2.7%)の適用が決まった。その結果、現役加入者の年金資産残高がその分減額されている。既裁定年金については、均衡スライド率から1.6%を控除した調整スライドが適用されるので、受給者の年金は2009年で-3%、さらに2010年には-4.3%もの減額となり、それぞれ翌年初に実行されている(表7、表8を参照)。

36 Swedish Pensions Agency (2010), p. 42によれば、この赤字は2042年まで続く見通しである。

37 図7を参照。2008年の積立資産の減価があまりに大きかったために、2008年から均衡指数を算出する際の積立金には過去3年間の平均値が使われることになった。

38 Swedish Pensions Agency (2009), p. 39を参照。

表 8：NDC 年金の主要指標の 9 年間の推移（2002 年～2010 年）

	(単位：10 億 SEK)								
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
積立金 (3 年平均)							821	811	810
積立金 (各年末)	488	577	646	769	858	898	707	827	895
保険料資産	5,301	5,465	5,607	5,712	5,945	6,116	6,477	6,362	6,575
資産合計	5,789	6,042	6,253	6,490	6,803	7,014	7,184	7,189	7,469
年金債務	5,729	5,984	6,244	6,461	6,703	6,996	7,428	7,512	7,367
繰越金	60	58	9	28	100	18	-243	-323	103
均衡指数 ^a	1.0105	1.0097	1.0014	1.0044	1.0149	1.0026	0.9826	0.9549	1.0024
財政状態 ^b							0.9672	0.9570	1.0140
賃金・均衡スライド	5.3	3.4	2.4	2.7	3.2	4.5	6.2	-1.4c	-2.7d

出所) Swedish Pensions Agency (2010), p. 17, 39

a：2008 年から均衡指数の定義が変更され、積立金は過去 3 年間の平均値が使われることになった。

b：これは 2007 年までの旧定義による均衡指数で、積立金は各年の 12 月 31 日現在の残高値が使われる。

c：2009 年の賃金スライド率は 0.3% だったが、2008 年の均衡指数 0.9826 に対応した減少が -1.7% あるので、差し引き -1.4% が当年の均衡スライド率となり、実施は 2010 年期首。

d：2010 年の賃金スライド率は 1.9% だったが、2009 年の均衡指数 0.9549 に対応した減少が -4.5% あるので、差し引き -2.7% が当年の均衡スライド率となり、実施は 2011 年期首。

4.3 NDC 年金とプレミアム年金の収益率の推移

以下では、NDC 年金とプレミアム年金 (Premium Pension) の収益率の推移を見ておこう。プレミアム年金は 1995 年に導入された個人勘定型の積立方式年金で、保険料率 18.5% の内の 2.5% 分の保険料がこれに充当され、残りの 16% 分が NDC 年金に回される。各加入者の個人勘定に積み立てられた資金の投資判断は各加入者に委ねられている。

表 9 は NDC 年金のスライド率とプレミアム年金の運用利回りの 2000 年から 2010 年までの推移を示している。賃金スライド率あるいは均衡スライド率は NDC 年金の収益率に他ならないので、表 9 は両者の収益率の比較になっている。プレミアム年金の収益率の変動の激しさが際だっている。

表 9 は各年の運用利回りの推移を示すだけなので、通時的な成果を比較するには、次の図 7 が便利である。図 7 は、2000 年 12 月時点で各投資先に投入された 100 クロナが 2010 年末までの各時点でどの程度に増えているかを示している。2010 年末時点でみると、ストックホルム株式市場へ投資した場合の収益率が最も高い。2 番目が NDC 年金で、年率に換算した収益率は 2.5% である。3 番目がプレミアム年金の 1.4% で、NDC 年金を超えた期間が一度もないことがわかる。最低は世界株式市場への

表9：NDC年金のスライド率とプレミアム年金の運用利回りの推移

単位：年率（％）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
賃金/均衡スライド率 ^a	1.4	2.9	5.3	3.4	2.4	2.7	3.2	4.5	6.2	-1.4	-2.7
運用益率 ^b	0.7	-8.6	-31.1	17.7	7.9	30.5	12.2	5.3	-34.3	34.9	12.3

資料) Swedish Pensions Agency (2010), p. 17

a：各年のNDC年金の賃金スライド率または均衡スライド率を示し、実施は翌年期首。

b：プレミアム年金の資本加重の平均利回り。

図7 各種指標による収益率比較



出所) Swedish Pensions Agency (2010), p. 17

投資である。プレミアム年金の収益率がストックホルム株式市場の収益率ではなく世界株式市場の収益率に近いのは、資金の主な投資先が外国株式だからである。

図7の収益率指標は1クローナ当たりの収益率なので、投資規模の増減を反映していない。導入後間もないプレミアム年金はまだ拡大過程にあり、2000年末と2007年末で比べると資本規模は6倍に増えている。従って、例えば、仮に前半で1クローナ当たりの収益率が大きく低下しても、資本規模の拡大した後半で収益率が若干の回復があれば前半の損失は十分補填された上に余剰が出る可能性もある。この意味で1クローナ当たりの収益率指標だけでは不十分であり、資本規模を反映した収益率指標が必要になる。この資本加重の平均収益率の推移を示したのが、次の図8である。

図8は、プレミアム年金と同額の資金を賃金スライド率あるいは均衡スライド率で運用した場合の収益率の推移をも合わせて表示してある。2つの曲線上の各点は、1995年からその時点までの年率換算の資本加重の平均収益率を示している。2010年末時点ではNDC年金が2.2%、プレミアム年金が4.2%で、図7と比べると両者の順位が逆転する。また、図7ではNDC年金が常に上位にあったが、図8では2005年から2007年の途中期間でもプレミアム年金に大きく水をあけられている。プレミアム年金の変動幅が非常に大きいことは図8でも変わっていない。

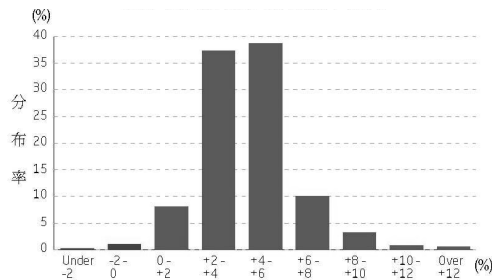
プレミアム年金の収益率については時系列的な変動だけでなく、加入者別の変動も

図8 プレミアム年金の資本加重平均収益率の推移



出所) Swedish Pensions Agency (2010), p. 18

図9 1995年から積立を開始したプレミアム年金加入者の2010年末時点の資本加重収益率の分布



出所) Swedish Pensions Agency (2010), p. 20

大きい。これを示しているのが、1995年加入者が得ている2010年末時点の収益率の分布を示した図9である。株式・債券市場の時系列的変動が激しければ、いつ積立を開始したかその加入年の違いも収益率を大きく左右するのは言うまでもない。しかし、加入年が同じ者の間でも収益率の違いの大きいことが図9によって示される。この図によれば、1995年加入者の中の約76%が2%から6%の間の収益率をあげている一方で、約1%が損失を出し、15%が6%を超える収益率をあげている。収益率の格差は主に投資選択の巧拙から生まれている。

資金の多くが外国株式で運用されているプレミアム年金は2008年の金融恐慌の直撃を受けて、巨額の損失を出している。スウェーデン年金庁は長期的な視点の重要性を説いてプレミアム年金の意義の擁護に躍起になっているが³⁹、金融市場の変動に翻弄されるプレミアム年金の体質が改めて浮き彫りになったといえる。

39 Swedish Pensions Agency (2010), pp. 20-21 を参照。

5. おわりに

本稿の狙いは、主に図解と数値事例を用いてスウェーデンのNDC年金の財政均衡の仕組みを解説し、理解を深めた上で、実際の損益計算書と貸借対照表にあたって年金財政の動向を読み解くことにおかれていた。NDC年金の最大の特徴は、回転期間の概念を使って保険料を保険料資産というストック量に変換し、また内部収益率の概念を使ってフロー量としての損益概念を導き出すことによって、損益計算書と貸借対照表の賦課方式年金への適用を可能にした点にある。本稿はその道筋の解明に多少なりとも貢献できたのではないかと思う。

2008年の金融恐慌は、2010年と2011年に、NDC年金の導入以来初めてとなる均衡スライドを発動させ、年金口座の積立残高と既裁定年金の双方を削減した。2010年9月の総選挙ではこの均衡スライドによる給付削減への対応が選挙戦の争点に浮上し、その結果、年金受給者に配慮した減税措置を講じることで決着が図られたと伝えられている。自動財政均衡メカニズムの理念である政治過程からの独立は必ずしも安泰ではないことを、この事例は物語っているように思われる。

参考文献

- 井口直樹・山崎伸彦「スウェーデンの新年金制度における『概念上の拠出建て』制と自動財政均衡メカニズムについて」、『年金と経済』Vol. 22、No. 2、2003年
- 大谷津晴夫（2006）「賦課方式年金の資産と負債」『南山経済研究』第20巻第3号
- 大谷津晴夫（2011）「アメリカ財務省『年金改革論点整理』について」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第17号
- 小野正昭「公的年金における積立規律について」、ニッセイ基礎研究所『年金フォーラム報告書—改革論の充実を目指して—』（2003年8月）、第3章
- 小野正昭「公的年金における内部収益率と制度運営のあり方」2004年6月11日、日本アクチュアリー会主催の研究会におけるプレゼンテーション資料
- 小野正昭「賦課方式による公的年金制度の運営における積立金水準のあり方」『海外社会保障研究』Spring 2007, No. 158
- Daniele Franco, Maria Rosaria Marino and Stefania Zotteri (2004): Pension Expenditure Projections, Pension Liabilities and European Union Fiscal Rules.
- Settergren, O. (2001) "The Automatic Balance Mechanism of the Swedish Pension System – a non-technical introduction," *Wirtschaftspolitische Blätter* 4/2001. p. 399-349. available on www.rfv.se/english.
- Settergren, O. (2004) "New Use of an Old Italian Invention – The double-entry bookkeeping used to monitor and secure financial stability of the new Swedish pay-as-you-go pension plan"
- Settergren, O. and Mikula B.D.(2006), "The Rate of Return of Pay As You Go Pension

Systems" in: Robert Holzmann and Edward Palmer ed. "Pension Reform: Issues and Prospects for Non-Financial Defined Contribution (NDC) Schemes" Chapter 7, The World Bank, 2006

Swedish Pensions Agency (2009), *Annual Report of the Swedish Pension System*

Swedish Pensions Agency (2010), *Annual Report of the Swedish Pension System*

Wade, A., J. Schultz and S. Goss (2009), Unfunded Obligation and Transition Cost for the OASDI Program, Actuarial Note No. 2009.1, Social Security Administration.

The "Christian Roots of Europe": The Role of Christianity in the History of Europe according to Joseph Ratzinger (Pope Benedict XVI)

外国語学部 Richard Szimpl

In an earlier article on the notion of the Christian heritage of European culture as a common theme found in the public speeches of Pope Benedict XVI, I examined the major speeches and addresses which he has given in various academic, ecclesiastical, and public settings throughout his pontificate. Both as leader of the Catholic Church and as the head of state of Vatican City, Benedict has addressed the importance of Christianity in European history within the context of the ongoing movement of European integration. That article showed how Benedict understands Europe's "Christian roots" as providing the fundamental human values underlying modern society: the equal dignity of human beings, freedom, peace, active development of society as a God-given vocation, and a sense of history. It is precisely these "Christian roots" that allow Christianity to remain a source of identity and inspiration for the ongoing project of European cultural unity and integration. These same "Christian roots" of Europe justify the active role of the Catholic Church in the movement for European unity and integration through active engagement with those institutions seeking to advance cooperation and realize unity among the European nations and among the nations of the world. In essence, for Benedict, the Christian roots of Europe provide it with its "identity," which it is in danger of losing by forgetting those roots.¹

Apart from his speeches and addresses, Benedict's engagement with this theme of the Christian heritage of Europe and his concern for the future of Europe is evident from the very name he chose for himself upon his election as pope. In an address given on April 27, 2005 at the first general audience after his election, he gave two reasons for choosing the name Benedict.

First, he wished to identify himself with Benedict XV, who reigned as pope

from 1914 to 1922, and is known for his sincere yet failed attempts to mediate peace during World War I and his efforts to alleviate the suffering it caused. "He was a courageous and authentic prophet of peace and strove with brave courage first of all to avert the tragedy of the war and then to limit its harmful consequences. Treading in his footsteps, I would like to place my ministry at the service of reconciliation and harmony between persons and peoples."²

The second reason for choosing the name was to honor and gain inspiration from St. Benedict of Nursia 480-547, known and revered as the founder of western monasticism, which contributed greatly to the spread of Christianity and its culture throughout European history: "The gradual expansion of the Benedictine Order that he founded had an enormous influence on the spread of Christianity across the Continent.... He is a fundamental reference point for European unity and a powerful reminder of the indispensable Christian roots of his culture and civilization."³

Thus, by calling himself "Benedict," the new pope was able to indicate simultaneously two major goals to which he wished to dedicate his papal ministry. In the spirit of Benedict XVI, he declared his intention to work for the promotion of peace and reconciliation among peoples, while at the same time by drawing on inspiration from St. Benedict of Nursia, he stated his wish to promote European unity by recalling and reaffirming the basis of its Christian cultural heritage, that is, its "Christian roots."

However, even before he became Pope Benedict XVI, Joseph Ratzinger, there is a special concern for Europe in his writings and public addresses. Ratzinger was professor of theology at the Universities of Bonn (1959-1963), Münster (1963-66), Tübingen (1966-69), and Regensburg (1969-1977), and served as Archbishop of Munich and Freising (1977-1982), until he was appointed Prefect of the Congregation of the Doctrine of the Faith, serving from 1981 until his election as pope in 2005. In this latter capacity he was one of the John Paul II's closest and most influential advisors. It thus came as no surprise when he was elected pope upon the death of John Paul II in 2005.

This present article aims to shed light on how Joseph Ratzinger/Benedict XVI understands the role of Christianity in present day European society by examining his understanding of the concept of "Europe" and his understanding of the historical role of Christianity in the development of Europe.

Ratzinger's Understanding of "Europe"

As I pointed out in my previous article, as Pope Benedict XVI, Ratzinger has referred time and again in his speeches and addresses to the theme of the "Christian roots" of Europe. However, even before he became Pope, he has referred to the same theme in his various writings. As a theologian and pastor, he has a basic understanding of history which underlies his analysis of the present situation of the Church and the world as well as his interpretation of how the present event will shape the future. His understanding of history can be seen especially in three lectures that were later published in two books. The contents will be summarized here in order to give an orientation to his basic thought.

The first is a lecture that dates from 1979 that has been reprinted several times in German, as well as in French and English translation⁴. Here, Ratzinger gives a succinct outline of his view of the span of European history, and offers several theses for Christian engagement with the modern European society.

Ratzinger begins with the observation that many scholars, such as Heinz Gollwitzer, have pointed out, namely, that Europeans best come to know their identity when they are confronted with some danger from outside, and that the term Europe passed from scholarly into popular use in the modern period, not only due to the influence of humanistic thought, but also due to the danger represented by the Turks.⁵ As Franco Cardini observes: "If we delve beyond the descriptions given by the ancient geographers, however, and ask ourselves how and when the modern notion of Europe and the European identity was born, we realize the extent to which Islam was a factor (albeit a negative one) in its creation."⁶ Although some would even go so far as to claim that the contribution of Islam to the creation of European identity was as significant as that of Christianity, and while it is true that Islamic culture has influenced the development of European science and philosophy, it is also true that it is Christian values, and not Islamic ones, that form the basis of European legal and social institutions.⁷

Ratzinger, for his part, sees European identity as an urgent issue in view of the destruction caused by the two World Wars of the twentieth century and the movement for a restoration of European unity, but finds discussion on European identity difficult because is not always clear what one means by "Europe." Ratzinger's own understanding of Europe proceeds first from a description of what Europe is not, by outlining three trends that he calls "counter-images"

representing "an historical departure from the historical dynamic of the European thing," and second from a description of positive components of European identity.⁸

The first of these counter-images is the trend to return to a pre-Christian world. Here he cites two examples, the first being the present resurgence of Islam and confrontation with Europe, which he sees as a continuation in modified form of the ancient contrast between "Erebos" (evening) and "Oriens" (morning). For Ratzinger, "Islam is a return to a monotheism that does not accept the Christian turn to God who has become man, and it likewise shuts itself off from Greek rationality and the resulting culture, which by way of the idea of God's incarnation had become a component of Christian monotheism." Furthermore, Ratzinger notes, Islam is defined not by nationality but by a legal system that "fixes its ethnic and cultural features and sets limits to its rationality, where the Christian synthesis sees that reason has its place."⁹

However, as Ratzinger points out later, the modern European legal system has departed from this Christian synthesis and has presented itself as purely rational, which from the viewpoint of Islam can only be perceived as godless: "Considering the unity of religion and ethnicity, they appear to be an attack that is both ethnic and religious, to be an alienation not only from what is one's own but from what is real. The combination of these two affronts causes the vehemence of the reaction we can observe today."¹⁰ Actually, others have also pointed out that the present tensions caused by the presence of large Muslim populations in Europe have much to do with the Islam rejection of secularism. The so-called "Islamic threat" is perceived as such because Europeans are "shocked by a political participation that takes place along religious lines," and because the claim to a place for religion in the public sphere "seem to shake the very foundations of the secularized, though diverse, Western context."¹¹

Another example of the attempt to return to a pre-Christian world is found in the ideology of Nazism. "For in keeping with its basic tendency, National Socialism was a renunciation of Christianity as alienation from the 'beautiful' Germanic 'savagery' and the desire to go back to a time before the Judeo-Christian 'alienation,' when such savagery was celebrated as the true culture."¹²

The second counter-image is what Ratzinger terms an "escape into the future" and is represented by a separation of faith and reason and the autonomy of reason that has now become the predominant political thought in contemporary Western

society. According to Ratzinger, in European society there has been a separation of faith and law in which the rationality of law and its relative autonomy with respect to religion has been recognized. However, in the modern era, reason has become totally emancipated and has an unlimited autonomy, taking the form of positive reason in the sense of Comte, whereby reason takes as its standard what can be experimentally verified. The result of this independence of reason has serious ramifications for Ratzinger: "The radical consequence of this, however, is that the entire realm of values, the entire realm of what 'is above us' drops out of the sphere of reason, that the sole binding standard of reason, and thus for man, politically as well as individually, becomes what 'is under him', namely the mechanical forces of nature that can be manipulated experimentally. Granted, God is not rejected absolutely, but he belongs to the realm of what is purely and private and subjective."¹³

In keeping with his designation of the second counter-image of Europe as an escape to the future, Ratzinger terms present day society as "post-European."

A society in which the movement we have just described has taken over completely, I would call "post-European." In such a society, the things that constituted Europe as a spiritual reality have been abandoned...The plurality of values that is legitimate and European is noticeably exaggerated into a pluralism that increasingly excludes every moral mainstay of law and every public embodiment of the sacred, of reverence for God and as a value that is communal, too. Even to question this is considered, in most circles, an offense against tolerance and against the society founded on reason alone. But a society in which this is radically the case cannot, I am convinced, remain a society of law for long. It will open the door to tyranny when it is sufficiently weary of anarchy.¹⁴

As we shall see, this point is central to Ratzinger's understanding of the Christian roots of Europe and the continued relevance and importance of Christianity today. Ratzinger maintains that there is a harmony between faith and reason, both of which are necessary for a rational morality. It is also the central element is his understanding of the "dictatorship of relativism," a phrase he used in his homily given at the Mass "Pro Eligendo Romano Pontifice" on 18 April 2005 before the conclave in which he was elected Pope and a theme that he has also addressed as Pope.

Today, having a clear faith based on the Creed of the Church is often labeled as

fundamentalism. Whereas relativism, that is, letting oneself be "tossed here and there, carried about by every wind of doctrine", seems the only attitude that can cope with modern times. We are building a dictatorship of relativism that does not recognize anything as definitive and whose ultimate goal consists solely of one's own ego and desires.¹⁵

The third counter-image of Europe that Ratzinger describes is Marxism, "the most impressive form of turning away from the historical sphere of Europe," which he sees as a reaching back to the pre-Christian messianic hope of Israel but without the religious heritage. Instead, Marxism links this hope with the totally emancipated reason of the modern world, freed from any metaphysical connection whatever, and with revolution as an absolute value. World revolution has become the *summum bonum*, the rejection of the world as it has been until now and the overcoming of the past in a progressive action will lead history towards its goal. "Accordingly, Marxism is the product of Europe but at the same time the most decisive rejection of Europe, in the sense of that inner identity which it has developed over the course of its history."¹⁶

After describing what Europe is not, Ratzinger then proceeds to consider four positive components of the concept of Europe—the Greek, Christian, Latin, and modern heritage.

First, after Ratzinger points out that the word "Europe" itself as well as the geographical and cultural concept goes back to the Greeks, he describes its discovery of democracy as something valid for all ages, although it has various connotations. However, he also points out that democracy, "as Plato explained, is essentially connected with *eunomia*, with the validity of good law, and which can remain democracy only in that connection. Thus democracy is never majority rule, and the mechanism by which majorities are established must be subject to the common rule of the *nomos*, of what is intrinsically right, that is, to the recognition of values that are an obligatory prerequisite for the majority also."

The second positive component for Ratzinger is the Christian heritage. As the origins of the Christian faith are to be found in the religion of Israel, the preaching of the Gospel towards the West has resulted in a synthesis of the Orient with Western, that is Greek, thought: "Christianity, accordingly, is the synthesis brought about in Jesus Christ between Israel's faith and the Greek mind.... In my opinion, Europe in the narrower sense originates in this synthesis and is founded upon it."¹⁷

The Latin heritage is the third positive component of the concept of Europe. Ratzinger, again citing Gollwitzer, points out that while in the sixth century "Europe" was considered to be Gaul and later the Carolingian Empire, in the medieval era the notion of Europe as a geographical area was always wider than the largest political structure could encompass, and included the sphere of Latin culture and the Church, the Romance peoples, the Germans, Anglo-Saxons and some of the Slavic peoples. The peoples of the Christian West considered themselves to be the *res publica christiana*, which was not a political structure, but rather a cultural unity, based on a system of laws that transcended tribal and national differences, and reflected in its religious councils, universities, and religious orders, and the intellectual and ecclesial life centered on Rome as its heart.¹⁸

While one would expect that Ratzinger, as a theologian and Vatican official well-known for his conservative viewpoint, would obviously emphasize the cultural heritage of Europe inspired by Christianity and the Church, he nevertheless sees its contribution as one among others, and specifically recognizes that the modern world, too, has made a positive contribution to Europe. "The medieval *res publica christiana* cannot be restored, and to restore it as such is not a responsible goal, either. History cannot be turned back. A future Europe must carry within itself the fourth dimension also, that of the modern era, and above all must surpass the all-too-narrow-framework of the West, of the Latin world, so as to include the Greek world, and the Eastern Christian World, or at least it will have to be open to them."¹⁹

The fourth component of Europe that Ratzinger describes is "the indispensable contribution made by spirit of the modern era." This spirit is the separation of faith and law, which was present in medieval times but in a rather hidden way that has been carried out more consistently in the modern era. "As a consequence, freedom of religion gradually and clearly takes shape in a variety of bourgeois legal systems, and thus the interior claims of the faith are distinguished from the fundamental claims of the ethos upon which the law is based." As Ratzinger sees it, it is the values embodied in the Christian world view that have produced a dualism of church and state and have provided the basis of a legal system that ensures the protection of the basic human rights of all, while respecting the individual conscience. It is a central set of standard values supplied by Christianity that secures freedom. On the other hand, however, as previously mentioned, the idea of a completely autonomous reason which no longer recognizes anything

but itself, has destroyed its own foundations. "This sort of autonomous reason is, granted, a product of the European mind, but at the same time, it should be regarded as essentially post-European, indeed anti-European, as the inner destruction of what is not only constitutive for Europe, but is the prerequisite for humane society in general."²⁰ Once again we see Ratzinger's concern for the harmony of faith and reason.

It is perhaps surprising that Ratzinger, who criticizes the absolutizing of freedom and the autonomy of reason, would include this modern spirit of the separation of faith and reason as a positive component that has helped shaped Europe. Actually, Ratzinger recognizes this modern spirit of the Enlightenment, or secular rationality along with Christianity as one of two "cultures" of the West.²¹ According to Ratzinger, Christianity does not reject the rationality of the Enlightenment and modernity outright. Rather, Christianity has always had a rational element, by considering itself to be the "religion of the *Logos*, to be a religion in keeping with reason."²² However over the ages, this rational aspect of Christian had weakened: Philosophy, as the investigation of the rational element (which includes the rational element in our faith), had always been a positive element in Christianity, but the voice of reason had become excessively tame."²³

Essentially, Ratzinger sees the Enlightenment as a reaction to a Christianity whose rational element had weakened and actually helped to restore reason to its proper relationship with faith. "In this sense, the Enlightenment has a Christian origin, and it is not by chance that it was born specifically and exclusively within the sphere of the Christian faith, in places where Christianity contrary to its own nature, had unfortunately become mere tradition and the religion of the state.... It was and remains the merit of the Enlightenment to have drawn attention afresh to these original Christian values and to have given reason back its own voice."²⁴ He also sees the Second Vatican Council recognizing this as well: "In its Constitution on the Church in the Modern World, the Second Vatican Council restated this profound harmony between Christianity and the Enlightenment, seeking to achieve a genuine reconciliation between the Church and modernity, which is the great patrimony of which both parties must take care."²⁵

It is important to note that when speaking of this harmony between Enlightenment thought and Christian faith, Ratzinger does not mean a tolerant co-existence, but a more positive, almost symbiotic relationship in which both can and must learn from each other. He describes the inherent dangers in rationality

as "pathologies of reason," which faith can help correct. At the same time, he also refers to "pathologies of religion," which reason can help correct. Ratzinger addresses this issue in his famous dialogue concerning the foundations of modern secular society with Jürgen Habermas held at the invitation of the Catholic Academy of Bavaria in Munich on 19 January 2004. In that dialogue, Habermas suggests that "we should understand cultural and societal secularization as a double learning process that compels both the traditions of the Enlightenment and the religious doctrines to reflect on their own respective limits."²⁶ For his part, Ratzinger states that he is in broad agreement with Habermas and suggests that faith and reason can learn from each other. For example, there are "pathologies of religion," such as religious fanaticism that produces false universalisms leading to intolerance and even terrorism, while the "pathologies of reason" in the form of technological progress that allows man to make human beings in test-tubes turns man into a product that alienates him from his very nature as a creation of God, or that allows man to create an atomic bomb that can destroy himself.²⁷

For Ratzinger, faith is not only compatible with reason, but needs it as a corrective. "God or the Divinity can become a way of making absolute claims for one's own authority and interests. Such a partisan image of God, which identifies God's absolute character with a particular community or its areas of interests and thereby raises things that are empirical and relative to the status of absolutes, dissolves law and morality. Good is then whatever serves my own power." On the other hand, reason also needs the corrective of a rational faith. Ratzinger believes that Christians can correct the pathologies of reason by refusing to "reduce it to the level of practical reason and to defend instead its ability to perceive good and the One who is Good, what is holy and the One who is Holy Only reason that is still open to God, only reason that does not banish morality to the subjective sphere and does not reduce it to a calculus can counter the manipulation of the idea of God and the pathologies of religion and offer remedies."²⁸

Based upon his description of the meaning of Europe, Ratzinger proposes four theses for a future Europe. The first thesis is based on the constitutive element derived from the Greek heritage described above, namely, "the intrinsic correlation of democracy and *eunomia*, that is, laws that cannot be manipulated." Here Ratzinger maintains that transparency and limitations in the exercise of power are constitutive elements of European society. "As a prerequisite for these, the law must be immune to manipulation and must have its own inviolate sphere

of action. The prerequisite for this in turn, is what the Greeks called *eunomia*, which means that the law is based on moral standards."²⁹

The second thesis follows from the first. "The fundamental prerequisite for *eunomia* is a common – and for public law, obligatory – reverence for moral values and for God." Here, while emphasizing the need for toleration of differing expressions of the Christian faith and for no faith at all, Ratzinger warns again of the dangers of the complete autonomy of law and the growing prevailing political thought that excludes faith from the public sphere, relegating it to the realm of private opinion, which, however, does not tolerate faith in its essence. As Ratzinger concludes, "I likewise venture to declare that democracy is capable of functioning only when conscience is functioning and that the latter has nothing to say if it is not oriented to the validity of the fundamental moral values of Christianity, which can be put into action even without a Christian profession of faith, indeed even in the context of a non-Christian religion."³⁰

The third thesis, following from the second, calls for a rejection of both nationalism and Marxism: The rejection of the dogma of atheism as a pre-requisite for public law and the formation of a state along with a publicly recognized reverence for God as the basis for ethics and the law, means rejecting both the nation and also the world revolution as the *summum bonum*." Here Ratzinger defines the role of international political, economic and legal institutions for the future Europe, which should serve not to establish a "super-nation," but form the basis of an appropriate identity for Europe as a region in which regional, national, and supranational institutions can cooperate in a way that excludes both centralism and particularism. In the medieval era, such European-wide institutions as universities, religious orders, and Church councils, provided a concrete and non-government reality where scholars like Thomas Aquinas could teach as readily in Naples, as in Paris or Cologne.³¹

Ratzinger's fourth thesis reads: "For Europe, the recognition and the preservation of freedom of conscience, human rights, academic freedom, and hence of a free human society must be constitutive." Yet again, Ratzinger points out that freedom is not unlimited, but must be grounded in a rationalism based upon transcendent values. "These achievements of the modern era should be safeguarded and developed without falling into the bottomless pit of a rationalism devoid of transcendence, which abolishes its own freedom from within. By these standards, the Christian will evaluate European policy and based on them he will fulfill his

political task."³²

Ratzinger's Understanding of European History

Having examined Ratzinger's understanding of the concept "Europe," let us now turn our attention to his understanding of European History. A good view into how Ratzinger understands the meaning of European history can be found in the text of a lecture first given at a conference in Berlin in 2000 and later reworked for a conference given at the invitation of the president of the Senate of the Italian Republic, Marcello Pera on May 13, 2004 and later published in a collection of Ratzinger's essays as well as in a book featuring a lecture by Pera as well as Ratzinger's address.³³ In this text Ratzinger gives a sweeping outline of the entire course of European history, focusing on its spiritual foundations and proposing some elements of European identity that can and should provide the moral foundations for a Europe of the future.

Here, Ratzinger proceeds from the premise that Europe is a cultural and historical concept and cannot be comprehended only in geographical terms. Giving a brief overview of how the geographical concept has changed over the centuries, Ratzinger points out how Herodotus distinguished between an Asia that belonged to the Persians and was separate from Europe and the Greeks. Later Europe was considered to be the Mediterranean shores bound together by trade, commerce, cultural ties and political system. With the advance of Islam in the seventh and eighth centuries, the Mediterranean world was divided into the separate areas of Asia, Africa, and Europe. In the West, with the transformation of the Roman Empire by Christianity to form a *Sacrum Imperium Romanum*, or Holy Roman Empire, Europe referred to the Carolingian Empire, whose continuity with the past was considered to constitute a mission to care for the future. After the end of Carolingian rule, the concept passed into disuse except as a scholarly term until, in modern times, it became part of the popular language with the rise of the Turks, as a means of self-identification.³⁴

According to Ratzinger, there is a second, Eastern, root of Europe—Byzantium. After the transfer of the capital of the Roman Empire to Constantinople, the East considered itself the true Rome, continuing to assert its position over against the West, while resisting the onslaught of migrant peoples and the Islamic world, and extending its influence northward to the Slavic peoples. Thus, a

Greco-Roman world flourished in the East, but which differed from the West in liturgy, alphabet, and ecclesiastical constitution. One important difference was the identification of Empire and Church in the East, with the Emperor serving as its head. In the West, the departure of the Emperor gave the Bishop of Rome, as successor to Saint Peter, an opportunity to develop an autonomous position. A doctrine of the duality of powers of the emperor and pope was eventually formulated by Pope Gelasius I, whereby it came to be understood that the temporal powers and offices were to be exercised by the emperor and his officials, while spiritual matters were to be entrusted to the priests. According to Ratzinger, this separation and distinction of political and religious powers became important for the subsequent history of Europe and laid the foundations for that which is typical of the West. Unfortunately, as Ratzinger also points out, the desire to assert oneself and one's power over the other remained in both temporal and spiritual rulers, so that this separation also became the source of much trouble.³⁵

Moving on to the modern period, Ratzinger points to several events that proved to be important turning points in European history. In the East, it was the displacement of the Byzantine European culture towards the North and towards Moscow after the fall of Constantinople in 1453, which resulted in further distancing from the West. In the aftermath of the Protestant Reformation, the West was separated into a mostly Protestant north and a predominantly Catholic south. A second important event was the discovery of the American continent. Just as the expansion of Byzantine culture to the Slavic lands and Russia had extended the borders of Europe Eastward, so the colonization of the New World led to an extension of the new "enlightened" Protestant and traditional Latin European world towards the West. The Americas, originally extensions of the European world, eventually established themselves as independent countries and developed their own character.³⁶

According to Ratzinger, a third turning point in modern European history is the French Revolution, which for him represents the formal disintegration of the spiritual framework of the Holy Roman Empire that had already begun to fall apart in the late medieval period. Specifically, the French Revolution was a rejection of the sacred foundations of history and the existence of a state based on the idea of a pre-existent God. The state was now considered to be a purely secular thing, founded on reason and the will of the people, no longer founded on a divine guarantee or divinely instituted order. Religion and faith were relegated to the

realm of feelings, not reason; God and religion were no longer considered to be a relevant part of the public life. As a result, a new schism arose in Europe. Not a schism between religious bodies, but rather a schism between Christians and secular persons.³⁷ The issue of secularization and the role of religion in society is related to the problem of the autonomy of reason, as we have seen in our discussion of Ratzinger's understanding of the meaning of the Enlightenment.

The last stage of modern history is European colonial expansion and domination of the world in the nineteenth and twentieth centuries, the effects of which have lasted until the present age with the result that many parts of the world have readily adopted a modern life style based on European science and technology. This has produced a certain universalization of European culture which has also brought a crisis in its wake. For example, Ratzinger sees the rebirth of Islam and Eastern religions as a reaction to the lack of spiritual values in modern secularized society. European culture that spread throughout the world, the civilization of technology and commerce, has lost its spiritual foundations, and now other spiritual value systems are being sought. "I see here a paradoxical coincidence: with the triumph of the post-European technological-secular world, with the globalization of its way of life and its manner of thinking, one gets the impression everywhere in the world, but especially in the strictly non-European worlds of Asia and Africa, that the very world of European values—the things upon which Europe bases its identity, its culture, its faith—has arrived at its end and has actually already left the scene; that now the hour has come for the value systems of other worlds, of pre-Columbian America, of Islam, of Asian mysticism."³⁸ For Ratzinger, with its culture hollowed out and emptied of spiritual values, Europe seems to have reached "a crisis of its circulatory system" that has undermined its sense of identity, its will and hope for the future, as evidenced by the attitude toward children, who are seen as a threat, a limitation on the present and no longer a hope for the future. In this sense, modern Europe can be compared to the Roman Empire in decline: it had to depend on other peoples who would eventually destroy it, because it no longer had any vital energy of its own.³⁹

After this description of the course of European history, Ratzinger next turns his attention to the present situation of Europe and makes some observations on how he sees its future development. He outlines two possible scenarios for the future of Europe. The first is the "biologistic" thesis of Oswald Spengler⁴⁰, which holds that all civilizations follow a natural law of birth, growth, flowering,

decline, aging and death. Accordingly, Europe is now at the end of its epoch.⁴¹ Spengler's negative diagnosis is countered by the interpretation of history of Arnold Toynbee⁴² that highlights the difference between material and real progress, which he defines as spiritualization. According to Toynbee, the crisis of Europe's crisis is caused by a fall from religion to a worship of technology, nation and militarism, or as Ratzinger calls it, it is a crisis of secularization. In opposition to Spengler's thesis of decline, Toynbee maintains that the crisis can be met by a reintroduction of the religious element. This is the "voluntaristic" thesis, which emphasizes the power of creative minorities and exceptional individuals to shape society and sees the breakdown of civilizations as a result of the deterioration of the creative minority.⁴³

While Ratzinger reserves judgment on the question of whether Spengler or Toynbee was right, since it is impossible to foretell the future, at the end of his address he does say that Toynbee was right in a least one regard, namely "that the destiny of a society always depends on creative minorities. Believing Christians should think of themselves as one such creative minority and contribute to Europe's recovery of the best of its heritage and thus to the service of all mankind."⁴⁴

It is also clear from Ratzinger's various writings and speeches that he shares Toynbee's interpretation of the present crisis in European civilization as one of forgetting its religious roots and spiritual foundations. In fact, Ratzinger sees the efforts of such creative minorities as an essential element in meeting this crisis. In a letter Ratzinger wrote to Marcello Pera after his lecture on relativism in 2004 at the Pontifical Lateran University, given the day before Ratzinger's own address to the Italian Senate, he responds to Pera's idea of civil religion and addresses the question of how Europe can attain a Christian civil religion that overcomes denominational boundaries. For Ratzinger, it can only come from a small, committed core of believers, who "in their encounters with Christ have discovered the precious pearl that gives value to all life (Matthew 13: 45ff),..." "Therefore my first thesis is that a civil religion that truly has the moral force to sustain all people presupposes the existence of convinced minorities that have 'discovered' the pearl and live it in a manner that is also convincing to others."⁴⁵

To return to Ratzinger's address to the Italian Senate, he maintains that when confronting the future, the task is to define what it is that can help Europe preserve its identity. "But independently of that debate, we are obliged to ask

ourselves what can guarantee the future and what is capable of keeping alive the intrinsic identity of Europe through all the historical metamorphoses. Or to put it even more simply: What is there, today and tomorrow, that promises human dignity and a life in conformity with it?⁴⁶

At this point, Ratzinger returns to his description of the course of European history, which he had left off at the French Revolution. He describes three modern models that developed to deal with the new understanding of the state based not on religious principles but on the basis of reason and the will of the people. First, there is the laicist model found in the Latin countries, or countries where Romance languages are spoken. Here the state renounced all connections with religion, which became a private matter, and claimed reason as its basis. Due to the frailty of reason, however, they have sometimes succumbed to dictatorship, surviving only because enough of the old moral consciousness has remained to form a basic consensus. The second model is that of the Germanic, or Anglo-Saxon lands, where an "enlightened" Protestant Christianity with a clear moral consciousness and guaranteed by the state, formed a broad moral consensus in society. A third model is that of the United States, which is somewhere between the first two, a system where free churches exist in a society which was founded on the premise of a strict separation of Church and State. While the United States is a nation of free churches, it has a predominantly Protestant Christian consensus which has given it a sense of mission in its dealings with other countries and has made it possible for religion to have a strong religious influence on political and social life. The Catholic Church, the largest religious denomination, has accepted this tradition of the free churches, since it recognizes that a Church unaffiliated with the state is better able to serve as a moral foundation of society, and Catholics consider the support of democracy as a moral duty that is compatible with the faith. Ratzinger also sees this American model as a continuation of the model of the doctrine of separation of temporal and spiritual powers of Pope Gelasius I.⁴⁷

Ratzinger also refers to this American model in the above mentioned letter to Marcello Pera. Here, Ratzinger responds to Pera's idea of a non-denominational Christian religion by describing his own understanding of the relationship between civil religion, "which subsumes differences between the single denominations," and faith in the Catholic Church. While recognizing that the phenomenon of secularization is also present in the United States, Ratzinger maintains that "there is a much clearer and more implicit sense in America than Europe that the

religious and moral foundation bequeathed by Christianity is greater than that of any single denomination." Furthermore, unlike in Europe, the separation of church and state is a positive one, "since it is meant to allow religion to be itself, a religion that respects and protects its own living space distinctly from the state and its ordinances." Thus unlike Europe, religion has a place in the public sphere in America.⁴⁸

However, it is clear that Ratzinger also finds problems with the American model in view of recent developments in the United States, where the government has mandated that every private institution, including religious ones, must provide its employees with insurance coverage that includes contraceptive services. In a recent address to bishops of the United States on their "ad limina" visit in 2012 to the Vatican, Pope Benedict, while recalling his visit to the country and his esteem for America's historical religious freedom and society based on a consensus concerning ethical principles derived from nature and nature's God, he goes on to criticize "grave threats to the Church's public moral witness presented by a radical secularism which finds increasing expression in the political and cultural spheres Of particular concern are certain attempts being made to limit that most cherished of American freedoms, the freedom of religion. Many of you have pointed out that concerted efforts have been made to deny the right of conscientious objection on the part of Catholic individuals and institutions with regard to cooperation in intrinsically evil practices. Others have spoken to me of a worrying tendency to reduce religious freedom to mere freedom of worship without guarantees of respect for freedom of conscience."⁴⁹

There is another post-French Revolution model, added in the nineteenth century, namely, socialism, which, in its totalitarian form became associated with a materialist and atheistic understanding of history, in which history progressed deterministically through a religious and liberal phase to arrive at a final stage where religion would become superfluous and material production would guarantee happiness for all. "Here the values that had built Europe were completely overturned. Even worse, there is a rupture here with the complex moral tradition of mankind: there are no longer any values apart from the goals of progress."⁵⁰

Furthermore, as Ratzinger points out, in the public discussion of the recent collapse of the communist systems in Russia and Europe, attention has been given only to the false economic dogmatism that led to the failure of the economic system, while mostly ignoring other factors such as "their contempt for human

rights, their subjection of morality to the demands of the system and to their promises for the future." While acknowledging the economic weaknesses of communism, people dismiss the moral and religious problems, that is, the loss of intangible moral values. According to Ratzinger, this loss can lead to the self-destruction of the European consciousness.⁵¹

Ratzinger made the same point in early 1990, after the momentous collapse of the communist regimes in East Europe. In analyzing the crisis brought on by the collapse of Marxist political systems, he maintains that the collapse was more than the failure of economic theory and practice. At a deeper level, he claims, it was also the result of considering human beings merely in materialistic and economic terms, while excluding freedom. This is not an abuse of political power, but rather a logical outcome of materialistic and deterministic thought. According to Ratzinger, the recent events in Eastern Europe have challenged not only Marxist thought, but any way of thinking about human nature that bases itself on principles that exclude the element of human freedom. Similarly, these events are also a challenge to the idea of progress which takes as its highest value anything that furthers socialism, or technological advancement.⁵²

Furthermore, when enumerating the more proximate causes of the collapse of the socialist states, he lists the religious factor along with the failure of the economic system and the role of the media, whose reporting of events cast doubts on the credibility of the governments. For Ratzinger, the religious factor was also important, since it showed that people realized that materialism alone could not answer all the questions. Religious belief, as one example of freedom, was a source of strength outside of the government that relativized its power and in the long run proved to be stronger.⁵³

Having outlined the course of European history up to the modern day, Ratzinger then turns his attention to the question of the future identity of Europe and makes a few observations on what he thinks ought to be included in a European constitution. The first of these "foundational moral elements" is the unconditional character of human dignity and human rights, namely, that rights are not conferred by the state, but exist in their own right.

This validity of human dignity, prior to any political action or decision, is ultimately derived from the Creator: only God can establish values that are based on the nature of man and are inviolable. The fact that there are values that cannot be manipulated by anyone is the real guarantee of our liberty and of human greatness: Christian

faith sees in this the mystery of the Creator and of the status that he has conferred upon man as the image of God.⁵⁴

The second area of European identity that Ratzinger suggest is marriage and the family, specifically monogamous marriage based on biblical faith, which Ratzinger acknowledges is controversial but insists is essential: Europe would no longer be Europe if this fundamental cell of its social edifice were to disappear or if its nature were to be changed. Ratzinger criticizes the demand for legally recognized domestic partnerships of homosexuals, which he claims is a trend that "departs completely from the moral history of mankind." Ratzinger denies that the traditional definition of marriage is discriminatory; rather, it has to do "with the question of what the human person is, as man or as woman, and of how the common life of man and woman can acquire a legal form . . . [If] homosexual unions are seen more and more as having the same status as marriage, then we are confronted with a disintegration of the image of man, which can only have serious consequences."⁵⁵

As Pope Benedict XVI, Ratzinger has frequently defended the sanctity of marriage as a relationship between a man and a woman against claims to the right of homosexuals to marry, most recently in an address to members of the diplomatic corps accredited to the Vatican held on 9 January 2012. The annual meeting with the diplomatic corps traditionally takes place at the end of the Christmas season and Benedict made use of the occasion to address the various crises—economic, political, and social—that have brought disquiet to the present day world. During the address he points out the importance of maintaining proper "settings" for the education of youth. "Among these, pride of place goes to the *family*, based on the marriage of a man and a woman. This is not a simple social convention, but rather the fundamental cell of every society. Consequently, policies which undermine the family threaten human dignity and the future of humanity itself."⁵⁶

A third element of European unity that Ratzinger describes is religion, which at the time was the subject of a heated debate over whether a reference to Christianity should be included in the preamble of the European Constitution. The debate eventually reached a conclusion when the wording finally agreed on recognized Europe's "religious" heritage while avoiding specific mention of Christianity.⁵⁷ This wording was retained in the official text of the subsequent Treaty

of Lisbon, initially known as the Reform Treaty,⁵⁸ which was signed and ratified in 2007 and came into force in 2009.

In his 2004 address here, however, Ratzinger avoids the complex issues of the debate, and instead emphasizes the importance of religion for all societies and cultures in general: "respect for what is sacred to someone else and, in particular, respect for the sacred in a more exalted sense, for God, something we are allowed to expect even in a person who is not disposed to believe in God. Where this respect is violated, something essential in a society is lost."⁵⁹ Ratzinger goes on to point out an anomaly where disrespect towards the beliefs of Judaism or Islam is publicly censured, but it is considered freedom of opinion to openly disparage Christianity. According to Ratzinger, this is due to "a self-hatred in the Western world that is strange and can be considered pathological; yes the West is making a praiseworthy attempt to be completely open to understanding foreign values, but it no longer loves itself; from now on it sees in its own history only what is blameworthy and destructive, whereas it is no longer capable of perceiving what is great and pure.... Multiculturalism, which is continually and passionately encouraged and promoted, is sometimes little more than the abandonment and denial of what is one's own, flight from one's own heritage.... But multiculturalism cannot exist without shared constants, without points of reference based on one's own values."⁶⁰

Elsewhere, in a book that appeared shortly before he became pope, Ratzinger argues against the claim that the mention of Christian roots in the Constitution would be offensive to people of non-Christian religions. Ratzinger maintains that no offense can be taken, because the Christian roots of Europe are an indisputable historical fact with present day consequences, namely, the past roots provide the present day moral orientation of European identity. "It is not the mention of God that offends those who belong to other religions; rather it is the attempt to construct the human community in a manner that absolutely excludes God."⁶¹ This is the reason why he sees the "clash of cultures" today not as a conflict between religions, which have actually learned to coexist with each other, but rather between a completely secularized culture and religious cultures: "the coming clash will be between the radical emancipation of man and the great historical cultures."⁶²

Benedict's criticism of this self-hatred of Europe's religious roots and heritage is echoed by Joseph Weiler, professor of law at New York University and a Jew, who argues that European society cannot be understood apart from Christianity,

and to exclude the role of the Christian heritage in discussion of the European Constitution is a denial of its own identity. He argues that since one purpose of all constitutions is to provide a sense of identity, an inclusion of reference to Christianity and God in the preamble is necessary to show Europe in its unity and variety.⁶³

For Ratzinger, Christianity has not only played an essential role in the past, but continues to make a contribution in the present. In a speech given in the German cemetery of La Cambre in Caen on June 5, 2004, one of four talks he gave on the occasion of the sixtieth anniversary of the Allied invasion of France, he emphasizes the essential role of Christianity in Europe: "It is to the great credit of Christianity that it gave birth to Europe after the decline of the Graeco-Roman Empire and after the barbarian invasions. Not only that, but the rebirth of Europe, after World War II was likewise rooted in Christianity, and therefore in man's responsibility before God."⁶⁴

Here Ratzinger is referring to the religious motivations of the statesmen directly involved in the early stages of European reconciliation and integration after World War II. He praises Konrad Adenauer, Robert Schumann Alcide de Gasperi and Charles De Gaulle, as "objective, intelligent men" with a healthy political realism that was "rooted in the firm ground of the Christian ethos, which they recognized as an ethos of reason, an ethos of enlightened, refined reason."⁶⁵

In another address given on the same day at the Church of St. Etienne in Caen, he comes back to the same topic, mentioning again the examples of such men as Churchill, Adenauer, Schumann, and de Gasperi as being motivated specifically by their Christian beliefs. "Let us state it plainly: These politicians drew the moral concept of the State, of peace, of responsibility from their Christian faith, a faith that had overcome the challenges of the Enlightenment and to a great extent had been purified in its confrontation with the distortion of the law of morality caused by the Party.... They developed a politics of reason – of moral reasoning, their Christianity had not distanced them from reason, but rather had illuminated their reason."⁶⁶

Similarly, in a lecture given to economic experts and politicians at Cernobbio (Como) on September 8, 2001, he pointed out the Christian motivations of those men who were instrumental in beginning the postwar movement for reconciliation and unity. "There can be no doubt that the founding fathers of European unification regarded the Christian heritage as the core of this historical identity,

though naturally not in its confessional forms. That which is common to all Christians, transcending denominational borders seemed to them to supply a force strong enough to harmonize political conduct in the world. And this did not appear incompatible with the great moral impulses of the Enlightenment, which had displayed the rational side of Christianity so to speak and which seemed compatible with the essential impulses derived from the Christian history of Europe, despite all the antipathies of the past."⁶⁷

It is significant that Ratzinger refers to the Enlightenment when describing the Christian orientation of the pioneers of European integration. As we have seen, for Ratzinger, the harmony between faith and reason is the basis for his conviction that Christianity is not only relevant for modern society, but that it alone can provide the moral basis for a truly humane society that has a proper understanding of the nature of man. Essentially, for Ratzinger, only God can guarantee human dignity. "In reality, this means we have need of roots if we are to survive and that we must not lose sight of God if we do not want human dignity to disappear."⁶⁸

But for Ratzinger, it is not just a question of the role of Christianity in the past, it has an essential role in the present and future as well. Only Christianity can provide the basis for a true European unity that goes beyond economic cooperation. "Even today, responsibility before God and being rooted in the great values and traditions of the Christian faith – values that transcend the individual Christian denominations because they are common to all – are indispensable forces in the constitution of a unified Europe that is much more than a single economic bloc; a community of law, a bastion of law, not only for itself, but for the world."⁶⁹

Conclusion

Having examined Ratzinger's understanding of the concept of Europe and his interpretation of the development of Europe in history, what can we conclude? In short, we can say that it is clear that Ratzinger sees the situation of Europe today as a crisis of identity, brought about by the rejection of what he considers to be its Christian roots, and the failure to realize that only a recognition of them can provide for a sense of identity for the present and future. As we have seen, for Ratzinger the Christian heritage is not the only constitutive element of European

culture. Together with the Greek and Latin heritage, there is also a modern element, the spirit of the Enlightenment that has produced a separation of faith and reason, and established the principle of the secular state independent of religion.

While Ratzinger gives a positive evaluation to this rational spirit and maintains a certain compatibility or harmony between both faith and reason, he sees the present situation of secularized Europe to be in crisis for having abandoned the guarantee of basic fundamental truths and moral standards that can only be grounded in its spiritual, that is, Christian roots, in which faith in God provides a basis for the inviolability of human rights. The absolutizing of reason in a secular society takes as its standard only that which can be positively verifiable and ultimately man himself becomes the only criterion for action. Moral judgment of the good is based on whatever promotes human freedom and technological progress. Man himself becomes the final standard of morality, without reference to the inviolable human dignity that can be guaranteed only by something outside of man himself, that is, by God. This is the crux of the problem for Ratzinger.

Ratzinger, as theologian, as guardian of the orthodoxy in his role as Prefect of the Congregation of the Doctrine of the Faith and as Pope, has often been criticized for his conservatism in ecclesiastical and dogmatic matters, and adherence to a strict sexual morality, that some find old-fashioned, if not intolerant. However, as we have seen, his understanding of the historical role of Christianity in European and his interpretation of the present problems of European unity are based on coherent arguments, and represent a serious effort to offer a positive way for Christian engagement with modern society. In respect to the problem of the future of Europe, his observations are correct in the sense that if Europe wishes to be more than an economic bloc, it will need to have a common spiritual and cultural base.

NOTES

- 1 "Benedict XVI and the Christian Roots of Europe: An Overview of his Papal Speeches and Addresses on the Theme of the Christian Heritage of European Culture." *Bulletin of the Nanzan Centre for European Studies*, 17, (March 2011), pp. 47-69.
- 2 Benedict XVI, General Audience, Wednesday, 27 April 2005. Cited from the official website of the Holy See. [http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/audiences/2005/documents/hf_ben-xv_aud_20050427_en.html] (accessed 28 January 2012).

- 3 *Ibid.*
- 4 It has most recently appeared as "Europe—a Heritage with Obligations for Christians" in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*. (San Francisco: Ignatius Press, 2008), pp. 209-222, an English translation of *Kirche, Ökumene und Politik* (Edizioni Paoline, 1987). It was first published as "Europa—verpflichtendes Erbe für die Christen," in *Katholische Akademie Bayern*, 1979, was reprinted in *zur Debatte* 9 (1979): 1-4, translated into French in *Revue des sciences religieuses* 54 (1980), pp. 41-54, and reprinted again in *Europa: Horizonte der Hoffnung*, ed. F. König and K. Rahner. (Graz, 1983), pp. 61-74.
- 5 Joseph Ratzinger, "Europe—a Heritage with Obligations for Christians" in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*, (San Francisco: Ignatius Press, 2008), p. 209. Ratzinger cites H. Gollwitzer, "Europa, Abendland," in *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, ed. J. Ritter, 2 (Basel und Stuttgart, 1972), p. 826.
- 6 Franco Cardini, *Europe and Islam*. (London: Blackwell, 2001), p. 3.
- 7 Sara Silvestri, "Does Islam Challenge European Identity?" in Lucia Faltin and Melanie J. Wright, ed., *The Religious Roots of Contemporary European Identity*. (Continuum, 2007), p. 16.
- 8 Joseph Ratzinger, "Europe—a Heritage with Obligations for Christians," in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*, p. 210.
- 9 *Ibid.*, p. 211.
- 10 *Ibid.*
- 11 Sara Silvestri, "Does Islam Challenge European Identity?" p. 21.
- 12 Ratzinger, "Europe—a Heritage with Obligations for Christians," in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*. p. 212.
- 13 *Ibid.*, pp. 212-213.
- 14 *Ibid.*, pp. 213-214.
- 15 Mass «Pro Eligendo Romano Pontifice» Homily of his Eminence Card. Joseph Ratzinger, Dean of the College of Cardinals, Vatican Basilica, Monday 18 April 2005. [http://www.vatican.va/gpII/documents/homily-pro-eligendo-pontifice_20050418_en.html] (accessed 28 January 2012).
- 16 Ratzinger, "Europe—a Heritage with Obligations for Christians," in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*, p. 212.
- 17 *Ibid.*, pp. 216-217.
- 18 *Ibid.*, p. 217.
- 19 *Ibid.*
- 20 *Ibid.*, pp. 218-219.
- 21 Jürgen Habermas and Joseph Ratzinger, *The Dialectics of Secularization: On Reason and Religion*. San Francisco: Ignatius Press, 2006), p. 75.
- 22 Joseph Ratzinger, *Christianity and the Crisis of Cultures*. (Ignatius Press, 2006), p. 47.
- 23 *Ibid.*, p. 48.
- 24 *Ibid.*

- 25 Joseph Ratzinger, *Christianity and the Crisis of Cultures*. (Ignatius Press, 2006), pp. 48-49.
- 26 Jürgen Habermas and Joseph Ratzinger, *The Dialectics of Secularization: On Reason and Religion*. San Francisco: Ignatius Press, 2006), p. 23.
- 27 *Ibid.*, pp. 64-65; 77.
- 28 See also Joseph Ratzinger, "In Search of Peace," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 93, 96.
- 29 Ratzinger, "Europe—a Heritage with Obligations for Christians," in *Church, Ecumenism, and Politics: New Endeavors in Ecclesiology*, pp. 219-220.
- 30 *Ibid.*, pp. 220-221.
- 31 *Ibid.*, p. 221.
- 32 *Ibid.*, p. 222.
- 33 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*. (San Francisco: Ignatius Press, 2007), pp. 11-34. The book is a translation of the Italian original: *Europa: I suoi fondamenti oggi e domani*. (Edizioni San Paolo, 2004). Ratzinger's Address to the Italian Senate also appeared in *Without Roots: The West, Relativism, Christianity, Islam*. (Basic Books, 2007), originally published in Italian in 2006. This book includes an address given at the Pontifical Lateran University by Marcello Pera on May 12, 2004, on the topic of "Relativism, Christianity and the West," and two letters exchanged between Pera and Ratzinger.
- 34 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 11-14.
- 35 *Ibid.*, pp. 14-17.
- 36 *Ibid.*, pp. 17-19.
- 37 *Ibid.*, pp. 20-21.
- 38 *Ibid.*, pp. 22-23.
- 39 *Ibid.*, pp. 23-24.
- 40 Oswald Spengler, *The Decline of the West*. (New York: Knopf, 1939). Spengler's *Der Untergang des Westens*, originally published in 1918, offered a cyclical interpretation of human history based on the rise and fall of civilizations in opposition to one that interprets the history of humanity as one of progress.
- 41 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 24-25.
- 42 Arnold Toynbee, *The Study of History*, begun in 1934 and finished in 1961, is a twelve-volume survey describing the origins, growth and decline of the world's major civilizations.
- 43 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, p. 25.
- 44 *Ibid.*, 34.
- 45 Joseph Ratzinger, *Without Roots: The West, Relativism, Christianity, Islam*. (Basic Books, 2007), pp. 120-121.
- 46 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in

- Europe: Today and Tomorrow*, p. 26.
- 47 *Ibid.*, pp. 26-27.
- 48 Joseph Ratzinger, *Without Roots: The West, Relativism, Christianity, Islam*. (Basic Books, 2007), pp. 108-111.
- 49 "Address of his Holiness Benedict XVI to the Bishops of the United State of America on their 'Ad Limina' Visit," Consistory Hall, 19 January 2012 [http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2012/january/documents/hf_ben-xvi_spe_20120119_bishops-usa_en.html] (accessed 28 January 2012).
- 50 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 28-29.
- 51 *Ibid.*, pp. 28-29.
- 52 Joseph Ratzinger, "Wege des Glaubens im Umbruch der Gegenwart," in *Wendezeit für Europa? Diagnosen und Prognosen zur Lage von Kirche und Welt*. (Johannes Verlag, 1991), p. 63. This essay, based on lectures given in Rieti, in December 1989, in Rome and Toledo, Spain in 19000, was published here in German for the first time, after appearing in first in Italian and Spanish.
- 53 *Ibid.*, pp. 65-67
- 54 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 30-31.
- 55 *Ibid.*, pp. 31-32.
- 56 Address of His Holiness Pope Benedict XVI to the Members of the Diplomatic Corps Accredited to the Holy See, Sala Regia, Monday, 9 January 2012. [http://www.vatican.va/holy_father/benedict_xvi/speeches/2012/january/documents/hf_ben-xvi_spe_20120109_diplomatic-corps_en.html] (accessed 28 January 2012).
- 57 Treaty Establishing a Constitution for Europe (2004/C 310/01) Official Journal of the European Union Vol. 47, 16 December 2004, p. 3. [<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2004:310:0003:0010:EN:PDF>] (accessed 28 January 2012).
- 58 Treaty of Lisbon Amending the Treaty on European Union and the Treaty Establishing the European Community, 2007/C 306/01 Official Journal of the European Union Vol. 50, 17 (December 2007), p. 10. [<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:C:2007:306:SOM:EN:HTML>] (accessed 28 January 2012).
- 59 Joseph Ratzinger, "Europe: Its Spiritual Foundations Today and Tomorrow," in *Europe: Today and Tomorrow*, pp. 32-33.
- 60 *Ibid.*, p. 33.
- 61 Joseph Ratzinger, *Christianity and the Crisis of Cultures*. (Ignatius Press, 2006), pp. 32-33.
- 62 *Ibid.*, p. 44.
- 63 Joseph Weiler, *Ein christliches Europa: Erkundungsgänge*. (Verlag Anton Pustet, 2004), p. 17. Weiler is also known for arguing on 30 June 2010 on behalf of eight nations before the Grand Chamber of the European Court of Human rights to overturn a November ruling by a lower chamber that banned the display of crucifixes in public

- school classrooms. See the article on the web site of New York University. "Joseph Weiler argues high-profile classroom crucifix case before European Court of Human Rights" [http://www.law.nyu.edu/news/WEILER_ECHR] (accessed 28 January 2012). The ruling was overturned on 18 March 2011. See the press release issued by the Registrar of the Court, European Court of Human Rights no. 234 18.03.2011 "Crucifixes in Italian State-school classrooms: the Court finds no violations" [<http://cmiskp.echr.coe.int/tkp197/view.asp?action=html&documentId=883169&portal=hbkm&source=externalbydocnumber&table=F69A27FD8FB86142BF01C1166DEA398649>] (accessed 28 January 2012).
- 64 Joseph Ratzinger, "The Grace of Reconciliation," in *Europe: Today and Tomorrow*. (Ignatius Press, 2007), p. 116.
- 65 *Ibid.* On the role of the Christian Democrats in the post-World War II movement for European integration see: Michael Gehler and Wolfram Kaiser, "Toward a 'Core Europe' in a Christian Western Bloc: Transnational Cooperation in European Christian Democracy, 1925-1965," in Thomas Kselman and Joseph A. Buttigieg, ed., *European Christian Democracy: Historical Legacies and Comparative Perspectives*. (University of Notre Dame Press, 2003), pp. 250-258.
- 66 Joseph Ratzinger, "In Search of Peace," in *Europe: Today and Tomorrow*, p. 87.
- 67 Joseph Ratzinger, "Common Identity and Common: Chances and Dangers for Europe," in *Values in a time of Upheaval*, p. 152.
- 68 Joseph Ratzinger, *Christianity and the Crisis of Cultures*. (Ignatius Press, 2006), p. 44.
- 69 Joseph Ratzinger, "The Grace of Reconciliation," in *Europe, Today and Tomorrow*, p. 117.

鼎談

ヨーロッパ私法基本概念の検討

ハンス・ハッテンハウアー

『民法の基本概念—歴史的・法解釈学の入門—』を読む(4)

法学部 田 中 実

法学部 伊 藤 司

法学部 平 林 美 紀

第3章 物

第7節 「有体物」

I：次の節は、有体物についてです。ここでは概念法学の成果がドイツ民法典に結実しているのだという指摘から始まっています。著者は、ドイツ民法典編纂者は物と人格を峻別し人格でないものを物と定義するというカントの定式を採用しなかった、と考えます。そして、物を「人格でないもの」(Nichtperson, no-persona)と捉えなかったことは、法典が人格概念の定義を受け入れていないということだけでなく、そのことが市民の法的取引の利益を無視することになりかねないと考えられたからだ、というのです。物が人の行為の客体であることは一般的な理論となっており、ドイツ民法90条は、厳密に「民法のいう物は有体物のみである」(Sache im Sinne des Gesetzes sind nur körperliche Gegenstände. Solamente los objetos corporales son coas en el sentido de la ley.)と定義しています。

H：Hattenhauerがこの定義を自由主義的な楽観論と評価しているところは、若干わかりにくいですね。今日の日から取引の自由ということの問題にしますと、民法のレベルでも、無体物を物の概念に含める方が自由主義的だとも言えそうです。むしろ前近代に溯って、つまり封建的な複雑な権利義務といったものを物概念から排除するという歴史的な文脈から見てはじめて自由主義的だとの評価が理解できると思います。もっとも、著者も、有体物のみ「のみ」という点に注目し、客体の明確化ということを強調しています。この定義によって諸権利が物概念から分離され、「債権に対する所有権」(Eigentum an einer Forderung, propiedad de una reclamación)と観念されたり表現されたりはできないこととなります。支配の対

象というイメージは、「物」(Sache, cosa)よりも「客体」(Gegenstand, objeto)という概念の方がより明白だと述べています。そして、支配は明白に認識が可能である必要がある、別の言い方をすると、支配がどこまで及んでいるか明白であることこそが厳格で迅速な取引にとって必要であり、そのため所有権の客体は有体物に限る、というのです。

I: 次に、無体物の場合、占有は、権利の正当化事由や権利の推定には適していない、と述べられています。この場合、権利の外観は、権利を表象する証書、証券や登記といった人為的な方法で実現されるわけですが、あくまで補助的手段である、と考えています。これに対して有体物の場合だと、人と物との権利関係の証明は、人と物さえ確定すればよいというのです。続いて、集合財産に対する否定的な態度、特定性の原理、そして一物一権主義に相当することが述べられています。集合財産の扱いについては、日本における特別法を通じた近年の変容について先に言及しました。

T: このあたりの叙述はずいぶん簡潔ですね。ところで、「有体物」に対置される「無体物」という場合、今日だと何を思い浮かべますか。

H: そうですね、ここでの説明を読んだ後で、加藤雅信先生の『新民法体系 I 民法総則』(有斐閣)を改めて開いてみました。ここでは、権利の客体として言及される有体物の概念について、支配可能性と非人格性との関連が説明され、物概念の外延を画することと、所有権の客体適格性とを分けて考えるべきであることが指摘されています。それから、「無体物」についてですが、日本の民法85条のいう「有体物」には、「電気・熱・光などのエネルギーは物には含まれず、著作・発明のような無体物も物には含まれない」と説明されるのが通例です。

I: 無体財産というと、今日一般の人ならまずは知的財産権(知的所有権)を思い浮かべるのではないのでしょうか。

T: そうですね。ところで無体物に関するローマ人の考えは非常に面白いです。所有権(dominium)の客体は有体物(res corporalis)に限られるのですが、無体物については我々からするといささか奇妙なものを列挙しています。『学説彙纂』1巻8章1法文(ガイウス『法学提要』2巻)は以前に紹介しましたが、「無体物」のところだけ今一度読んでみましょう。

1項 ……無体物とは接触できないものであり、権利として成立するものである。例えば相続権(相続財産)、用益権、どんな形であれ発生する債権債務関係がそうである。相続財産中に個々の有体物が含まれるということはこの問題とは別の話である。……相続権(相続財産)そのもの、使用収益権そのもの、債権そのものは、無体物である。役権とも呼ばれる、地役権(農村型不動産役権)および建物役権(都市における不動産役権)も無体物の数に入る。

- I：Hattenhauer は、「債権の所有権」など観念できない、と書いていましたが。
- T：ええ、つまり所有権の客体は有体物ですから。ところが債権や地役権や相続財産そのものが無体物だというのがローマ人の考えなのですね。
- H：確かに、債権の目的は「債務者の給付行為」ですし、言われてみればそうかも知れませんが、何か違和感があります。債権は権利で、その権利の目的が、有体物ではなく給付行為である、と言うのに、債権そのものが再び無体物概念に入ると言うことがひっかかります。
- T：実は、ここで述べてきた「権利」について、ラテン語では、*ius* という単語が全く出てこないことに注意する必要があります。所有権は *dominium*、役権は *servitus*、債権は *obligatio*、相続権は *hereditas*、というわけです。そして *dominium* の客体は有体物でなければならず、*servitus*、*obligatio*、*hereditas* は無体物だ、と言っているのですから。つまり我々の思考では、後者も「権利」だと翻訳しているのですが、ローマ人にとっては *res incorporalis* なのですね。ローマ法の復活以来、すでに *dominium* は、これこれの *ius* である、と表現し、他の単語もこれこれの権利である、と定義してきたわけですから、これは日本語の翻訳によってはじめて生じる問題ではありません。
- I：難しい話になりそうですが、確かに英語の *property* でも、ドイツ語の *Eigentum* でも、わざわざ *right of property*, *Eigentumsrecht* と言わなくとも「所有権」を表現しているとするのが通例です。我々日本人が「所有権」という場合、律儀に *right of property* とか、*right of ownership* と訳すわけでもありません。しかも、*property* でも *possession* でも、所有権であり占有であると同時に、所有物や占有物も表現します。
- T：日本の場合と違って、西欧の法律専門用語は、*use of common words with uncommon meanings* が多いということも一つの原因ですが、それにはとどまらないのでしょうね。フランス語で *propriété* と *droit de propriété* を訳し分けるかどうか苦労することがあります。学説彙纂の中でさえ、*possessio* が占有ではなく占有地の意味で使われている法文があることは、重要な問題とされてきました。ガイウスの説明にヒントを得て、我々の権利概念は古典古代には存在せず、その萌芽は中世哲学の中に見られるという主張—今日ではそれほど支持されているようには思えません—があったくらいです。この論争は法思想史で教えられることがあります。
- H：私はむしろ有体物との対比で、「無体物」概念がどのように生成したのかに興味があります。
- T：ジラルルの『ローマ法綱要』(Paul Frédéric Girard, *Manuel élémentaire de droit romain*) によると、法的な「無体物」概念はキケロ（前106年—前43年）にはまだ存在せず、セネカ（前1年頃—紀元65年）の書簡58においてようやく

「無体物」概念が現れるとされています（Girard, p. 273）。ちなみにジラルルのこの教科書の1929年第8版は、2003年に復刻されており、扱いやすいだけでなく、Jean-Philippe Levyの素敵な紹介文がついています。それはともかく、ジラルルが挙げている二つの箇所はともに法的にはあまり面白くありません。これに対して、以前挙げたローマ法の教科書でヴォルテッラは、おそらく最初にこの概念をガイウスが法律学に取り入れたとしていますが、彼が援用している非法律学文献、つまり紀元95年頃の出版とされるクインティリアヌス『弁論家教育』5.10.116は面白いです（Volterra, *Istituzioni di diritto privato romano*, p. 273）。ここで、クインティリアヌスの挙げる模擬法廷弁論の論題は、勝利者アレクサンドロスが、敗戦者が有していた債権証書を、味方として戦ってくれた債務者に贈与した場合の、その効力でした。弁論術の作品ですから様々な論点が挙げられています。そして弁論術のテクニクとして、国際法・戦時法の存在・不存在や暴力と法の関係といった論争を回避する論点を発見する技術として、債務証書は有体物、債権自体は無体物だと把握されていきます。もっとも証拠証券と有価証券が意識的に区別されているわけではありませんから、今日法律家なら債務証書は証拠証券にすぎないという問題に収斂させることができたでしょう。

I：お話をうかがっていると、ローマでは、客体が有体物に限定される *dominium* が基本にあって、今日の他物権にあたるものが、所有権の客体にはならないもの、つまり有体物ではないものとして無体物と理解された、と整理できるかと思いました。他方、『注釈民法』85条（田中整爾先生担当）では、同条が、フランス法の *biens corporels* と *biens incorporels* の区別を引き継いでいることが指摘されており、ローマ法以来の有体物・無体物概念が若干説明されています。そして我々の基本的な概念は、その後で引用されている、民法が無体物概念を積極的に用いなかったことについて『民法修正案理由書』で述べられている以下の説明に由来していることに気づかされます。

「無体物中ニハ物権、人権等ノ権利ヲモ包含スルコト固ヨリナルガ故ニ（否法文中無体物ト云ヘルハ大抵権利ノミヲ云ヘリ）物ノ上ニ存スル権利即チ物権ハ他ノ物権又ハ人格ノ上ニ存スルコトヲ得ルモノト云ハザルコトヲ得ズ。此ノ如クンバ債権ノ所有権、地上権ノ所有権等ノ如キモノヲ認メザルコトヲ得ズシテ茲ニ権利ノ種別ヲシテ錯雑、混淆全ク識別スルコトヲ得ザラシムルニ至ルベシ。……所有権モ亦権利ニシテ即チ無体物ナルガ故ニ有形ノ物ト権利其他ノ無体物トヲ区別スルハ何等ノ実用アルコトナシ。……故ニ新民法ニ於テハ全ク此区別ヲ採ラズ法文中単ニ物ト云ヘルトキハ必ず有体物ノミヲ指シ、権利ハ之ヲ権利ト曰ヒテ物ト曰ハズ、其他名誉、行為等ノ如キ無体物モ亦各々其名称ニ依リ、決シテ無体物ナル総称ヲ用ヒズ。是レ實際便利ナルコト多カルベシト信ズ」

これはなるほど明晰な解説ですが、前半の部分について、ローマ法の先ほどの説明なら、dominiumの客体は有体物ですから、そもそも債権の所有権という混乱は生じないと思います。むしろ他物権と異なって、無体物に入れられないdominiumの特殊性という面からアプローチする必要があるようです。

T：最後に、提要型を採用したフランス民法典を有するフランス私法学においては、今日でも、biens（財・財貨、財産）、propriété（所有、所有権）、chose（物）、patrimoine（財産、資産）といった概念に関して、次々と新たな理論が生み出されるのに対して、人文主義法学者ヨハネス・アーペルの構想に始まり、サヴィニーを経てドイツ民法典へと連なるパンデクテン型では、有体物に限定した物概念が安定して用いられていることを指摘しておきたいと思います。今年（2011年）公刊された、横山実夏「フランス法における所有（propriété）概念 —財産と所有に関する序論的考察—」と水津太郎「物概念論の構造 —パンデクテン体系との関係をめぐって—」（ともに、『新世代法政策学研究』12号所収）の叙述が参考になります。特に後者にはこれまで述べてきた様々な話題が詳しく解説してありますので、是非参照していただきたいと思います。

第8節 無体物と身体の部分

H：次に、Hattenhauerは、所有者の権能を規定するドイツ民法の条文を挙げていますね。

903条 物の所有者は、法律又は第三者の権利に反しない限り、その物を任意に取り扱い、他人のあらゆる干渉を排除することができる。

Der Eigentümer einer Sache kann, soweit nicht das Gesetz oder Rechte Dritter entgegenstehen, mit der Sache nach Belieben verfahren und andere von jeder Einwirkung ausschließen.

El propietario de una cosa puede proceder con ella a su libre arbitrio, y sustraerla a la acción de otros, en cuanto con ello no se oponga a la ley o a los derechos de un tercero.

そして、先のドイツ民法90条にあるような有体物という統一概念でまとめたにもかかわらず、ドイツ民法典が不動産所有権と動産所有権の規制について区別をしなければならなかったとしています。それらは、形式的な面では不動産登記法に委ねられており、また土地の実体的な特別法もこの定義からは分からず、帝国の立法者はこの実体的な特別法を民法施行法の中に見えなくして大部分をそのまま維持した、というようなことが書かれています。

T：民法施行法の59条には、貴族の家族世襲財産を維持する規定が以下のようにお

かれていました。

59条 自由保有地も含めた家族世襲財産及び封（レーエン）に関する規定、並びに貴族基本財産に関するラント法の規定は、変更されない。

Unberührt bleiben die landesgesetzlichen Vorschriften über Familienfideicommiss und Lehen, mit Einschluß der allodifizierten Lehen, sowie über Stammgüter.

I：ドイツの民法典が、家族世襲財産のみならず封についてもラント法の規定を維持していたことに驚きますね。家族世襲財産と並んで最後に貴族基本財産とありますが、これはどういうものでしょう。

T：これらの制度については、山田晟先生の『近代土地所有権の成立過程』（有信堂）の第二章「家族世襲財産の起源と消滅過程」に詳しく書かれています。そこでは家族世襲財産は、「法律行為によって永久に処分を制限され、通常一定の相続順位によって一定の者が相続すべき旨を定められた財産」と定義されています。貴族基本財産も、大まかに言うとその実体は家族世襲財産なのですが、山田先生はFromholdmが行った法的な区別を紹介されています。それによりますと、前者は設定者の処分行為によって設定されるのに対して、後者は法律又は慣行によるものだというのです。このため、内容についても、前者は設定行為によって定められるのに対して、後者は相続の一般原則が適用されます。前者の譲渡や負担設定は無効であるのに対して、後者の場合、最近親相続人又は男系男子の同意があれば、あるいは困窮時には同意なしでも、処分が可能であるとされています。ドイツではこの問題について各ラントが管轄を留保することによって維持され、フランスでは、ナポレオン時代に、貴族世襲財産を設定し維持する可能性が復活します。サヴィニーがフランスでのこの復活を1814年の著名な綱領論文『立法および法学に対する現代の使命』で激しく非難していたことはよく知られています。

H：サヴィニーについては、以前もお話したように、伊藤高義先生の講読で『現代ローマ法体系』の一部を読みましたが、私の理解不足で、法典編纂に反対したことと、政治的には貴族的で保守主義的な立場をとったこと、くらいのイメージしか残りませんでした。この鼎談をきっかけに、いろいろ勉強できて助かります。日本でも省略してベルフ Beruf と呼ばれている、民法典の法典編纂に反対した有名な綱領論文『使命』もこれまで読む機会がありませんでした。現在進められている債権法改正への提言作業のうちに、穂積陳重『法典論』を調べることがあったこともあり、このサヴィニーの作品も読んでみたいと思っておりましたので、今回少し見ってみました。綱領論文は12の章に区切られていて、第7章で、当時の新しい三つの法典、つまりプロイセン一般ラント法、フランス民法典そしてオーストリア民法典について論じられています。フランス民法典編纂の時代背景について述べ、まさに家族世

襲財産について批判している箇所を紹介したいと思います。原語を付したところは、2006年出版された Alfred Dufour 仏訳も並べています。

「この〔ナポレオン〕法典の場合、立法の政治的な要素が技術的な要素よりも影響を及ぼしており、このためドイツ語圏の諸法典よりも、現行法に変更をもたらした。……革命は、旧国家体制（憲法）と同時に大部分の民法も破壊したのであり、両者は、より完璧であると考えられた新たな状況への幻想（Wahn, mirage）によって、というより現状に反対する盲目的な衝動から、しかもはつきりしない将来に対する過度の無分別な期待（in ausschweifenden und sinnlosen Erwartungen, une attente excessive et insensée）をもってなされたのである。さてボナパルトがすべてを軍事的な専制主義の支配に置くと、彼は、自分に役立ち、旧来の国家体制への回帰を排除する革命の部分は、断固として維持し、今や吐き気を催し彼自身に対立するかもしれない残りのものは消えるべきだと考えた。もっともこれは全く不可能なことであった。過去何年にもわたり教育・文化、道徳・風俗、感情（Bildung, Sitten und Gesinnungen, la culture, les moeurs et les sentiments）に及ぼした影響は葬り去ることができなかったからである。とはいっても過去の静かな状態へ半ば回帰したことは、よい効果をもたらし（wohlthätig, bénéfique）、この時期に成立した法典に主たる方向を与えることになった。しかし、この回帰は、疲労と倦怠（Ermüdung und Ueberdruß, la lassitude et la satiété）であり、高尚な力と感情の勝利ではなかった。当時、ヨーロッパの災いになりつつあった（in dem öffentlichen Zustand, der sich nun zur Plage von Europa bildete, dans le conjoncture générale qui était alors en train de s'établir pour le malheur de l'Europa）一般情勢においては、そうした力や感情が入り込む余地などなかったであろう。この内的な基盤が欠如していることは、枢密院の議論の中にはつきりと見て取れ、注意深い読者にはどうしようもなくがっかりする印象を（einen trostlosen Eindruck, une impression décourageante）与えるに違いない。さらに国家体制の影響が直接に加わった。法典が編纂された時にこの体制は理論的には革命の意味で共和主義的であるが、実際にはすでにすべては後に展開する専制主義の傾向を帯びていた。従って、原理原則自体においても動揺や変化があったのであり、例えば、ボナパルト自身、1803年に、枢密院において、この家族世襲財産を有害で、不道徳で、合理的ではない、としていたのに、1806年には再び導入し、1807年には法典に採用されたのである。」

この部分は、家族世襲財産の問題だけでなく、サヴィニーのフランス民法典に対する辛辣な見方が端的に表現されていて大変興味深いと思いました。

T：ナポレオンは貴族世襲財産（majorats）を設定できる帝国貴族を作ったわけで

す。このように他の財産から分離して設定された財産は、不動産、国に対する定期金請求権などからなり、譲渡ができずに何世代にもわたり長男に移転されなければならず、債権者からも、法定相続人間の分割請求からも守られることになります。これは封建制を廃止する一方で、大土地所有者を保護することを意味します。ローマ法的な表現がなされているフランス民法典 896 条 1 項の禁止 (Les substitutions sont prohibées.) に抵触するわけですが、3 項が置かれることになります。このことは以前紹介した神戸大学外国法研究会編『佛蘭西民法〔Ⅱ〕』のこの条文の箇所でも言及されています。1826 年にも、王党過激派の圧力で、政府は年間土地税 300 フラン (制限選挙選挙人の最富裕層) 以上を支払う所有者の相続において、長子に処分可能な部分を職権により与えるという法案が提出されるのですが、これはさすがに激しい反対に遭遇し、二代にわたる補充指定を認めるのみの 1826 年 5 月 17 日法が成立します。そして貴族世襲財産は、再び 1835 年および 1849 年法によって廃止されることになります。

H: フランス法学は、民法典成立後、条文の釈義学になってしまう註釈学派の時代になったと否定的に評価されてきました。学説の展開についてもこうした否定的評価は今日修正されているようですが、立法の動きも大変興味深いですね。ドイツの事情について、山田先生の著作以外に、他に日本語で読めるものはありますか。

I: はい、石部雅亮先生の「ドイツにおける家族世襲財産制度「相続法の近代化」のために」『法学雑誌』(大阪市立大学) 14 号があります。ここでは、プロイセン一般ラント法の起草者スヴァレツ Svarez (1746-1798) が、一般的には近代的な経済政策や哲学からこれを批判する一方で、その廃止は家族所有権の神聖な権利の侵害にあたりと考えていたこと、シュタインの改革の一環として、1809 年勅令では、自由主義の要請に反する側面と、君主絶対主義に対抗する自由の砦であった側面が考慮され、存続を定めつつ、拘束の度合いを緩和したことが紹介されています。その後、フランクフルト国民議会で廃止が宣言され、1848 年欽定憲法で家族世襲財産の設定は禁止されます。ところが 1852 年の法律で、この廃止規定が削除され、復活することになります。石部先生は、ゲルバーの独特な擁護論なども紹介されています。

ドイツ民法典編纂の段階で、民法施行法の中で、帝国民法ではラント法のこうした封建的な財産制度に手がつけられない旨が規定されたわけですが、こうした経緯などが紹介されている邦語文献は寡聞にして知りません。ちなみにドイツ民法典の編纂過程については、平田公夫先生の諸論文の他、石部雅亮編『ドイツ民法の編纂と法学』(九州大学出版会) が基本的な文献です。石部先生の「ドイツ民法編纂史概説」もあり、また末尾には児玉先生と大中先生による「ドイツ民法典編纂資料一覧」もあり、参考になります。憲法レベルでの家族世襲財産廃止は、1919 年の

ヴァイマル憲法 155 条ですが、強制廃止にともない、プロイセンでは、扶養請求権の保障がなされ、森林所有地の設定、森林地の財団設立の可能性が整備されます。ナチス時代の 1938 年の法律によって、ドイツ全体について、世襲財産はその最後の所有者の自由財産になり、ようやく 1939 年に世襲財産は消滅します。

T：プランクの注釈を読みまして（*Planck's Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch nebst Einführungsgesetz, Bd. I. Allgemeiner Teil*, 191, Einleitung, S. XXIV）、それを文字通りに受け取りますと、家族世襲財産や封建法を民法典で扱わないことについての起草者の意図は、こうした問題をラントのレベルで温存させるというよりも、むしろ死滅する運命にある制度だから民法に組み入れないということだったようだけれど。

《Als im Absterben begriffen und deshalb in das Bürgerliche Gesetzbuch nicht mit aufzunehmen werden bezeichnet: das Lehnrecht, das Recht der ablösbaren Reallasten, das Erbzins- und Erbpachtrecht, die emphyteusis, das Netherrecht, das Recht der Stammgüter, sowie der Familienfideikommisse.》

H：ところで、家族世襲財産あるいは貴族基本財産という表現は、貴族の家産が市場に流通しないで保護されるという意味で理解はできるのですが、ローマ法の信託遺贈 fideicommissum と補充指定 substitutio が融合されたものとしてしばしば説明される点はわかりにくいです。先ほどお話があったように、フランス民法 896 条は、《Les substitutions sont prohibées.》とローマ法の用語で規定されていて、「継任義務付与処分は之を禁ず」とか、「補充指定は禁止される」などと訳されていますね。

T：はい。ローマの遺贈は、遺言における厳格な方式が要求されるほか、外人、不確定人および家外後生子を受遺者にすることが許されず、独身者や無子者に対する制約がありました。そこでいわば脱法行為として、法的には意味のない信義に託す処分が行われるようになります。ところがこの信託遺贈に法的効力が与えられるようになると、今度は遺贈と同様の制限がこの信託にも課されていくことになる、というのが大きな流れです。この信託遺贈の枠組みで、ガイウス『法学提要』（2. 277）は、「私の相続人であるティティウスが死亡したときは私の相続財産がメウィウスに帰属することを私は欲する」（cum Titius heres meus mortuus erit, volo hereditatem meam ad P. Mevium pertinere）という例を挙げています。ティティウスは相続財産をメウィウスに移転する義務を負うことになります。これを学説が、信託遺贈による補充指定（substitutio fideicommissaria）という名称で呼んだわけです。通常、補充指定は指定した相続人が承継しないときの相続人指定ですが、このようにいわば第二候補の指定ではなく、ローマには、これと並んで、相続人が遺言作成能力を有する年齢に達する前に未成熟者として死亡したときに、法定相続

を回避するため、その者の相続人を指定する未成熟補充指定がありました。従って、この信託遺贈を利用したものはどちらかと言うと後者に似ています。遺言者は、相続人に対して、相続財産を維持することと、死亡時に家族集団に属している特定人、又は遺言者若しくは受遺者と一定の親族関係にある者（通例は、長男）にこの財産が移転されることを依頼し、こうして家産の信託遺贈が発展していきます。もっともローマの信託遺贈は、例えば貴族の特権とされる家族世襲財産のように身分の制約はなく、制度として男子限定の長子相続を支えるものではありませんでした。また、信託遺贈義務違反に対する担保問答契約を要求している D.31.69.3 から、物権的效果も弱かった、とされています。

H：なるほど、そうなんですな。

T：ちなみにユスティニアヌス帝による新勅法では、遺言者に4世代に限定して家族内で承継される信託遺贈の補充指定を行なう能力が承認されたのだ、と理解されてきました。その法源は、有名な新勅法159で、その複雑な事案については、先ほど挙げた山田先生の著書の97頁以下で詳しく紹介されています。この4世代の理解をめぐって、近世に生じた領地をめぐり、という意味で極めて政治的でもあった、これまた複雑な事件と学説について、ビザンツ法の国際的権威オランダのロキン先生の興味深い講演「ギリシア語ハ読マレザルニアラズ？新勅法一五九号とヴェルテンベルグ対オレンジ公ウィリアム事件（一五四四—一六六六年）」（『法政研究』（九州大学）73号）があります。もっともローマでの発展も議論がありますから、ここで問題になっている近世の家族世襲財産とのつながりについても、山田先生の著作を参照してもらえればと思います。

ヨーロッパの比較という意味でイングランド法にも触れておきますと、ここでは時間的にも権利の重畳状態が認められますから、同様の機能を果たすものとして、男子直系卑属への厳格承継的財産設定（strict settlements）が展開していきます。例えば、絶対的単純不動産権（fee simple absolute）を有する家長が、長男に不動産を贈与し、死亡したらその長男、つまり自分の孫に帰属することを明示します。大陸と異なるのは、自己の権利を、生涯不動産権（estate for life）に変更し、受贈者である自己の息子には、父の死亡で生涯権に変形する限嗣不動産権（fee tail）が生じ、孫には残余不動産権（estate en remainder）（復帰権 en réversion つまり期待所有権）が生じることになります。最終的には孫に単純不動産権（fee simple）がいわば「回復する」わけです。

H：それから、Hattenhauer は、90条に対するプランクの解説を掲載していますね。液体を一つの有体物として把握するために、葡萄酒が樽に入れられていると、両者は二つの別のものと把握されること、そして液体や気体がこのように閉じ込められていることが、個々の物として量的に扱われること的前提であると述べられています。

す。砂や穀物についても、取引の客体として塊として把握されるわけで、やはり物概念は法的取引の論理に従属していると評価されています。

I：次の話題として、ドイツ民法典の編纂者が人間の体から分離した身体の一部を法的にどう位置づけるかの問題をあまり重視しなかったこと、プランクには臓器移植など思いもよらなかったことが指摘され、アクチュアルな問題に移ります。プランクの時代に唯一考えられたのがカツラだといいます。そして毛髪をドイツ民法99条の果実ととらえ、954条の規定がなされた、というのです。前の953条から紹介しましょう。

953条 物の産出物およびその他構成部分は、分離の後といえども、その物の所有者に属する。ただし、954条ないし957条により別段の結果が生じるときはこの限りではない。

Erzeugnisse und sonstige Bestandteile einer Sache gehören auch nach der Trennung dem Eigentümer der Sache, soweit sich nicht aus den §§ 954 bis 957 ein anders ergibt.

954条 他人の物に存在する権利に基づき、物の産出物又はその他構成部分を収取する権利を有する者は、955条ないし957条の規定にもかかわらず、分離とともにその所有権を取得する。

Wer vermöge eines Rechtes an einer fremden Sache befugt ist, sich Erzeugnisse oder sonstige Bestandteile der Sache anzueignen, erwirbt das Eigentum an ihnen, unbeschadet der Vorschriften der §§ 955 bis 957, mit der Trennung.

ところで、産出物 Erzeugnisse は馴染みのない概念かも知れませんが、99条では、「物の果実とは、物の産出物及び物の本来の用途に従ってその物から取得される収穫物である」（Früchte einer Sache sind die Erzeugnisse der Sache und die sonstige Ausbeute, welche aus der Sache ihrer Bestimmung gemäss gewonnen sind）と定義されています。

H：Hattenhauer は、この条文には人と人体を無条件に権利の客体に貶めること（Erniedrigung, la reducción）を回避する意図があったと考えています。このため体から離れた人体の一部を法的にどう考えるかの理論は、それを好意的に「人格権」と扱ってはいるものの、間に合わせの解釈ではっきりしないものになっていると言うのです。医療技術の革新によって、他人の臓器移植が可能になったときに、それを人格の一部であり法的な取引の客体とはならないと断言できるのでしょうか。Hattenhauer は、新たな医学が発達する中で、伝統的な物権法は人と物との伝来区別を維持することができない、としています。

T：こうした生命科学の発達は様々な議論を誘発するわけですが、ここで問題とされ

ている、人と物との二分法について、法制史学者の立場から書かれたユニークな作品、ジャン＝ピエール＝ボー（野上博義訳）『盗まれた手の事件—肉体の法制史—』があります。以前にもお話した、中世の神学が権利あるいは所有権概念にどのように影響を及ぼしたかや、後で触れます細胞の所有権をめぐるアメリカの判例、世界で最初に血液と血液製品分配にあたって無償贈与と利得排除の原則を打ち立てたフランスの1952年法といった法学に直接かかわる問題はもちろんのこと、近代の労働者階級と衛生学の関係、そして労働者の肉体、その性的な問題についてなど興味深い話題が盛沢山の本です。この本にはフランス国務院の1988年3月25日の報告書『生命科学—法倫理』のことが述べられているのですが、軸となる一つの立場を知るうえで重要ですのでその一節を紹介しておきましょう。新たな医療技術が提起する倫理道德にかかわる問題に実定法を適応させる目的の提案（Il présente une série de propositions visant à adapter le droit positif aux problèmes éthiques et moraux posés par les nouvelles techniques médicales）です。

「身体は人格である。つまり身体は財物や物のランクに貶められてはならないということである。このため身体は処分できず財物ではないので専有の客体とはならず、したがって財産の取引に入ることはできない。しかしこれは明示的な法準則として存在するわけではない。ただ黙示的に認められているにすぎず、「契約の目的になる物は、取引される物だけである」とする民法典1128条から演繹される言外の意味として認められるにすぎない」。

《Le corps c'est la personne, cela signifie qu'il ne peut être ravalé au rang de bien, de chose; de ce fait il est indisponible et, n'étant pas un bien, il ne peut faire l'objet d'une appropriation et ne peut donc entrer dans la circulation des biens. Mais ce principe n'existe pas en tant que règle juridique explicite; il n'est reconnu que de manière implicite, déduit de l'article 1128 du Code civil aux termes duquel il n'y a que les choses qui sont dans le commerce qui puissent être l'objet des conventions.》

ローマ法が、裸の人ではなく、法的人格 *persona* という観念を作り出したことは、これが権利能力者と理解される面に見られるように、裁判での救済を前提とする権利概念と表裏一体であったと理解できると思います。またこの人格は *sacer* なものではありません。ここでの *sacer* は、犯罪者は「サケルたれ、神に捧げられよ」と言われ、法的保護の外に置かれることを意味します。ボーは、ローマには神殿など神聖物はあっても神聖な人は想定されていないと明言していますが、名言だと思っています。この抽象的な概念から、肉体が捨象される法的な枠組みは強靱だと考えています。もっとも団体はまずは *corpus* と表現された上で、一定のものは法人格が与えられてきます。では臓器はどうか、ということですが、これは物だと考え

ます。カントあるいは大ざっぱに言って一先に述べたように、自殺の権利があるかなど細かい議論をしていますから、それは別にしてという意味ですけれど—サヴィニーによれば、臓器などは、自由意思を有する主体になれないわけですから、物だということになるのでしょうか。自己の細胞に対する所有権を認め、その返還請求を求める、「ジョン・ムーア事件」について、1988年7月31日のカリフォルニア控訴裁判所、1990年7月9日のカリフォルニア最高裁判所の判決をどう考えるか。後者は、人間の尊厳の名において、肉体から採取された細胞は、その商品的価値を生み出した者の財産だとし、この細胞に関する特許を登録し、商品開発を行うことが許される、と判示したわけです。

I：先に言及のあったローマ法から着想を得るとすると、物だと把握しても、ある種の物は、例えば神聖で、あるいは万人に共有で、取引の客体にならない（non in commercio）と規制していけばいいのではないのでしょうか。つまり、物と捉えるからといって、直ちに私的所有権の客体になるわけでもなければ、流通可能なものとなるわけでもない。

T：はい私もそう考えます。高度技術からの挑戦に対しても、伝統的な枠組みは維持できるのでは、というのが私の基本的な発想です。内容をきちんと紹介しないで、『盗まれた手の事件』を念頭においての私の意見を述べることになって申し訳ないのですが。

H：そうですね。先に、第2節「ローマ法の物」の箇所で、『学説彙纂』の物についての章の冒頭ガイウス法文（1巻8章1法文）を紹介いただいたときは、むしろ、相続権（相続財産）そのもの、使用収益権そのもの、債権そのものや、不動産役権が無体物に入る、という部分に注目しましたが、ここでは、その前の、神法上の物と人法上の物との区別や、後者であっても、誰の財産にも属さない物があるとする分類が重要だということが分かります。物と捉えたからといって、直ちに商品になるわけではない、そして取引不能という公序は、物に対立する人格概念とは異なる価値観から議論する可能性が見えてくるようにも思います。それから、加藤雅信先生の『民法総則』には、取引客体性と物概念という節があって、ここでは明認方法の承認、集合物論の登場が、その社会経済的背景とともに述べられているのですが、この節に、こうしたアクチュアルな問題を組み込むこともできるかな、とも考えたりしました。

I：『盗まれた手の事件』の著者も批判していますが、エルミット女史のように、人体から生み出されたものを所有権の対象とすれば、結果として、それは「銀製の食器、無記名証券、借用証書と同じカテゴリー」の中に置かれ、危険であり、「所有権を認めれば、最後には肉体から生み出されたものの取引市場が必ず形成される」と結論を導く必要はないと思います。人と物の二分法、次に、物が所有権の客体と

なるかどうか、さらに流通取引客体となるか、先ほどの世襲財産なら、流通しないが相続の対象となる、などまずは伝統的な武器庫から、分類、カテゴリーを取り出して、落ち着いて考えた方がよい気がします。

T：少し脱線になりますが、以前、サヴィニーが、人格の可視的な側面つまり身体に対する支配を想定すると自殺の権利を承認することになってしまうから、法律関係を想定するのは誤りだとしていることを紹介しました。ローマ法が自殺をどう考えていたかも興味深い話題ではあるのですが、奴隷が自身を傷つけた場合に、主人はそこから生じた損害額を奴隷の特有財産から控除できないのに対して、治療代を支払ったときはそれを特有財産から控除できるとする面白い法文があります。論拠として、奴隷には自身を傷つける権利があるとしているのです。少し乱暴ですが、ここから、まして自由人には自殺する権利があるのだ、と演繹する可能性もあります。

D.15.1.9.7 ウルピアヌス『告示注解』第29巻（特有財産）

奴隷自身が自分を傷つけたとき〔主人は〕この損害を〔特有財産から〕控除してはならない。奴隷が自殺したとき又は身投げしたときもである。なぜなら奴隷には自然的には自己の体を虐待することが許されるからである。しかし奴隷自身が傷つけた奴隷を主人が治癒したときは、費用の名目で、奴隷は主人の債務者となるのである。病気の奴隷を治癒したときは〔主人は〕むしろ自己の事務を行ったとされるにもかかわらずである。

H：この法文中世以来の法学者たちがどのように解釈したか興味がありますが、それにしてもローマの法文は味わい深いですね。

第9節 物概念の破壊

I：次に、ローマ法的な物概念に対するナチス時代の批判が取り上げられて、ヴィアッカーの『所有権制度の変遷』（*Wandlungen der Eigentumsverfassung, Transformationen en la constitución*, in: *Der deutsche Staat der Gegenwart*, Heft 13, 1935, Sp.1446-1451, 後に F. Wieacker, *Zivilistische Schriften* (1934-1942) に所収) に触れられています。我が国では、すでに我妻先生が1938年に「ナチスの所有権理論」（初出は『牧野教授還暦記念祝賀論集』、後に『民法研究 I』に所収）で手短かに紹介されています。とてもよく整理がされているので、これに依拠して若干紹介しましょう。我妻先生は、その論文で、「この抽象的理論に与えられた具体的内容を究明し、果たして、また如何なる点に、ナチス所有権理論の特色と誇称しうるものが存在するかを考察することを目的とする」と冷静に述べられ、ナチスの理論について、個人所有権の確認の思想がその根底に横たわっている点、それから、

所有権を物に対する全面的支配権能という空虚な抽象的概念とはせずに、その社会的作用に応じた具体的な管理機能であるとする点、社会性から所有権の絶対性を制限するにせよ、各種の具体的かつ個別的な権能自体を所有権の内容としようとしている点に、その特色を見えています。そして、ヴィアッカーが、物資の社会的作用を営ませるようにする責任のある地位を想定し、この物資に対して認められた人格の、民族協同体における地位こそ所有権であるとしていることを紹介されています。所有権は法律秩序によって認められた、物の人格に対する帰属（Zuordnung）であり、客体を自己の責任で、しかも物の作用に適合するように操作することの委託（Zuweisung zu eigenverantwortlichem und sachgerechtem Verfahren mit dem Gegenstand）であるとしています。この脈絡で、まずは物資を動産と不動産に分類することが所有権の具体化の第一歩だというわけです。不動産の所有権の内容は、管理権能と管理義務であり、譲渡不可能を本体とする、としています。

H：私たちも、権利の絶対性から発生する問題・弊害に対処するために、権利の社会性を述べることはむしろ当然だと考えますが、個人所有権を出発としながら、管理義務の制約を受け、不動産の譲渡不可能というところまで言われると、処分を核とする近代的個人所有権とあまりにかけ離れてしまっているという印象を受けます。特に動産の分類のされ方など、機能主義的であると感じる部分もありますが、全体主義的な含意を強く感じます。

T：「所有権に義務が内在する」といっても、例えば近隣や社会にもっぱら害を及ぼす自由な使用に対する制約原理を念頭におくのと、処分権能を否定するにいたることに、大きな差がある、というのが私の考えです。その義務が、積極的な耕作や経営義務、ヴィアッカーの言葉ですと *Bewirtschaftungspflicht* でしょうか—これがヴィアッカーにあっては、先ほどの譲渡不可能と並んで挙げられています—、こうした義務を想定すると、使用制限ではなく、積極的な使用という内容強制ですよ。よく言われることですが、ローマ法では、承役地の建物所有者に壁の修繕義務を課す役権 *servitus oneris ferendi* に見られる—ヴォルテッラによれば、例えば役権設定時の契約に基づく義務であるといったように、原則との整合性が註釈学派以来議論されてきた—唯一の例外を除いて、所有地に作為義務の役権 *servitus* が設定されると、文字通り隷属的な関係が作られることになるので許されないのが原則です（役権は作為において存在しえない（*servitus in faciendo consistere nequit*））。ところで、ナチス期のこの問題は不動産、世襲農場について述べられているのですが、動産についてはどうですか。

I：動産については、Hattenhauer が指摘している統一的物概念の破壊が分類の面で進められます。動産は、食糧品その他民族生活の必需品、一般の商品、そして個人の使用動産といった *Sachgruppen* に分けられ、それぞれ管理権能や包括的支配

権能に違いがある、とされます。食糧品や必需品に対する所有権は、社会的拘束を強く受け、管理権能が帰属しているという意味にすぎず、不動産所有権に近いのに対して、一般の商品の管理権能は、民族生活において有する意義の大きさに比例して決まり、最後の使用動産については、利用が個人の自由に委ねられる範囲が広くなっていくとされます。確かに民族共同体といった指導的な観念は今日では全く受け入れられませんが、機能による動産の細分化は、分析視覚としては興味深いですね。

T：ナチス前夜については広渡清吾先生、ナチスの法学や法典については五十嵐清先生の作品がもちろん重要ですが、小野秀誠先生の「キール学派と民法：ラーレンツとヴィアッカー」『一橋法学』9巻2号は、戦後も活躍したナチス時代の二人の著名な私法学者について対比的に描かれていて面白いです。ここでも、マッチ箱、世襲農場、工業用地まで同じ「物」という単一の概念で捉える法理論では現実を把握できないとするヴィアッカーの所見が紹介されています。彼については没後いろいろな論稿が公にされ始めましたね。

I：Hattenhauer は、ナチスのイデオロギーが法律学の中に表現されているだけでなく、産業社会を目の当たりにして、多くの法律家が民法典の物概念について深く考えたとしています。社会が変化を遂げ、新たな人間観が生じると、人を物の支配者とする観念が疑問とされたというのですが、民族国家論が身分制国家の理想を称揚することになります。そして個人は民族共同体の一部としてのみ法的に意味を持ち、その身分の目的を果たすために必要な特別な所有権と物概念があてがわれる、というのです。結局ナチス時代には民法典90条は改正されなかったわけですが、問題自体は戦後も消えることはなかった、と述べています。ナチスに固有なものとしてそうでないものを区別しなければならないことは言うまでもないと思います。

H：著者は、請負契約について法典編纂者が、顧客である注文者が服地を持ってきて職人に背広を作ってもらおうといったイメージを描いていたこと、98条では、主物の経済目的に供するとされる従物についての条文で、農場、製粉場、鍛冶場の後によく工場を列挙していることを紹介し、このことから、産業社会以前のイメージを思い描いていたことがわかる、と指摘しています。物と言っても、「自由意思を持たない自然」というよりも、企業や機械を思い浮かべる世の中です。しかし「企業所有権」(Unternehmenseigentum) それから経営体、事業所 (Betrieb—ドイツ語の Betrieb や Unternehmen はわかりにくい概念ですが、田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』のそれぞれの項目に丁寧な解説があります—)などを物と捉えることは個人主義に脅威となる可能性があります。ヴィアッカーの考えは、もはや誰もナチスの思考に依拠しない時代に確認されるというのです。

第 10 節 取引の客体とならない物 *res extra commercium* の再生

T：この節は、それほど敷衍することはありません。資本主義が発達すると、この「自由意思を持たない自然」（*unfreie Natur*）である物が、逆に人を支配することになり、自ら考え、意欲し、権利の担い手として外界を支配できるようになったとあります。このことは様々な言い回しで頻繁に指摘されることです。かつては神聖物として取引の客体とならない物（*res extra commercium*）とされていた教会の不動産も、近代になると登記対象となるわけですが、他方で、工業化にともない、生産設備などを取って安易に法的取引に委ねよう（*unbefangen dem Rechtsverkehr auszuliefern, someter tranquilamente al tráfico gíuridico*）とはしないものが出てくると述べています。前の教会に関してはともかく、後者の所見は、むしろ、企業組織、集合物が一体として法的な取引対象になるのが近時の傾向だとすると、少しわかりにくいですね。

第 11 節 動物は物か？

T：物概念の再検討について最後に挙げられるのは動物保護の問題です。トマス・アクィナスが、聖書の創世記に依拠して、無機物から植物、動物そして最後に神の似姿である人間という神の創造の順序による階層秩序を想定していたことはすでに見ました。この秩序において動物は人間に資するものであると評価することも可能です。実際、西洋では、アリストテレスが、動物は感覚を有するが理性を欠く存在であり、人間より下位に位置づけられ、人間の目的のための資源だと主張したことが伝統になり、動物が正義から排除され、トマス・アクィナスも、理性の欠如を根拠に動物の人間への隷属を正当化した、と評価されます。簡潔なものとして、D. ドゥグラツィア（戸田清訳）『動物の権利』の冒頭の叙述が参考になります。

H：私も冒頭の箇所を読んでみたのですが、自然法論者ではなく、むしろ、功利主義者ベンタムが、人間に劣らず快樂と苦痛を経験できる「感覚性をもつ動物」（*sentient animals*）を考慮すべきと考えたことも、思想史の一齣としてとても興味深いですね。

I：しかし Hattenhauer は、神の作った秩序から、創造物としての動物は単なる物ではないとする考え方を引き出しています。確かに、後で話題になりますドイツの現行動物保護法の第 1 条は、次のようにその目的を規定しています。

同じ被造物としての動物に対する人の責任に基づいて、動物の生命及び健在を保護することを目的とする。何人も、合理的な理由なしに、動物に対して痛み、苦痛又は傷害を与えてはならない。

ここに、このキリスト教の観念を読み取ることもできます。

T：もっとも、A. リンゼイ（宇都宮秀和訳）『神は何のために動物を造ったのか 動物の権利の神学』第1章によりますと、トマス・アクィナスの『神学大全』の、「物言えぬ動物と植物は運動を引き起こす理性的生活を欠いている。彼らはいわば自然の衝動によって動かされている。それは彼らが生まれながらにして奴隷化されており、他者の使用に供されるという印なのである」という文章から明らかなように、動物を同じ被造物と捉えて保護の対象とすることは、キリスト教の正統な教義とは異なるようで、事実リンゼイも、この教義が挑戦を受けるのは18世紀になってからで、同世紀のハンフリー・プリマット『慈愛の義務と野生動物に対する残酷さの罪』に注目しています。

I：先ほど紹介のあった、動物の感覚を重視する立場に対して、自由意思を有するか否かを重視するカントやサヴィニーに見られる近代的な二分法、あるいは近代民法の分類からしますと、動物は難なく物に入ることになります。これでは動物保護が十分になされないと考えられるようになるわけですね。近代的な動物保護の嚆矢は、イングランドのトマス・アースキン卿が一貴族院を通過しますが、庶民院で否決されることになる一動物保護法を1809年に提案したことに始まります。この提案は庶民院では爆笑ものであったとHattenhauerは書いていますが、1822年にはリチャード・マーティンとジョン・ローレンスが、家畜などに対する虐待禁止法を提案し、翌年最初の法律が成立します。このイングランドの立法史を含め、動物保護に関する法的な問題一般については、青木人志先生の『動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較』（有斐閣）がとても詳しいです。

H：動物に対して残虐な扱いを禁止するにしても、保護法益が人の感情である場合は、残虐な屠殺が人目に晒されるようになされることを禁止するのが中心になるのに対して、動物自体を苦痛から保護するのだと考えると、苦痛をもたらす残虐な行為そのものが禁止されることとなりますよね。ドイツで、帝国レベルで動物の扱いについての法律が最初に実現したのものとしてHattenhauerが挙げているのが1871年の刑法典ですが、ナチス時代に特別法に委ねられるまでの当時の規定は次のようなものです。

刑法 360 条 1 項 (13 号) 権限なく又は不快な気にさせるように、動物を故意に苦しめ又は残虐に虐待した者は、……50 ターラー (150 マルク) 以下の罰金又は拘留に処する。

Mit Geldstrafe bis zu fünfzig Thalen [einhundertfünfzig Mark] oder mit Haft wird bestraft: ... 13. wer unbefugt oder in Ärgeriß erregender Weise Thiere boshaft quält oder roh mißhandelt. Se castifará con multa de hasta 150 marcos o con arreato... 13. A quien públicamente o siendo motivo de

escándalo, torturare intencionadamente a animales, o los maltratar brutalmente. と定めています。

このように、この段階では、人間の感情を保護するものであったことが分かります。Hattenhauer は、この規定は私法にとっては動物は物であることを確認する意味しかなかったと評価しています。ちなみに、ドイツの展開についても、やはり青木先生の著作の第4章、とりわけナチス時代について第2款で詳しく述べられています。

I：そして以後の興味深い展開が述べられていますね。つまりドイツでは、動物実験（Vivisektion）や、ユダヤ教徒の、シェヒテンと呼ばれるコーシャ屠殺（Schächtten, degollación ritual）、つまり頸動脈を切ってなされる畜殺が問題になってきます。教徒はこの典礼に則って畜殺されたものしか食肉にできないわけです。このため、動物保護がユダヤ人排斥と結びつくことになり、時代の思潮や風潮が色濃く反映することになります。Hattenhauer は、ナチスが政権を掌握するまで、ライヒ・レヴェルで、この種の屠殺を禁じる立法は難しかった、としています。このあたりの変遷について青木先生の著作以外に、何か文献がありますか。

T：短い論文ですが西村貴裕先生の「ナチス・ドイツの動物保護と自然保護法」『人間環境論集』5号があります。もちろんドイツ語の文献は多数ありますが、西村先生も利用されている Edeltraud Kluebing, Die gesetzlichen Regelungen der nationalsozialistischen Reichsregierung für den Tierschutz, den Naturschutz und den Umweltschutz (in: J. Radkau, F. Uekötter (hrsg.), *Naturschutz und Nationalsozialismus*, 2003) の記述が参考になります。ともに、ヴァイマル期の価値相対主義の法哲学者で、著名な刑法学者でもあったグスタフ・ラートブルフの以下の言葉が引用されています。これは1927年刑法典改正草案に対するものです。

「宗教的な屠殺の問題は、まず第一に、動物保護の観点からではなく信教の自由の観点から解答しなければならない。いずれにせよ屠殺は苦痛に満ちており、そこで屠殺される動物の苦痛がこちらの方が大きいとか小さいとか考慮したところで、どちみち信頼できる結論など導き出せる可能性はほとんどない。我々民族同胞の一部が、宗教的感情から特定の屠殺方法を行わないといけないうのであれば、そんな考慮は背後に退かざるをえない。このことはライヒ憲法（135条）の精神に合致する。その精神は、なるほど宗教の自由を一般的な国家制定法に反しない限りでのみ保障しているが、しかしまさしく国家制定法は可能な限り宗教的实践を侵害しないと表現しているのである。」

《Die Frage des Schächtens ist in erster Linie nicht unter dem Gesichtspunkt des Tierschutzes zu beantworten, sondern unter dem

Gesichtspunkt der Religionsfreiheit. Die Abwägung zwischen etwas größeren und geringeren Schmerzen des Schlachttieres bei dem in jedem Fall qualvollen Vorgang des Schlachtens, eine Abwägung, die überdies mit zuverlässigem Ergebnis kaum vorgenommen werden kann, muß zurücktreten, wenn von einem Teil unserer Volksgenossen erklärt wird, ihr religiöses Gefühl fordere unabweislich ein bestimmtes Schlachtverfahren. Das entspricht dem Geist der RV (Art. 135), der die Religionsfreiheit zwar nur unbeschadet der allgemeinen Staatsgesetze gewährleistet, aber eben dadurch zum Ausdruck bringt, daß die Staatsgesetze, soweit es irgend möglich erscheint, die Religionsausübung nicht antastieren werden.》

後で近年のドイツの状況について述べる予定ですが、動物愛護と古典的な基本的人権である自由権との対立について、賛否はともかく、きちんと論じられています。

H：Hattenhauer も、1930年には、ライヒ議会の委員会が、議員のベル博士による提案を採用し、動物の扱いは真摯な学問的な目的や宗教団体の慣行を行う限り処罰の対象としてはならないと決議したことを挙げています。ヴァイマル憲法は、とりわけ所有権の規定からのイメージでしょうか、自由権を列挙した近代憲法から一歩進めて社会権を条文化した憲法だと考えがちですし、他方で、当時の社会は、帝国の時代からの保守的、権威主義的な風潮が強く残っていたと指摘されることも多いようですが、ヴァイマル共和国のこうした自由主義的傾向も忘れてはいけないと思います。同時にこうした社会が急速にナチズム体制へと移行したことはとても恐ろしいですね。

I：事実、ナチスが政権を獲得すると動物保護の方向に急展開するのですが、この保護は、ユダヤ人に対する弾圧政策の一環として位置づけることができます。Hattenhauer は、1933年3月21日に一とありますが4月21日の動物屠殺法（Gesetz über das Schlachten von Tieren）のことでしょう。一、コーシャ屠殺が法律によって禁じられ、同年5月26日には刑法においても重罰化が実現し、1933年11月24日にはライヒ動物保護法が成立したことを述べています。ちなみに、スイスではすでに1893年にコーシャ屠殺は禁止されており、論争に決着がはかられていたようです。この刑法改正にあたっての刑法委員会報告書の翻訳が『司法資料』236号に掲載されています（青木人志『動物の比較法文化』156頁以下のほか、渡邊齊志「短信：ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入」『外国の立法』214号にも紹介があります）。

「獨逸民族が遠い昔から動物に与えてきた保護と云うものは、その人種的感情と合致するものである。由来人種的に考察すれば獨逸人なるものは、動物を愛好する精神に富む人種なのであって、動物を目して是も亦自分と同様に神の作

り給ふた生物たるものであると観じ、動物も亦人間と同じやうに苦痛を感じる
ことの出来るものであることを悟り且之を斟酌して来た。」

H：人種的という表現が当時の状況を物語っているように思います。先ほど教えていた
だいた西村先生の論文には、ナチス時代の高官ヘルマン・ゲーリングの演説も紹
介されており、ここには人種主義がより鮮明に前面に出ています。

「ドイツ人は常に、動物への偉大な愛情を大いに示してきたのであり、動物保
護は常にドイツ人の琴線に触れる問題である。……北方人種、特にドイツ人
のおとぎ話や神話は、動物との密接な触れ合いの精神—すべてのアーリア人種が
有している—を示している。……外来の正義感や奇妙な法律的包摂、裁判が国
民に疎遠な人々の手に担われているという不幸な事実など、これらすべての事
情により、これまで動物は法律において命のない物であると考えられてきた。……
このことはドイツの精神に適合せず、何にもまして、ナチズムの理念とは完全
にかけ離れている」。

T：問題の、ライヒ動物保護法の条文ですが、同法の冒頭、1条1項で、「動物を不
必要に苦しめ又は残虐に虐待することは禁じられる」と規定し、9条には、「2年以
下の懲役及び（又は）罰金に処す」とあります。さらにこの法律を受けて「動物屠
殺規則」が定められ、屠殺が公に晒されることが禁じられ（2条）、また動物の不
必要な興奮や苦痛を回避するための方法について定められています（6条）。ちな
みに、こうした戦前のドイツの法律については、オーストリア国立図書館
（Österreichische Nationalbibliothek）のサイトが、ライヒ官報（Reichsgesetz-
blatt）を掲載しており、容易に見ることができます。

H：動物の「苦痛」が避けるべきものとされていることは新たな視点ですが、この規
則には、「公に晒さない」という、先ほど述べていた人間の不快感の保護もなされ
ていますね。前者について、Hattenhauer は、動物について90条の物概念が制限
されたというように考えています。実際、1990年になってのことですが、ドイツ
は民法典90条に次のような新たな規定を加えることとなります。

民法90条a 動物は物ではない。それは特別法によって保護される。動物に
は、別に定めがない限り、物についての現行規定が準用されるものとする。

Tiere sind keine Sachen. Sie werden durch besondere Gesetze geschützt. Auf
sie sind die für Sachen geltenden Vorschriften entsprechend
anzuwenden, soweit nicht etwas anders bestimmt ist.

Hattenhauer は、法制史からみて動物も神の被造物であると中世の創造秩序へ
の回帰と考えることができないだろうか、と書いています。この秩序に関しては、
先にも述べられましたように、人間以外の物は人間に資するための存在であるとい
う、動物保護からは否定的な解釈も可能かもしれませんが、T先生が言及されたよ

うに、今日では「被造物」という観念が保護法の条文の中で表現されています。

I：動物保護をきっかけに、物概念の修正を民法典の条文に反映させておくというのは、いかにもドイツらしい対応ですね。民法第1編総則第2章の表題も「物」から「物及び動物」(Sachen und Tiere)に変わっています。

T：ここからは余談なのですが、イスラム教徒の一部に、血抜きを始める前に気絶させないハラール屠殺による肉を食すべきであるとする集団があり、動物の屠殺問題は、1970年代以降ドイツで再びアクチュアルなものになり、憲法訴訟に発展します。第二次大戦後、この屠殺はコーシャ屠殺とともに信教の自由から認められていたようなのですが、1986年に動物保護法が制定されます。この法律については、浦川道太郎先生の紹介、翻訳があります(「ドイツにおける動物保護法の生成と展開 一付・ドイツ動物保護法(翻訳)一」(『早稲田法学』78巻4号))。同法は屠殺について次のように定めています。

4a条1項 温血動物は血抜きを始める前に気絶させる場合にのみ屠殺することができる。

2項 前項の規定にかかわらず次の場合には気絶させることなく屠殺することができる。……

2 主務官庁が、気絶させずにおこなう屠殺(典礼に従う畜殺)のための例外的認可を与えるとき。この場合、この法律の施行区域内において、強制力ある教令により典礼に従う畜殺を定め、又は典礼に従って畜殺されていない動物の肉の食用を禁止している特定の宗教団体(Religionsgemeinschaft)の所属員の要求に応じる必要性があるときに限り、主務官庁は例外的認可を与えることができる。

このように2項で特例措置を認めているのですが、ハラール屠殺による食肉を強制している集団に属しているわけではないイスラム教徒の食肉業者が、行政官庁から不認可決定を受けます。彼は裁判所に異議申立を行います。ヘッセン上級行政裁判所で訴えを退けられたため、信教の自由及び職業の自由、ひいては一般的行為の自由を侵害されたと主張し、連邦憲法裁判所に憲法異議の申立てを行います。2002年1月15日、裁判所は、動物保護法自体は合憲であることを確認した上で、基本法12条の職業選択の自由はドイツ人に限定されており適用されないが、基本法2条1項の人格権侵害を根拠として、戒律の存在について事実認定を行う際の、例えば条文の「宗教団体」概念などにつき法律の解釈が不当であり、行政庁・行政裁判所の決定は違憲であると判示し、業者の主張を認めます。鼎談では、これまで憲法判例の話をする機会が殆んどありませんでしたから、簡単に触れておこうと思いました。なおこの判決については、紹介・解説があります(近藤敦「イスラームの作法に則った屠殺の規制」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』(信山社))。

I：ドイツの連邦憲法裁判所の判決も、そして違憲判断も数が多いですね。日付さえ知っておくと Bundesverfassungsgericht のサイトですぐに探ことができ、しかもプレス・リリース（Pressemitteilungen）は判決の簡潔な紹介が独英二カ国語で読めてとても便利です。